

在日外国人の母子保健統計に関する研究

李 節 子

①

在日外国人の母子保健統計に関する研究

李 節 子

# 在日外国人の母子保健統計に関する研究

## 目次

序章	研究の目的と背景	2 頁
第 1 章	国際人流に関する統計及び人口動態統計の分析	
	Ⅰ 研究の目的	6 頁
	Ⅱ 研究方法及び資料	7
	Ⅲ 結果	13
	Ⅳ 考察	20
	Ⅴ 結語	27
第 2 章	全国福祉事務所における在日外国人母子の実態調査	
	Ⅰ 研究の目的	30 頁
	Ⅱ 研究対象及び方法	31
	Ⅲ 結果	33
	Ⅳ 考察	45
	Ⅴ 結語	52
謝辞		54 頁
文献		55 頁
図・表・付録		62 頁
	第 1 章に関する図・表・付録	62
	第 2 章に関する図・表・付録	91

## 序 章

### 研究の目的と背景

近年、「国際」という言葉が頻繁に使われている。「国際化」「国際社会」「国際貢献」「国際交流」「国際感覚」などである。事実、日本の経済・社会の発展とともに「人」の国際化の流れはめざましく、海外へ出かける日本人、入国する外国人が急増し、また、日本に定住する「在日外国人」「外国籍住民」も増えている。法務省入国管理局の統計によると、1992年、海外に出かけた日本人の数は1200万人、入国した外国人は400万人に達しようとしている<sup>1)</sup>。また、本邦における外国人登録者数は約128万人で、総人口の1%を超えている<sup>2)</sup>。外務省の統計によれば、1991年の海外在留邦人は約66万人で、この数年、特に長期滞在者の増加がめざましく、この数年で約2倍となっている。日系人を合わせると200万人以上の日本人が海外で暮らしている<sup>3)</sup>。交通手段、情報の飛躍的な発展により、世界の距離は狭くなったといわれ、今後ますます、国籍、人種、民族、宗教の違いを超え、相互に助け合い、共存しなければならない時代が到来してくるであろう。

日本国内においてもそれらは例外でなく、「人」の国際化は確実に急激に進んでいる。特に注目すべきは、1986年から日本経済が長期の好況局面に入った後、戦前、戦中からの在日韓国・朝鮮人、中国人とその子孫「永住者」等は、むしろ減少しているにもかかわらず、「新しい外国人」ニューカマーが急速に増加していることである。しかし、その変化に社会が十分に対応しているとはいえず、足元である「内なる国際化社会」には、さまざまな課題がのこされている。具体的には法的整備とともに、外国人の基本的人権の保障、福祉、保健、医療の改善などである<sup>4) 5) 6)</sup>。1992年、総務庁行政監察局は「国際化時代 外国人をめぐる行政の現状と課題」という報告書の中で「国際的視野での検討が不可欠な問題であり、これらの検討にあたっては外国人の基本的人権を保障し、国内の諸制度の下においては公正、平等を旨とするとの視点も欠かせない。」と述べている<sup>7)</sup>。

時代の変化とともに、在日「外国人」の形態が変化し、保健・医療・福祉の分野でもさまざまな問題が起こってきている<sup>8)</sup>。特に、母子保健・医療の分野では重要課題となっている<sup>9) 10)</sup>。妊娠・出産・育児に関連する問題は、その対応の遅れが深刻な影響を与えかねず、次世代にもわたるものである。しかし、まだ十分な医療、福祉、保健の対策がなされていないとはいえず、本邦における在日外国人の母子保健研究は、まだ研究の数も少なく、始まったばかりである。移民の歴史が長く、多民族国家を形成している米国では、ethnic groupに関する研究は、重要な研究テーマとしても位置づけられており、数多くの調査研究が行われている<sup>11) - 14)</sup>。

筆者の先行研究では<sup>15)</sup>、日本における在日外国人の保健・医療に関する研究は、1970

年代頃から始まり、1980年代前半まで、主に在日韓国、朝鮮人に関するもので、内容は健康調査と内科疾患(特に肝臓)に関する報告等<sup>18)~20)</sup>で文献数も少なかった。しかし、1980年代の後半からは、急激に文献数が増加し、その対象国籍、主題もさまざまとなった。特に、精神保健<sup>21)~23)</sup>、母子保健、結核<sup>24)~26)</sup>に関する研究が、1990年前後から急増している。在日外国人に関する研究が急増した背景には、「新しい」外国人の急増が考えられる。この時期、マスコミ等でも毎日のように外国人労働者の問題が取り上げられていた。医療、福祉、保健の分野でも例外ではなく、いくつかの学会で、外国人医療問題がシンポジウム等でとりあげられた。精神保健、母子保健、結核の問題は、急増する「新しい外国人」の健康問題の中でも特に、注目すべきところであった。

在日外国人母子保健研究は、1980年代にはわずかしかなかく、1990代から始まったばかりといえる。そのほとんどが、各医療機関における調査報告、事例報告で、研究目的は急増する外国人妊産婦及び児の実態報告と、その対応方法、問題点についてであった<sup>15)</sup>。1989年から3年間おこなわれた、厚生省心身障害研究「高齢化社会を迎えるに当たっての母子保健事業策定に関する研究」班「在日外国人の母子保健の現状と対策に関する研究」が設定されたことで母子保健研究が本格的となっていった<sup>25)~28)</sup>。

現在、母子保健医療の現場から、外国人の妊娠・出産・育児についてさまざまな問題が提起されているが、それらをまとめると、在日外国人の対象は大きく次の4つに分けられる。①従来からの在日韓国・朝鮮、中国人等の「永住者」、②この数年に来日した「新しい外国人」ニューカマー、③いわゆる欧米人、④「不法在留」「資格外就労」(以下、オーバースティ)のグループである<sup>29)</sup>。「永住者」のほとんどは日本で生まれ育った二世・三世の者で、言葉、文化、医療制度の適用等に問題がないため、母子保健上の問題は提起されていない。「新しい外国人」ニューカマーのグループに対しては、吉岡らの報告によると、「夫婦とも外国で生まれ、来日後まもなく妊娠・分娩を経験し、日本語理解も十分でない人たち、及び、自国に帰って分娩をする人たちは、母子保健サービスを受ける機会が少なく、母子保健対策の重要対象とすべきである。」と述べている<sup>30)</sup>。桑山は精神科医の立場から、近年急増した主にアジアからの「外国人花嫁」の異文化適応の問題を提起している<sup>40)</sup>。次に、いわゆる欧米人のグループに対しては、清水が西洋人女性の医療現場での要望をまとめ報告しているが、主に、医療従事者とのインフォームドコンセントが、重要課題となっている<sup>41)</sup>。オーバースティのグループに関する報告は、その問題の程度が深刻で、かつ緊急性、救命性の高い事例報告がほとんどであった<sup>42)~45)</sup>。

「在日外国人」といっても、そのおかれている現状は、さまざまで、在日の形態や生活基盤も全く違っており、一括して同様に議論はできないであろう。現在、在日外国人の母子保健・医療対策を考えるにあたっては、その国際化の現状を踏まえた広域的、包括的な研究が必要であり、又、その背景に応じた個別の対策が求められている。しかし、これまでに、各医療機関からの調査報告、地域を限定した実態調査は行われているもの<sup>57)~60)</sup>、全国規模での研究はほとんど行われておらず、個別グループの比較検討も少ない。全国規模での調査では、1993年、中村らによつてはじめて、新生児施設、障害児施設における在日外国人障害児および新生児のニーズに関するアンケート調査が行われたのみである<sup>61)</sup>。又、全国的な在日外国人母子の現状を示す健康指標となる統計は作られていない。厚生省の「人口動態統計」に、外国人の出生、死亡、死産、婚姻、離婚等の件数が付録として掲載されているだけである。

本研究は、以上の理由から、本邦における在日外国人の現状と推移を統計上から把握し、「人」の国際化の現状を明らかにするとともに、在日外国人の母子保健統計を作成することによって、その現状と問題点を明らかにし、今後の施策の基礎資料と資するものである。その方法として、国際人流に関する統計の分析、人口動態統計の分析を行い、在日外国人の国籍（出身地）別健康指標を作成した。さらには、全国福祉事務所を対象とし、在日外国人児童及び妊産婦の保健・福祉の実態を調査し、国籍（出身地）別・年次別基本統計を作成した。

## 第 1 章

### 国際人流に関する統計及び人口動態統計の分析

## 1. 研究の目的

近年、交通手段、情報の飛躍的な発展により、世界の距離は狭くなったと言われ、国際経済、国際物流、国際的な人口移動いわゆる国際人流の頻繁な時代となっている。日本も例外ではなく、この数年、海外へ出かける日本人、入国する外国人数は急激に増加している<sup>41)</sup>。又、日本に定住する、「外国籍住民」も増え「人」の国際化が進んでいるといえるであろう<sup>2)</sup>。しかし、急増する外国人に社会が十分対応できているとはいえず、福祉、保健、医療の緒施策、法的整備が求められている<sup>41)~43)</sup>。

母子保健・医療の分野でも、外国人の受診者が増加し、さまざまな問題が提起されている<sup>91)10)</sup>。中でもこれまでになかった「新しい外国人」、すなわちニューカマーに対する対応と、「不法在留」「資格外就労」(以下、オーバースティ)の問題が特にクローズアップされている<sup>42)~44)</sup>。

現在、在日外国人の母子保健・医療対策を考えるにあたっては、その国際化の現状を踏まえた広域的・包括的な健康施策の研究が求められている。しかし、これまで、各医療機関からの調査報告、地域を限定した実態調査は行われているものの<sup>57)~60)</sup>、全国規模での研究はほとんど行われていない。さらに、全国的な在日外国人の現状をあらゆる母子保健の健康指標となるものはほとんどない。在日外国人の全般的な母子保健統計・指標を得るのは一般に困難で、「国民衛生の動向」には外国人の統計指標が出されていない<sup>62)</sup>。厚生省の「人口動態統計」に1955年から、外国人の出生、死亡、死産、婚姻、離婚等の件数が付録として掲載されているだけである<sup>63)</sup>。

本邦における外国人には、海外からの移住に伴う生活環境の変化、民族、習慣、言語の相違などからくる心理的、身体的ストレス、さらには社会的、経済的影響によって、健康生活への影響がでていることが推定される。特に、女性や子ども、妊娠、分娩に関わる事象には、その影響が強く反映されているものと予測され、母子保健の指標である、妊産婦死亡率、死産率、乳児死亡率等に影響をあたえていると考えられる。

母子保健統計について、外国人と日本人、外国人の中でも、居住年数の長い外国人と、移住後、日の浅い外国人との比較をすることは、健康障害・疾病発生と環境要因の関連性を探求するための母子保健研究、疫学的研究として、又、保健、医療、福祉等の健康施策・行政面でも貴重な資料となり、重要な示唆を与えることができるものである。

以上の見地から、本研究においては、在日外国人の母子保健統計指標を作成、分析することによって、国籍別の健康水準の評価を行うことが目的である。

論文の構成は、まず、本邦における国際人流、在日外国人の現状と推移を統計上から把握し、国際化の現状、在日外国人の国籍別構成員、移住の歴史、定住性、在留形態の特性を明らかにした。次に、それらによって裏付けられた外国人の国籍別母子保健統計指標を作成、日本人とともに比較検討をおこなった。それらによって、在日外国人の母子保健の現状と課題を検討するものである。

## II. 研究方法及び資料

### 1. 国際人流、在日外国人統計

#### 1) 日本人出国者・外国人入国者、外国人登録者

日本に居住する外国人は「出入国管理及び難民認定法」によって在留資格が定められており、「外国人登録法」によって、90日をすぎて日本に滞在する外国人は登録をしなければならぬことになっている。現在、これらの統計資料として、主に、毎年発行される法務省大臣官房司法法制調査部編「出入国管理統計」<sup>1)</sup>と、2年毎に発行される入管協会発行「在留外国人統計」<sup>2)</sup>（法務省保管の外国人登録記録に基づいて作成）とがある。

本研究では、戦後最も古いものから、最新の資料を使用することとした。外国人の出入国者についての統計は、1950年に「出入国管理庁」が設置された時点から、外国人登録者数については、「外国人登録令」の施行された1947年からとした。但し、「在留外国人統計」は1959年を第1回とし、1974年まで5年ごとに発刊し、1984年以降は2年毎となっているため、1950年以降、「在留外国人統計」で把握できない資料については、法務省入国管理局作成の資料を用いた。「在留外国人統計」が現在（1995年6月現在）入手できる、最も新しい資料は1992年、平成4年（平成5年版）の統計<sup>3)</sup>であるため、本研究では、1992年までの統計・資料<sup>1) 2) 6) 7) ~ 9)</sup>を使用し分析するものとした。

現在、出入国管理統計は、本邦に入国、出国するすべての外国人が対象とされ、出入国の際に出入国カードが提出、作成、電算集計されており、かなり厳格に集計されていると

思われる。しかし、正規の入国をとらない不法上陸もわずかではあるが存在する<sup>67)</sup>。しかし、これは統計的に許容されよう。

外国人登録者については、90日をすぎる滞在者の記録であるため、入国後90日以内に出国する場合などは登録されていない。又、入国の際に観光ビザなど、90日以内の期限で入国し、期限を過ぎてもそのまま滞在し、外国人登録されていないオーバースティ外国人も存在する。法務省入国管理局は、外国人の入国・出国記録から処理し、オーバースティ人数、国籍、性別等を推測しているが、かなりの数に上っていることが報告されている<sup>68)</sup>。

外国人の人口統計の分析には、オーバースティ外国人の数値を考慮して検討する必要がある。しかし、彼らの居住地を含めた生活実態の統計的把握は不可能である。正規に在留している外国人については、居住地の市町村長に登録申請をする義務があり、出生、死亡、居住変更等について、14日以内に登録、申請をしなければならず、これに違反した場合には、1年以下の懲役、若しくは禁錮または20万円以下の罰金（外国人登録法第18条）など、かなり厳格な罰則が課せられている。又、届け出によって、生活上の諸権利が発生する現状から、不申告、失期はかなり少ないことが予測できる。但し、1950年代初頭、外国人の管理統計が作成されはじめた頃には、かなりの混乱が想像され、申告漏れ、不申告、失期遅延申告などが多数存在していたことも考えられる。

以上、在日外国人統計・資料を用い、以下の方法で分析を行った。

- i. 外国人入国者数、日本人出入国者数の推移には1950年から1992年までの統計を用い、外国人登録者数の推移は、1947年から1992年までの統計を用いた。
- ii. 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移を、上位10位までに整理し、1950年から10年毎及び1987年、1992年の6期に区分し、構成要員割合を算出した。
- iii. 国籍(出身地)、在留資格別に、特に外国人の変動の激しかった1986年から1992年を中心に比較検討し、法務省入国管理局の電算統計記録から1990年7月から1993年5月のオーバースティ外国人の推移を分析。又、都道府県別外国人登録者数の推移と総人口に占める割合を算出した。人口統計資料には総務庁統計局の「人口推計資料」を用いた<sup>73)</sup>。
- iv. 1992年の年齢、性別、外国人登録者人口構成を5歳毎、国籍(出身地)別に調べ、さらに年少人口、生産年齢人口、高齢人口を算出した。従来からの在日韓国・朝鮮人と「それ以外の国籍(出身地)の者」とでは、在日の歴史の長さからして明らかに人口分布が違うことが予測されたため区別して統計をだした。

## 2) 帰化者の推移

外国人の帰化者数については、一般資料として発刊されておらず、「官報」（大蔵省印刷局発行、週報）<sup>711</sup>に帰化者の住所、氏名、生年月日が掲載され、法務省の省庁内部資料として発行されている「法務年鑑」<sup>721</sup>に年間の帰化人数が記載されているのみである。さらに国籍別の帰化人数については、公表されていない。本研究においては、「法務年鑑」に直接あたるとともに、法務省民事課担当官に聞き取り調査を行った。帰化者についての年代は1952年のサンフランシスコ講和条約発効以降の資料とした。帰化者の数については、法務大臣の許可によって発生するものであり、統計に過少、過大申告はありえない。

「法務年鑑」及び法務省民事課担当官の聞き取り調査によって以下のことを行った。

- i. 帰化許可（国籍取得）者の国籍別推移を1952年から1992年<sup>721</sup>、国籍異動による日本人口の増加を1970年から1992年までの統計を用い分析した<sup>31</sup>。

## 2. 母子保健統計

### 1) 在日外国人に関する人口動態統計

本邦における人口動態調査は「戸籍法及び死産の届け出に関する規定」により届けられた出生、死亡、婚姻及び離婚を対象としている。これによって市町村で人口動態調査票が作成され、集計は厚生省大臣官房統計情報部で行われている。日本における外国人についても日本の法律が適用されるのが原則であり、外国人登録法によってもこれらの申告が義務づけられている。これは原則として在留期間に関係なく全ての外国人に適用されることになっている。

しかし人口動態統計上では従来から、「日本における日本人に係る人口動態事象」を基本的本来分として集計、分析がおこなわれており、客体は日本人に限られてきた。よって、外国人に関する統計は、補完的な集計が行われるのみとなり、「付録」として取扱われている<sup>731</sup>。外国人に関する人口動態統計は、1955年以降、各年の年報に「付録」として統計表が掲載されている<sup>831</sup>。

人口動態統計集計の客体原則が日本人であることから、「国民衛生の動向」、厚生省児童家庭局発行「母子衛生の主なる統計」<sup>741</sup>など公的行政機関刊行物からは、外国人統計は除外されている。外国人に関しては新生児死亡率、妊産婦死亡率、死産率など、基本的な母子保健健康指標についても作成されていない。1993年に初めて、厚生省大臣官房統計

情報部発行の「平成4年人口動態統計(確定数)の概況」<sup>75)</sup>に外国人の出生、婚姻、死亡等に関する統計表が掲載されたのみである<sup>72)</sup>。

## 2) 人口動態統計による母子保健統計・健康指標の作成・資料の評価

### i. 外国人人口動態事象届出

人口動態統計は、外国人の届出に基づいて、調査票(出生・死亡・死産・婚姻・離婚)を市区町村で常時作成し、これらの提出を受けて厚生省で集計されているものである。外国人の届出については、戸籍法第25条2項に「外国人に関する届出は、届出人の所在地でこれをしなければならない。」と規定されている。又、外国人登録法、出入国管理法に基づく届出義務もあり、さらに、外国人の国籍が所属する駐日大使館または領事館に届出が必要である。これらの届出の提出期限は厳格に定められている。本邦に生活の居住本拠地があり、外国人登録されている者であれば、これらの動態事象は、在留に伴う諸権利給付手続上、市区町村の手続済証明が必要不可欠なことから、かなり厳格におこなわれていることが考えられる。しかし、在留期間が90日未満の短期滞在者については、これらの事象が生じた場合、本国への申請のみとなる可能性が高い。しかし、死亡、死産については、「死体埋火葬証明」が埋葬に不可欠であることから、適用申告されていると考えられる。オーバースティの外国人の場合、その社会的状況からして、人口動態事象の内容によっては不利益な状況を生じることから、出生、婚姻については届出されていない可能性が極めて高い。よって、人口動態統計上、出生、婚姻については過少申告されている可能性があり、死亡、死産についてはかなり適正におこなわれていると推測される。

### ii. 外国人の国籍別区分集計

人口動態統計上の外国人国籍(出身地)区分は、1955年から1991年まで、「韓国・朝鮮」、「中国」、「米国」、「その他の外国」の4区分であった。しかし、1992年には国際化に鑑み、「フィリピン」、「タイ」、「英国」、「ブラジル」、「ペルー」が加わり9区分となった。

市区町村では、提出された国籍を人口動態統計調査票の国籍区分で分類し、厚生省に提出しているが、この区分集計の分類段階で不正確性が生じている可能性が考えられる。調査票作成当初より1986年まで、現在の「韓国・朝鮮」の国籍欄は、「朝鮮」と記載され

ていた。調査票作成の留意点として「朝鮮」には「韓国」も含まれるとあるが、実際には、「韓国」を「その他の外国」に分類している可能性もある。又、生方<sup>19)</sup>は在日韓国・朝鮮人死亡者が国籍不詳で「その他」の国籍に分類されている可能性もあることを指摘している。人口動態統計上の外国人の事象を国籍別に集計、解析するには、このような調査票作成段階における不正確性がある可能性を考慮しておかねばならない。

### iii. 外国人国籍別出生

人口動態統計には1955年より、外国人の国籍別出生児数が集計されているが、「外国人出生児の国籍」は、1984年に国籍法が父系血統主義から父母両系主義に改定されたことにより、国籍の取り扱いが大きく変化した。それまでは、人口動態統計調査票をもとに、父親が日本国籍であった場合のみを、「日本人」として集計してきた。しかし、1985以降、母親が日本国籍であれば、父親が外国籍であっても、児は日本国籍が取得可能となり、「日本人」として集計され、公表されるようになった。人口動態統計の調査票は1987年以降改定され、統計上母・外国人、父・外国人の出生児数を把握できるようになった。

すなわち、人口動態統計上の「日本における外国人の出生児数」は1955年から1984年までは、父親の国籍別出生児数（嫡出でない児の場合は母親の国籍）であり、1987以降は、父・母共に外国人の母親の国籍別出生児数である。1985年と1986年は父母両系主義の原則にのっとり集計されているが、統計集計上の混乱があったと予想される。

人口動態集計票は「出生児の国籍」をあらわすのではなく、国籍法からして「父・母どちらかが日本人であれば、日本国籍が取得可能であるから、日本人としている」にすぎない。中には、日本国籍以外の国籍を取得し、外国人となることもあることを考慮する必要がある。又、父・母共外国人の出生児は母親の国籍によって分類されていたことから、父母の国籍が違っていた場合、児が父親の国籍を取得することもあり、人口動態統計上の児の国籍が、児の国籍の実態を表しているとは限らないのである。

このように、1987年以降、「日本における外国人の出生児数」の集計法が変化、客体が違っていることが、人口動態統計上の何処にも記載されていなかった。本研究の調査過程の中で、筆者の担当官との直接面談で明らかになったことである。1992年の人口動態統計より、父・母の国籍別出生児数が（どちらか一方が日本人の場合のみ）1987年にさかのぼって、日本人出生児の統計欄に記載されるようになり、「付録」欄の外国人の出生児数に、父・母の国籍別出生児数が集計、公表されるようになった。

勝野ら<sup>76)</sup>は、1990年の論文の中で、人口動態統計上母親の国籍別出生児数を算出できないと述べ、母親の国籍別にみた推計出生数を算出しているが、1987年以降、実数の集計が可能である。すなわち、「付録」に記載されている「外国人の出生児数」と、日本人欄に記載されている「母・外国人、父・日本人」の出生児数を合算することで算出される。本研究では、この計算法によって得られた母親の国籍別出生児数を基に、統計解析する。

出生率の指標に関しては、出生率の算出に「人口千人」を用いた場合、その全人口にしろめる出産可能な婦人数の割合に大きく影響される。本邦における外国人には、国籍別に男女割合、出産可能な婦人数の割合にかなりな相違があるため、分母には「15歳～39歳の女性人口千人」（在留外国人統計より算出）を用いて、比較検討を行っている。

#### iv. 死産率、妊産婦死亡率の算出

人口動態統計上の国籍別出生児数は、国籍法の影響を受けていることを前述したが、死産、死亡については、本人の国籍である。すなわち、母・外国人、父・日本人の場合、出生児は「日本人」に集計されており、死産、死亡の場合は「外国人」に集計されている。

これまで、人口動態統計を用いて、日本人の死産率： $\text{死産数} \div (\text{出生} + \text{死産}) \times 1,000$ 、妊産婦死亡率： $\text{妊産婦死亡数} \div \text{出生} \times 100,000$ の算出が行われ公表されているが、統計上の不合理が生じている。すなわち、1984年以前、国籍法が父系血統主義をとっていた統計では、父・外国人、母・日本人の場合、日本人の母の出生児は「外国人」に集計されており、その死産、死亡は「日本人」に集計されている。父母両系主義となつてからは、母・外国人、父・日本人の場合、その出生児数は「日本人」に、死産、死亡は「外国人」に集計されている。すなわち、死産率、妊産婦死亡率の分母、分子を日本人に限定し算定することは統計上の不合理が生じる。

これまで、日本における外国人の妊産婦死亡数、妊産婦死亡率は算出されていない。死産率については、平山<sup>77)</sup>をはじめ、幾つかの研究<sup>78)～81)</sup>で外国人の死産率の算出が、人口動態統計上の資料をそのまま用いて行われているが、日本人と同様の論理で、分母、分子を外国人に限定することは統計上の不合理が生じている。

本研究においては、前述したごとく、母親の国籍別出生児数を算出しそれを分母とし、母親の国籍別死産数、妊産婦死亡数を分子として、死産率、妊産婦死亡率を算出した。よつて、これらの母子保健統計を算出するのは、人口動態統計上統計計算が可能となつた1987年以降のみとした。

v. 母子保健統計健康指標の作成

本研究においては、人口動態統計を用い、前述したごとく、その資料としての評価をもとに以下の方法によって、母子保健統計健康指標を作成した。

- i. 日本人の外国人との婚姻件数の推移を、国籍(出身地)別、妻・外国人、夫・外国人別に1965年から1992年までの統計を用い分析した。
- ii. 国籍(出身地)別外国人の出生児数の推移は、1955年から1992までの統計を用い、1987年からは外国人(父母どちらか一方を含む)出生児数の総出生児数に占める割合、母親の国籍別出生児数の推移を算出した。
- iii. 1958年から1992年までの35年間で5年毎の7期に分け、5年間毎各々の国籍(出身地)別出生児数、乳児死亡数、死産数、妊産婦死亡数の総数を求めた。又、出生児数と乳児死亡数によって乳児死亡率を算出した。7期(1988年から1992年区分)については死産率、妊産婦死亡率を算出した。
- iv. 1955年から1992年までの、死亡数を国籍別、年齢別(0~4歳、5~14歳、15~64歳、65歳以上)に集計し、死亡数の年次推移、総死亡数に占めるそれぞれの割合を算出した。
- v. 1992年について、新たに追加された国籍(出身地)別に死産率、乳児死亡率を算出した。15歳から39歳の女性人口を求め、女性千人あたりの出生児数、死産数を算出した。総死亡数中に占める乳児死亡の割合を算出した。

### III. 結果

#### 1. 国際人流、在日外国人統計

##### 1) 日本人出国者・外国人入国者の推移

1992年、日本人の出国者数は11,790,699人、外国人入国者数は3,926,347人で共に過去最高の人数となっている。日本人出国数は前年に比べ、10.9%の増加となっているが、外国人入国者は過去5年間で最低の増加率1.8%となっている。外国人入国者数には再入国者を含んでいるが、新規入国者の増加は0.4%にとどまっている。新規入国者の内91.8%

は短期滞在者で、3ヶ月以内の出国者は94.6%となっている。

1965年の日本人出国者数と外国人入国者数はほぼ同数であったが、日本人出国数は1970年代から増加し、1970年には936,205人であったものが1980年にはその約4倍となった。1986年には500万人を超え、1986年からはさらに急増し1990年に1000万人を超えている。1992年には対1986年、6,274,506人(113.7%)の増加となっている。外国人入国者は1970年代後半から徐々に増加しているが、1980年代後半から急増し、さらに1988年以降著しく、1986年から1992年で1,904,897人(94.2%)増加している(図1)。1955年から1987年までは米国からの入国者が最も多かったが、1988年には韓国が最も多くなった。1992年、アジアからの入国者2,651,559人(67.5%)が最も多く、1986年1,014,787人と比べ1,636,772人(161.3%)増加している。

## 2) 在日外国人の推移

### i. 外国人登録者数の推移

1992年の外国人登録者数は1,281,644人で、総人口に占める割合は1.03%となっている。日本で外国人登録令が初めて施行された1947年の外国人登録者数は、639,368人であった。1950年598,696人、1960年650,566人、1970年708,458人、1980年782,910人、1990年には1,075,317人となっている。1980年代後半の増加が著しく、1986年867,237人から1992年には1,281,644人となり、6年間で、414,407人(47.8%)の増加となっている(図2)。

### ii. 国籍(出身地)別外国人登録者の推移

外国人登録者の内訳を1950年から10年毎に区分して構成要員をみると、韓国・朝鮮人の占める割合が、1950年には91.0%であったものが、80年代後半から急激に減少し、1987年には76.2%となり、1992年には53.7%となった。1950年から1970年の外国人構成要員は、戦前から居住する韓国・朝鮮、中国人を除くと、米国、英国、カナダ、ドイツ、フランス等の欧米人である。1970年後半から東南アジアの登録者数が増加し、1980年代後半からの構成要員の変化がめざましくなっている。1950年から1988年までの約40年間は、第1位、韓国・朝鮮、第2位、中国、第3位、米国であったが、フィリピンが1989年に米国を抜き、1992年にはブラジルが第3位となった。1992年末における地域別構成は、アジア78.1%、南米14.6%、北米3.9%、ヨーロッパ2.3%、オセアニア0.6%、アフリカ0.3%、その他0.1%である。対1990年の増加率はアジア8.2%、南米161.8%、アフリカ88.2%で南米、

アフリカからの登録者が急増している（表1）。

### iii. 在留資格別外国人の推移

1992年の在留資格別、外国人登録者数をみると、「永住者」が49.6%を占めている、次に「日本人の配偶者等」16.3%、「定住者」9.6%となっている。対1986年の増減率でみると「永住者」の数は3.1%減少している。「永住者」の94.1%は韓国・朝鮮の国籍（出身地）の者であるが、最も減少率（4.7%）が大きい。「日本人の配偶者等」407.2%、「定住者」125.9%、「留学生」175.3%、「就学生」208.0%増加している。なかでもブラジル人の「日本人の配偶者等」は、122.4倍の激増となっている。「日本人の配偶者等」は1988年まで、中国、韓国、フィリピンが多くを占めていたが、1990年からブラジルが最も多く占めるようになってきている。1993年5月のオーバースティの総数は、298,646人で、女性が106,532人（35.7%）を占める。1990年7月から192,149人（180.4%）増加しており、女性は66,886人（168.7%）増加している。中でもタイの女性が著しく29,759人（298.9%）の増加となっている（表2）。

### iv. 都道府県別外国人登録者数

都道府県別外国人登録者数、総人口に占める割合、増加率は各自治体によってかなり違っている。1992年、外国人登録者数の最も多い都道府県は、東京都で247,446人（19.3%）、次に大阪213,935人（16.7%）、愛知県105,336人（8.2%）である。総人口に占める外国人登録者数の割合は大阪府2.45%、東京都2.08%、京都府2.14%となっている。最も外国人登録者の少ないのは徳島県で1,236人、総人口に占める割合の少ないのは鹿児島県で0.14%である。1986年からの外国人登録者数の増加率では栃木県351.5%、群馬県318.4%、静岡県251.5%が著しく増加している（表3）。

### v. 帰化許可（国籍取得）者の推移及び国籍異動による日本人人口の増加

1992年の帰化許可者は9,363人、「国籍取得の届出」による日本国籍の取得者は1,993人である。国籍離脱者は173人となっている。1965年から1992年までの帰化者総数は183,349人で、原国籍が韓国・朝鮮134,559人（73.4%）、中国39,809人（21.7%）、その他の国籍8,981人（4.9%）となっている。1973年に中国人の帰化者が急増し、過去最高の13,629人となっているが、帰化者は、年々増加傾向を示している（表4）。1970年から1992年までの国

籍異動による日本人人口純増数の総数は183,596人である。1985年から1987年までの3年間に「国籍取得の届出」による日本国籍取得者が急増し、3年間で30,553人となっているため、この時期の日本人人口の純増数が集中して多くなっている(図3)。

#### vi. 性別、年齢別、国籍別外国人登録者数

1992年末の性別総数は男性651,450(年齢不明1人を含む)人、女性は630,194人で男性が女性をわずかに上回っている(表5)。しかし、性別、年齢別、国籍別外国人登録者は、国籍(出身地)によって明らかに人口構成が違っている。「韓国・朝鮮」と「それ以外の国籍(出身地)」との総数で比較すると、「それ以外の国籍(出身地)」が男女ともに20代、30代の登録数が「韓国・朝鮮」を大きく上回っている。20歳から30歳までの女性は「韓国・朝鮮」が65,244人、「それ以外の国籍(出身地)」が126,336人で「韓国・朝鮮」の約2倍となっている。他の年代ではすべて「韓国・朝鮮」が多く、65歳以上の年齢層は80%以上を「韓国・朝鮮」が占めている。「それ以外の国籍(出身地)」では、15歳未満の年齢人口が5歳毎に増加し、0歳～4歳までの人口が最も多くなっている。「韓国・朝鮮」では若年層が減少し、0歳～4歳までの人口が最も少なくなっている(図4、5)。性別ではブラジル(図6)、米国は女性より男性が多く、フィリピンは圧倒的に女性(86.6%)が男性(13.4%)を上回っている(図7)。フィリピン女性は25歳から40歳までの人口が総数の87.6%を占めている。

1992年の外国人登録者の構成は生産年齢人口に集中しており81.6%で、日本人の69.7%を上回っている。高齢人口は5.8%と日本人の13.1%の約半数となっている。年少人口は12.6%、日本人17.2%より少なくなっている。「韓国・朝鮮」の人口構成は日本人と大きく変わらないが、「それ以外の国籍(出身地)」は年少人口8.6%、生産年齢人口89.5%、老年人口1.9%と生産年齢人口への集中が著しい(表5)。

無国籍の者は1,502人で、15歳未満が218人(14.5%)、0歳から4歳が138人(9.2%)、5歳から9歳が48人(3.2%)である(図8)。1990年の無国籍者は1,476人で、15歳未満は133人(9.0%)、0歳から4歳が74人(5.0%)である。15歳未満の無国籍児が、わずか2年で64%増加し、なかでも5歳未満の児が86.5%と著しく増加している。

## 2. 在日外国人の母子保健統計

### 1) 外国人との婚姻件数の推移

1992年、夫・妻とも日本人の婚姻件数は、728,579件で、夫・妻どちらか一方が外国人の婚姻件数は25,862件である。日本人の総婚姻件数に占める割合は3.4%で、妻・外国人19,423件2.6%、夫・外国人6,439件0.9%となっている。都道府県別では、東京都7.2%、沖縄県4.9%、千葉県4.8%、大阪府4.7%となっている。1965年の夫・妻とも日本人の婚姻件数は950,696件で、夫・妻どちらか一方が外国人の婚姻件数は4,156件(0.4%)、妻・外国人1,067件(0.1%)、夫・外国人3,089件(0.3%)であった。この27年間で日本人の総婚姻件数に占める夫・妻どちらか一方が外国人の割合は8.5倍、妻・外国人の占める割合は26倍の増加となった。

日本における外国人の婚姻件数の推移を夫妻の国籍別にみると、1965年、夫・外国人のほうが、妻・外国人より多かった。妻・外国人と夫・外国人が1974年にほぼ同数となり、1975年には逆転した。その後、妻・外国人の件数が増加し、1983年には妻・外国人が7,000件、夫・外国人が3,451件と約2倍となった。さらに1990年には妻・外国人20,026件、夫・外国人が5,600件と約4倍の差となっている。夫・妻共に外国人の婚姻件数は、ほぼ横ばいで変わっていない(図9)。妻・外国人の国籍別婚姻件数をみると、従来「韓国・朝鮮」が最も多く、「米国」が少なかった。しかし「その他の外国」との婚姻件数が80年代後半から急増し、1985年2,096件、1991年には8,013件と約4倍になり、国籍別婚姻件数の中で最も多くなった(図10)。夫・外国人の国籍別婚姻件数は、1965年から1970年まで「米国」が最も多く、1971年から1990年まで、「韓国・朝鮮」、「米国」、「その他の外国」、「中国」の順であった。しかし1988年以降、「その他の外国」との婚姻件数が「米国」より多くなった。

### 2) 国籍(出身地)別外国人の出生児数の推移

日本における外国人の出生児数は、1955年の15,607人が最高で、1984年11,789人まで徐々に減少していたが、1985年には5,798人と前年の50.8%減となった。これは、1984年に国籍法が、父系血統主義から、父母両系主義に改定されたことによるものである。その後、外国人の出生児数は経年的に増加傾向にあり、1992年9,276人となっている(図11)。国籍(出身地)別では「韓国・朝鮮」が1980年まで、総出生児数の約9割を占めていた。又、日本人と同様に1966年の丙午に出生数が減少している。経年的に減少傾向にあり、1984年9,363人が1985年には4,838人と48%減少している。しかし「その他の外国」の出生児数は1960年代後半から増加し、1985年に半減しているものの1992年には過去最高の2,650人とな

っている。1955年「韓国・朝鮮」の出生児数は全体の92.4%、「その他の外国」0.7%であったが、1992年、「韓国・朝鮮」の出生児数は全体の53.0%、「その他の外国」28.6%となった。1992年の対1987年からの増減率をみると、「その他の外国」の出生児数が2089人(372.4%)、「中国」781人(119.6%)、「米国」77人(38.7%)の増加で、「韓国・朝鮮」は1,245人(-20.2%)の減少となっている。

1987年以降、母の国籍別出生児数が統計上把握することができるようになったが、父・母どちらか一方が外国人の出生児数は、母・外国人の出生児の増加が著しく、1987年5,538人、1992年11,658人と110.5%の増加となっている。1992年の外国人及び父・母どちらか一方が外国人を含む出生児数は27,046人で、総出生児数に占める割合は2.22%となり、年々増加している(表6)。母親が外国人の出生児総数は1987年13,112人、1992年20,934人である。「その他の外国」の母親の出生児数は2,258人から8,600人と280.9%増加している(図12)。

### 3) 在日外国人の母子保健統計

#### i. 在日外国人母子保健統計指標

国籍別出生児数、乳児死亡率、死産数、妊産婦死亡数の推移を1958年から1992年まで5年毎の1期から7期に分け、各期毎の総数を求めた結果、「韓国・朝鮮」はその全てにおいて1期から7期まで減少しつづけ、7期が過去最低の数となっている。一方、「その他の外国」は全てにおいて過去最高となっており、7期における増加が著しい。「韓国・朝鮮」の妊産婦死亡数は著しく減少しており、「米国」の妊産婦死亡数は0であった。

乳児死亡率はこの35年間に、「日本」30.8から4.6、「韓国・朝鮮」26.8から5.4、「中国」25.8から4.0と急速に減少している。「米国」は他の外国よりも高率であるが、6期まで顕著に減少していた(31.3から3.0)、しかし、7期において再び上昇(11.0)している。「その他の外国」は2期まで他の外国の中でも低率であり、年々減少傾向を示していた(20.9から7.4)が、6期から上昇している(10.5)。7期における「その他の外国」「米国」の乳児死亡率は「日本」の約2倍となっている(図13、14、15)。

7期(1988年-1992年区分)における外国人の死産率(出産千対)は57.8で、「韓国・朝鮮」45.2、「中国」44.5、「米国」48.2、「その他の外国」82.9となっている。「日本」の死産率は41.6で、外国人の死産率のほうが、日本人よりも高率となっている。特に「その

他の外国」では約2倍となっている。妊産婦死亡率（出生1万対）は外国人1.7で「韓国・朝鮮」0.5、「中国」2.6、「その他の外国」3.3となっている。「日本」は1.0で、「韓国・朝鮮」の妊産婦死亡率は、「日本」よりも低率となっているが、「その他の外国」では約3倍となっている（表7）。

## ii. 国籍別、年齢別死亡数及び死亡割合の年次推移

1955年から1992年までの、国籍別、年齢別（0～4歳、5～14歳、15～64歳、65歳以上）死亡数の年次推移、総死亡数に占めるそれぞれの割合を算出した結果、国籍（出身地）別によって顕著な違いがみられた。

「韓国・朝鮮」では0～4歳までの死亡数が1955年690人から、1992年36人、総死亡数に占める割合が19.4%から0.8%へと著しく減少している。5～14歳までの死亡数は1955年157人から、1992年17人、総死亡数に占める割合4.4%から0.4%へと著しく減少している。15～64歳の死亡数は1955年2,339人から、1992年1,445人、総死亡数に占める割合は65.6%から33.2%へと減少している。65歳以上の死亡数は年々増加し、1992年には過去最高の2,856人となり、総死亡数に占める割合は1955年10.5%から1992年65.6%となり、又、総死亡数も過去最高となった（図16、17）。

「その他の外国」では0～4歳の死亡数は1955年6人から、1992年30人と増加し過去最高となっている。総死亡数に占める割合は8.5%から8.1%へとほとんど変化していない。15～64歳の死亡数は1955年37人から、1992年260人、総死亡数に占める割合は52.2%から69.9%へと増加している。この5年間で、0～4歳、15～64歳の死亡数が著しく急増し、特に、0～4歳の死亡数は1988年7人から、1992年30人と、4倍以上の増加となっている。15～64歳の死亡数は1988年100人から、1992年260人と2.6倍の増加となっている（図18、19）。

1992年の国籍（出身地）別総死亡数に占める15～65歳の割合をみると、「その他の外国」69.9%が最も多く、「米国」46.1%、「中国」35.2%、「韓国・朝鮮」33.2%、「日本」24.2%の順となり、「その他の外国」と「日本」とでは、総死亡数に占める15～65歳の割合は、約3倍の差となっている。0～4歳の割合では、「その他の外国」8.0%が最も多く、「中国」2.6%、「米国」2.0%、「日本」0.9%、「韓国・朝鮮」0.8%の順となり、「その他の外国」と「韓国・朝鮮」とでは、総死亡数に占める0～4歳の割合は、10倍の差となっている。0～4歳の外国人総死亡数に占める国籍（出身地）別割合も、「その他

の外国」は1988年10.4%から1992年38.5%と急増し、過去最高となっている(図20)。

### iii. 国籍(出身地)別母子保健統計指標：1992年

1992年の妻外国人夫日本人の国籍(出身地)別婚姻件数はフィリピン5,771件(29.7%)、韓国5,537件(28.5%)、中国4,638件(23.9%)である。この3カ国で82.1%を占める(表8)

15歳から39歳の女性千人あたりの、国籍別出生児数は「日本」56.6、「韓国・朝鮮」55.3、「タイ」103.4、「フィリピン」96.9、「ブラジル」30.2、「ペルー」39.5、となっている。

死産率は「日本」39.2に対して、「タイ」171.3、「ペルー」84.0、「フィリピン」76.8、「ブラジル」53.9となっている。15歳から39歳女性千人あたりの死産数は「日本」2.3に対して、「タイ」21.4、「フィリピン」8.1、「ペルー」3.6となっている。乳児死亡率は「日本」4.6に対して、「フィリピン」33.6、「タイ」25.6となっている。又、外国人出生児総数(父母共に外国人)に占める出生児割合は、「フィリピン」3.2%、「タイ」1.7%、「ペルー」3.3%に対して、外国人乳児死亡割合は「フィリピン」16.4%、「タイ」6.6%、「ペルー」6.6%となっている。総死亡中に占める乳児死亡数の割合は「フィリピン」21.7%、「ペルー」25.0%となっている。「日本」、「韓国・朝鮮」は共に0.6%である。

## IV. 考察

### 1. 在日外国人の歴史的推移と「新しい外国人」ニューカマー

外国人登録者総数の推移をみると、1970年代から年々増加傾向にあるが、1986年からは激増している。1986年から1992年のわずか6年間で40万人以上の増加となっている。1992年の外国人登録者数は過去最高となり、総人口に占める割合は1%を超えた。都道府県別外国人登録数、増加率、総人口比率では、各自治体によってかなりのばらつきがみられる。東京都、大阪府、愛知県 の3県で、外国人登録者数全体の44.2%を占めている。1986年以降、関東地域周辺での外国人登録者が著しく増加しており、外国人増加数の半数以上がこの地域で増加している。従来から在日外国人の多かった大阪府、京都府、兵庫県などの関西地域では増加率は少なくなっている。総人口に占める割合では、大阪、東京、京都では

約50人に一人が外国人となっており、さらに都市部での人口比率は高くなっている。地方自治体の住民として「外国籍住民」の存在は<sup>83)</sup>、無視することのできない人口比率となっている。

国籍(出身地)別外国人登録者の構成割合をみると、1947年から1986年の40年間、在日外国人のほとんどが歴史的背景を持つ従来からの韓国・朝鮮人であった。しかし、このわずか数年で、東南アジア、南米からの「新しい外国人」ニューカマーの激増によって、外国人登録者の約半数となった。在日韓国・朝鮮の「外国人」は、そのほとんどが「特別永住者」で日本で生まれ育った二世、三世で、四世が生まれる世代となっている。その生活実態は、ほとんど「日本人」とかわることがなく、実質的に日本社会の構成員となっている<sup>84)</sup>。日本で生まれ育った世代が多くなるにつれ、帰化者が年々増加している。帰化者の約8割は原国籍が「韓国・朝鮮」で、1950年以降、約17万人となっている。1973年に中国人の帰化者が急増しているが、これは1972年、日中国交正常化に関連して在日台湾系中国人からの帰化申請が殺到したためである<sup>72)</sup>。

日本における「外国人」問題を議論するには、一括して同様に取り上げるべきではなく、従来からの在日韓国・朝鮮、中国人と、近年急増した「新しい外国人」ニューカマーとは、さまざまな面で区別して考察する必要があるであろう。さらに、次のような特殊な歴史背景をもっているからである。外国人登録令は1947年に施行されているが、その当時の「外国人」のほとんどは、朝鮮半島出身者で、1910年(日韓併合)から続いて「日本国籍」を有していた。しかし、その当時「外国人」とみなされ登録義務が課せられ、その際の国籍欄には「朝鮮」と記載された。1952年、サンフランシスコ講和条約発効と同時に朝鮮半島出身の者は、「日本国籍」を一方的に喪失することとなった。すなわち1947年から1952年の間、「日本国籍」でありながら外国人登録を行っていたグループである<sup>85)</sup>。

1986年以降、「在日外国人」社会は、「新しい外国人」ニューカマーの出現によって、「国際人流」の激しい大きな転換期を迎えているといえるであろう。ニューカマーの増加の背景には、日本企業の海外経済活動の進出と拡大、1985年からの円高と諸外国との経済格差、1986年末から1990年までのバブル経済時代の好景気に、特に製造業、建設業を中心とした労働力不足がしきりに叫ばれたことが考えられる。又、日本の出生率が年々減少し、将来大規模な労働力不足が予測されることもその理由となった<sup>86)</sup><sup>86)</sup>。又、地方農村での花嫁不足が深刻となり、国際結婚が斡旋されたことによる。しかし、最も大きな影響を直接的に与えたのは、1990年の入国管理法の改定にともなう在留資格の変更である。外国人

には単純労働を認めないとしながらも、ブラジル等の日系人については「日本人の配偶者等」「定住者」の資格が認められ、就労制限がなくなり単純労働につけるようになった<sup>87</sup>。これによって、1990年以降、南米からの日系人が一気に増加し、製造業を中心とした労働分野に就労している<sup>88</sup>。

オーバースティの外国人労働者の増加の社会背景は、多くのニューカマーの背景と大きくはかわらない、ただ「在留資格」が認められているか、いないかの違いだけである。現在、永住者を除く外国人労働者は約65万人で日本の労働力人口の1%を超えている。内訳は就労目的在留資格者8万人、南米日系人18万人、就学・留学生7万人（約7割が働くとして）、オーバースティ約30万人である。

1992年末の国籍・年齢・性別外国人登録者をみると、「韓国・朝鮮」と「それ以外の国籍（出身地）」では大きく年齢構成が違っている。高齢人口の80%以上は韓国・朝鮮であることから歴史的な在日の長さがうかがえる。「それ以外の国籍（出身地）」では生産年齢に人口が極めて集中し、「労働」目的の入国であることが裏付けられる。又、女性ではオーバースティの外国人を含め、20歳から35歳の妊娠・出産年齢に極めて集中して増加している。フィリピンでは圧倒的に女性が多いが、「興行」、「日本人の配偶者等」ビザがほとんどを占めているためである。フィリピン国籍者を、外国人の総数に占める割合で比較すると、妻・外国人／夫・日本人では第1位（29.7%）を占め、母親の国籍別出生児数では第2位（23.5%）、15～39歳女性人口では第3位（13.9%）、外国人登録者割合では第4位（4.9%）となっている（図21）。「それ以外の国籍（出身地）」では15歳未満の子どもの人口が5歳毎に増加しているが、これは1980年代後半に来日した親が見を日本で出生したと考えられる。最も注目すべきは、0歳から4歳の無国籍の児が急激に増加していることである。全国乳児院でも無国籍児の増加が報告されている<sup>89</sup>。これらは登録された「無国籍」の児であり、登録されていない「国籍のない児」の数は、性産業にかかわるオーバースティ女性の急増と、それとともなう妊娠・出産によってかなりの数になっていることが予想される<sup>90</sup>。無国籍であること、それ自体が見の生存権を奪う可能性があり、極めて深刻な問題といえるであろう。

## 2. 在日外国人母子保健統計

### 1) 出生児の国籍について

日本人と外国人との婚姻件数は、年々増加し、1986年以降、妻・外国人との婚姻件数が急増した。1992年、日本人の国際結婚は約30組に1組となっている。最も多い東京では、約14組に1組となっている。国際結婚の中には偽装結婚も含まれると言われているが<sup>67)</sup>、その実態は不明である。国際結婚の増加にともなって、父・母どちらか一方が外国人の出生児数も年々増加し、過去最高となっている。特に妻・外国人の出生児数は1987年からわずか4年で2倍近くに増加している。婚姻件数と出生児数がほぼ同じ勢いで増えていることから、ほとんどの国際結婚は「真」の結婚といえるであろう。

人口動態統計上の外国人の出生児数は、1984年から1985年に、一気に半減しているが、これは、1984年に国籍法が父系血統主義から、父母両系主義に改定されたことによる<sup>68) 90)</sup>。すなわち、それまでは、児は出生の時に父が外国人であれば、母が日本国籍を所有していても、「日本国民」とはされず「外国人」となっていた。1985年以降は、児は出生の時に父又は母どちらか一方が日本国籍を所有していれば、日本国籍を取得できるようになった(国籍法第二条)。さらに、「国籍の取得の特例」(国籍法附則第五条)により、20歳以下の「外国人」について、出生の時に母が日本国籍を有していた者は、施行日(1985年1月1日)から3年以内に、法務大臣に届け出ることによって、「日本人」となることができるようになった。この、「国籍取得の届け出」によって、1985年からの3年間に日本国籍取得者が激増した。一方、生まれた子どもの多くは出生と同時に日本国籍を取得すると考えられているが、中には出生と同時に外国籍も併せて取得し、22歳までにはどちらかを選択しなければならないが日本国籍との二重国籍者となる者もいる。又、わずかではあるが、父の国籍を選択し、日本国籍を離脱する者もいる。その大半は韓国・朝鮮である<sup>72)</sup>。同じ人物が国籍法によって、その選択により、「日本人」にも「外国人」にもなっている。

この数年、父・母どちらか一方が外国人を含む、「外国人」児の総出生児数に占める割合は約50人に1人となり、国籍、文化的背景、人種も多様化してきている。確実に「子どもの国際化」が進んでいるといえるであろう<sup>91) 92)</sup>。

又、これまで常識と思われた「日本人」「外国人」の概念を問い直す必要があるように思われる。単に「日本国籍」を有するか、どうかだけでは語れない多様化した「人」の国際化時代となっている。

## 2) 母子保健統計指標の算出

死産率、妊産婦死亡率の算出には母の国籍別出生児数が把握できるようになった、1987年以降の7期の区分のみとした根拠を、本研究の死産率、妊産婦死亡率の算出法で述べたが得られた結果を考察する。従来どおりの算出法<sup>77) - 81)</sup>によって、死産率、妊産婦死亡率の算出に、分母に「外国人」の出生児数のみを用い、分子に「外国人」の死産数、妊産婦死亡数を用いた場合、その分母には母・外国人(夫・日本人)の出生児数が含まれないため、かなり高率に算出される。7期における「その他の外国」の死産率を、「外国人」の出生児数で算出した場合、265.9となり、母の国籍別外国人の出生児数(母・外国人、父・日本人を含む)で算出した場合、82.9の約3倍となる。妊産婦死亡率は、13.1となり、本研究の計算、3.3の約4倍高率と計算される。しかし、死産数、妊産婦死亡数の中にオーバースティ外国人女性が含まれている可能性もあり、出生児数が分母に含まれていない可能性も考慮しなければならない。

外国人死産数、妊産婦死亡数の内、妻・外国人、夫・日本人の数は、統計上とられていない。よって、妻・夫ともに外国人の死産数、死産率、妊産婦死亡数、妊産婦死亡率の算出は不可能である。(厚生省大臣官房統計情報部死亡統計担当官によると、1995年の死産の調査票より、父母の国籍別統計をとる予定ということである。)

国際結婚の数が、約30組に1組、「外国人」出生児が約50組に1組となった現状を考えると、公表された日本の母子保健統計指標の算出に「外国人」を除くのは、統計上の不合理を招き、問題となるであろう。廣嶋<sup>93)</sup>らは、「人口動態統計の公表出生数は日本国籍のものに限定され、外国籍の出生が除外されている。これは日本における出生数の代表値として問題があるばかりでなく、出生率の分母人口を日本人人口とするのも、外国人を含む総人口とするのも不合理になる。」と指摘している。又、国連人口年鑑(1990年版)の日本の粗出生率の算出に、分子を日本国籍に限定していることに対して「分子にこのような限定が付けられている国はない」と指摘している。本邦における、母子保健の国際化の現状に対応した、統計指標の作成、改善が望まれる<sup>94)</sup>。

在日外国人の健康指標算出には、在留外国人の中で、無視できない割合を占めているオーバースティ外国人の届出の確保。出生率、死亡率算出に用いる分母、分子に何を用いるのか、外国人の年齢別、性別人口構成は国籍(出身地)によって明らかに違っており、一律に全人口を用いて、出生率、死亡率を国籍別に比較することは妥当ではない。など、外

国人の国籍別健康指標の算出には問題が少なくない。しかし、一般に入手可能な「国民衛生の動向」などに、外国人に関する基本統計・資料を掲載されること。日本国内における、人口動態事象に関しては、日本人、外国人を含む総事象に対して、総数を用いた算定が望まれる。

### 3) 国籍(出身地)別母子保健統計

乳児死亡率、妊産婦死亡率、死産率は、その国、地域の母子保健、周産期医療のレベルを反映する指標とされている。ひいては女性の社会経済状況、生活水準を示す指標といわれている。これらの指標を用いて在日外国人の国籍別健康指標を解析したところ、国籍(出身地)別によって、かなりの差異がみられた。

乳児死亡率、妊産婦死亡数、死産数の1958年から1992年までの35年間の推移では、「韓国・朝鮮」は「日本」と同様に、急速に減少していた。これは、日本への定住性の深まりとともに、生活水準、経済・社会状態、母子保健・医療・福祉の改善に伴って、急激に減少したものと考えられる。しかし、一方、「その他の外国」では1970年代まで、減少傾向であったが、1980年代以降増加傾向に転じている。0～4歳までの乳幼児の死亡についても、「韓国・朝鮮」は、ほぼ「日本」と同じ傾向で減少していたが、「その他の外国」では1980年代後半から急増し、1992年に過去最高となっている。1992年の5歳未満の外国人登録者国籍(出身地)別割合と死亡数の国籍(出身地)別割合を比較すると、「その他の外国」は外国人登録者数割合が25.5%に対し、死亡数割合は38.5%となっている。一方「韓国・朝鮮」は外国人登録者数割合が59.1%に対し、死亡数割合は46.2%である(図22)。

「その他の外国」の年齢別死亡数の推移をみると、1986年と1987年に統計的な矛盾がみられる。1987年の死亡数が前年に対し、15～64歳では約半減、65歳以上では約3分の1に減少している。外国人登録者の推移からして、死亡人口数が1年でこれほど激減することは考えられない。これは、人口動態統計の調査票の国籍区分が1987年に改定されたことが影響していると考えられる。人口動態統計の資料の評価で論じたが、それまで、国籍区分は「朝鮮」、「中国」、「米国」、「その他の外国」であったが、1987年より、「朝鮮」が「韓国・朝鮮」と改定された。従来「朝鮮」には「韓国」を含むと注意書きがなされているが、市区町村の調査票作成段階で「韓国」を「その他の外国」としてミス集計していたと考えられる(図18)。「韓国・朝鮮」の死亡数は1955年以来、年間3000人を超えてい

るが、1986年以前では、「その他の外国」に集計されていた可能性のある数十人程度を15～64歳、65歳以上の死亡数に加算して考慮する必要があるであろう。

1991年まで人口動態統計の国籍が4区分しかなされていなかったため、「その他の外国」に属する者の国籍（出身地）は不明であったが、外国人登録者からして「その他の外国」に属する外国人の多くは、1980年代以降、東南アジア、南米からの者である。いわゆる「新しい外国人」ニューカマーである。1992年、外国人登録者の上位8位までの国籍が調査票に追加されるようになり、ニューカマーの統計が把握できるようになった。「フィリピン」、「タイ」、「ペルー」の死産率、乳児死亡率が、他の外国人及び日本人よりもかなり高率である。「ペルー」「フィリピン」の総死亡者の内、約4人に1人が、乳児と妊産婦の死亡である。（「英国」の乳児死亡率は、12.1と高率にでているが、乳児死亡の例数が少ないため、参考値であり、「真」の値とはいえない。）15歳から39歳の「フィリピン」、「タイ」女性の外国人登録者比率が、「フィリピン」13.9%、「タイ」1.7%に対し、死産数の比率は「フィリピン」31.3%、「タイ」9.9%と、死産数の比率が数倍高くなっている。又、出生児数割合に対して、乳児死亡数割合も高くなっている。

タイ、フィリピン国籍のオーバースティの女性が、近年急増し、最も多くなっているが、そのグループの、人口動態統計に関する届け出の完全性に問題がないという保証はない。その社会的状況からして、オーバースティの場合、出生、婚姻に関しては、ほとんど届出られていない可能性がある。しかし、明らかになっている死亡については、届出がなされなければ「死体埋火葬証明」が得られないことから、かなり厳格に実行されているように思われる。吉岡らによると新宿区の外国人の医療機関婦人科受診調査において、タイの登録籍比率がわずか1%に対して、婦人科受診数の国籍別比率が13.2%であることを指摘し、これは受診者に非登録の者が多いためではないかと推測している<sup>36)</sup>。本調査においても、同様の傾向がみられ、死亡、死産の届出の中にオーバースティの者が含まれている可能性が高い。妊産婦死亡数についても7期の「その他の外国」の妊産婦死亡数は9人で、過去最高となっている。そのすべての国籍は不明であるが、1992年の国籍では「フィリピン」2人、「タイ」1人、「中国」1人となっている。その置かれている社会的状況、生活環境<sup>36)</sup>からしてオーバースティの女性が含まれていることが推測される。「米国」の妊産婦死亡者は、35年間に1人もいなかったが、概ね乳児死亡率が高率であった。

本研究で得られた在日外国人の1992年の乳児死亡率を本国のデータ<sup>36)</sup>と比較（本国の人口動態統計・解析の妥当性、統計的に処理した数値の桁の違いがあるためあくまで参考）

すると、「中国」(本国35-本研究5.6)、「ブラジル」(本国54-本研究3.9)、「ペルー」(本国46-本研究13.1)では本国よりもかなり低くなっている。韓国(本国8-本研究5.3)、米国(本国9-本研究7.2)、英国(本国7-本研究7.2)は他の国よりも低率で、本国との差がそれほどみられない。フィリピン(本国46-本研究33.6)、タイ(本国27-本研究25.6)は、本国よりも低率ではあるが大きな差はみられない。しかし、本邦における他の国よりも高率である。本研究においては、在日外国人についての国籍別健康指標の比較検討を行ったが、本国との比較検討は行っていない。本国との比較検討には、民族衛生学、人口学、文化人類学、保健・医療行政制度論、国際関係論、政治・経済などさまざまな見地からの調査が必要とされる。今後の研究課題として発展させていきたいと考える。

人口動態統計の分析によって、ニューカマーの女性グループが、本邦における母子保健統計上、健康水準が低く、極めて高いハイリスクグループであることが明らかとなった。近年の死産率、乳児死亡率、妊産婦死亡率は日本人の2倍以上である。米国においても、マイノリティグループの新生児死亡率<sup>97)</sup>、妊産婦死亡率<sup>98)</sup>、低出生体重児の出生率<sup>99)</sup>が、一般より高率であるとの報告があるが、それらと同様の傾向を示していた。彼女らの劣悪な生活・労働環境とそれに伴う人権侵害は従来から指摘されている<sup>100)</sup>、それらが、母子の健康に大きく影響していることがうかがえる。

ニューカマーに対する母子保健、医療、福祉の充実と、社会経済環境の改善が重要な課題といえるであろう。そして、この在日外国人母子の問題は、今後、ますます母子保健分野における重要課題となってくるであろう。

1993年の出入国管理統計<sup>101)</sup>をみると、日本人出国者は過去最高の11,933,620人(対前年比+1.2%)となっているが、外国人入国者は3,778,680人(対前年比-2.3%)で、1986年以来はじめての減少となっている。これは日本におけるバブルの崩壊、景気低迷と関連していることも推測されるが、母子保健に関する人口動態事象<sup>102)</sup>では、さらに国際化が進んでいる。日本人の外国人との婚姻件数は、夫・妻とも過去最高となっており、ニューカマーの出生児数の増加は著しく、外国人出生児(父母共外国人あるいは父母の一方が外国人)の総出生児数に占める割合も2.36%(対前年比0.14%増)で過去最高となっている。

## V. 結語

本邦における母子保健の国際化の現状と課題を検討するために、国際人流に関する統計及び人口動態統計の分析を行った結果、以下のことが明らかとなった。

1. 本邦において、1980年代後半、アジア、南米から「新しい外国人」ニューカマーが急増していたとともに、国際結婚、外国人出生児数も急増し、母子保健上の対象グループとして、無視できない人口割合を占めるようになった。
2. 「新しい外国人」ニューカマーの、妊産婦死亡率、乳児死亡率、死産率は、日本人の約2倍となっており、母子保健上のハイリスクグループであった。
3. 従来からの在日韓国・朝鮮人の、人口学的性格は日本人と類似していた。

## 第 2 章

### 全国福祉事務所における在日外国人母子の実態調査

## I 研究の目的

近年、本邦における「人」の国際化の現状はめざましく、1992年、在日外国人は総人口の1%を超えた。従来、1980年代半ばまで、在日外国人のほとんどは、戦前からの歴史的背景を持つ、在日韓国・朝鮮人であったが、この数年、東南アジア、南米からの「新しい外国人」すなわちニューカマーが急増した。在日外国人の在留資格は、約半数が「永住者」であり、次いで「日本人の配偶者等」、「定住者」となっている。これらの資格で8割を占める<sup>21)</sup>。すなわち、在日外国人の多くは、日本社会に「外国籍住民」として定住し、生活基盤が本邦にあるといえる<sup>22)</sup>。一方、「資格外就労者」「不法在留者」（以下オーバースティ）の問題が、マスコミ等でも大きく取り上げられ、社会問題化している状況もみられる<sup>23)</sup>。

在日外国人の中でも「日本人の配偶者等」の在留資格をもつ者が急増したことによって、国際結婚は約30組に1組、出生する児の約50人に一人が父・母あるいはどちらか一方が外国人を含む「外国人」児となっている。当然、外国人妊産婦及び児童が、医療・保健・福祉の現場でみられる機会も多くなっている。しかし、急激な国際化の新たな状況に、現状は十分対応しうるものとなっていない<sup>24)</sup>。母子保健・医療・福祉の改善、充実が重要な課題となっている<sup>25)</sup>。特に、「新しい外国人」ニューカマーの乳児死亡率、妊産婦死亡率、死産率は、日本人の約2倍となっており、母子保健上のハイリスクグループとなっている。これらの健康水準の改善には、医療面のみならず生活・社会環境の改善、福祉面での援助が必要不可欠である。

医療現場で起こっている問題、特に、社会的・経済的問題の多いケースの場合は、臨床上の医師、看護婦だけでは問題解決が極めて困難である。医療ソーシャルワーカー、保健所、福祉事務所など地域との連携、福祉制度の利用などが必要不可欠である。田内は<sup>26)</sup>、NICU入院中に社会的・経済的問題を生じた外国人母子の問題解決には、病院関係者のみでなく、保健所、福祉事務所を含めて十分な検討が必要であることを述べている。伊藤は<sup>27)</sup>オーバースティ妊婦ケースについて、出産費用の支払いができず医療施設側に大きな負担をかける場合、住所地の福祉事務所で入院助産の制度が利用できることを一般の医療者向けの雑誌で紹介している。母性保護医協会の報告書<sup>28)</sup>でも、「周産期に係る諸制度は母児の救命という見地から、ビザなし妊婦でも適用できることが多い。ただし、実際の日

常臨床ではこれらへの対応はそれほど容易ではなく手続も面倒である。したがって、ビザなし妊婦が突然に搬送されて来た際にはできるだけ速やかに担当窓口である住所地の福祉事務所や保健所に相談するのが望ましい」と提言している。又、住友<sup>104)</sup>や、青山<sup>105)</sup>も行政機関の立場から妊娠、出産、育児に関する諸制度の外国人への適用について、福祉事務所へ相談することをすすめている。すなわち、社会的・経済的問題の多い外国人母子が安心して治療を受けられるためには、医療者間の調整とともに、生活保護法をはじめ各種公的制度の活用について、福祉、行政機関との連絡を密にとる必要があるといえよう。

福祉事務所を通じた援助は、医療現場における医療問題の解決とともに、地域社会において生活の破綻をきたした者にとっても、生活の維持、改善に重要な存在となっている。しかし、福祉事務所においても医療機関と同様、急激な国際化に困惑し、外国人の受け皿は人的、体系的、法的に整備が遅れていることが予測され、医療現場からの依頼に、総合的に相談、支援できる体制は整っていないのが現状のように思われる。母子保健の分野では、福祉事務所は主に児童福祉法に定める保護、育成、援護等に関する、地域の中での第一線機関であるといえる。福祉事務所の本来業務（第十八条の二）には、「児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集团的に、必要な指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。」とあるが、外国人児童及び妊産婦の福祉に関する事項については、実情の把握が十分に行われていないことが推測される。

これまで、福祉事務所における調査はほとんど行われていない。外国人女性の実情調査として「女性の家HELP」（NGO）が、「来日アジア出稼ぎ女性労働者」について、アンケート調査報告を行っているのみである<sup>106)</sup>。どのくらいの、どのような外国人が福祉事務所を訪れ、福祉提供側がどのような対応をし、どのような点で対応に困難があるのかといった外国人の福祉内容に関する実態報告は行われていない。

よって、本研究は、全国の福祉事務所を対象とし、外国人児童及び妊産婦相談ケースの対応実態を把握するとともに、外国人相談ケースの基本統計・資料の作成によって、福祉事務所における国際化の現状と課題を検討することを目的とし、今後の福祉・行政施策の基礎資料と資するものである。

## II 研究対象及び方法

### 1. 調査対象と方法

調査対象は、全国福祉事務所便覧'91（厚生省社会局庶務課監修）最新版<sup>107)</sup>をもとに、支所及び出張所を含む、全国すべての福祉事務所1220ヶ所を対象とした。調査は調査票を用い郵送調査法によりおこなった。

### 2. 調査内容

調査票は次の2つの目的により作成した。①アンケート形式により、調査時点での福祉事務所における外国人の対応実態を把握する。②過去5年間（1988年から1992年）における外国人相談件数の基本統計の作成である。①については、外国人児童及び妊産婦について、相談ケースの有無、福祉事務所管内人口、外国人登録者数、その対応方法、外国語で対応できる職員の有無、外国語案内の有無、オーバースティケースの有無とその対応について質問をした。②については、過去5年間における相談件数の実数、妊産婦及び児童の国籍（出身地）、在留資格、オーバースティケースを含む児童の年齢、相談内容、適用した制度の内容それぞれについて、こちらで作成した調査記入表への記入を求めた。さらに1992年のオーバースティケースの個別事例の記入を求めた。

### 3. 調査の実施状況

調査表は福祉事務所長あてに送付した。1993年8月中旬に、返信用封筒を添えた調査票を送付した。1993年10月下旬までに562通の記入済み調査票、無記名6通が返送された。調査票は一つでも回答のあったものを有効回答とし、調査分析の対象とした。その結果、本調査の有効回答率は46.1%であった。

本研究における調査表を郵送後、約2週間、全国福祉事務所から、数十件の電話による問い合わせが相次いだ。全国規模かつ、大規模な本調査が本邦で初めて行われたこともあがるが、ほとんどの福祉事務所において、これまで相談ケースについて、日本人と外国人とを区別した統計を出しておらず、又、回答するためには、複数の部局からの多岐にわたる

資料を必要としたためである。一部母子保健予防課、保健所、児童相談所等からの回答もよせられていた。さらに、過去5年間を調べるのは、膨大な量となり、調査表の記入は、各福祉事務所の方々の多大なる労力を要することとなった。よって、外国人相談ケースが多い福祉事務所程、回答が困難であった。回収された調査表の結果については、記入された数値すべてを、各項目別に集計を行った。集計結果については、地域別分布の特徴、年次推移を中心に検討した。

### III 調査結果

#### 1. 分析対象とした福祉事務所

##### 1) 回収率と地域分布及び設置母体

調査票の回答は全国からよせられた。都道府県別の有効回答率では、顕著な地域差がみられた。回答率が最も高かったのは香川県90%、低かったのは奈良県21.4%であった。地域別では東北地方(57.3%)、四国地方(55.4%)、九州地方(51.0%)では50%を超え、近畿地方39.9%、沖縄地方33.3%がやや回収率が低めであったが、全国的にみると地域別に大きな偏りはなかった。福祉事務所は都道府県が設置する郡部事務所と市(指定都市、特別区を含む)が設置する市福祉事務所に区別されるが、郡部から198通、市部から364通の有効回答があった。設置母体別の回収率をみると、郡部53.1%、市部43.0%で、郡部の回収率が市部よりも高かった。都道府県別に郡部、市部をみるとかなりの偏りがみられた。郡部では回収率が70%を超える都道府県が11ヶ所(23.4%)、30%以下が2ヶ所(4.3%)みられた。市部では回収率が70%を超える所が6ヶ所(12.8%)、30%以下が6ヶ所(12.8%)みられた。全国政令指定都市からの回収率は27.7%であった(表9)。

##### 2) 調査対象福祉事務所における管内人口基本統計

対象福祉事務所562ヶ所の管内人口総数は60,212,603人、平均人口107,140人、最小2,694人、最大603,318人であった。対象福祉事務所の内、管内外国人登録者を把握している福祉事務所は374ヶ所であった。管内外国人登録者総数は398,774人、平均人口1,066人、

最小3人、最大12,569人であった。市部の管内外国人登録者数の平均は1,191人、郡部は271人であった(表10)。

### 3) 福祉事務所における外国人児童及び妊産婦の相談ケースの有無

対象福祉事務所において、外国人児童及び妊産婦の相談をうけたことが「有り」と答えた福祉事務所は306ヶ所、54.4%であった。外国人相談の有無について、都道府県別、地域別、設置母体別でかなりの偏りがあった。外国人相談「有り」と答えたのは関東地方が72.8%で最も多く、次いで近畿地方65.9%、中部地方57.6%であった。逆に相談「無し」と答えたのは九州地方65.8%、四国地方64.5%、東北地方60.5%、と外国人相談「無し」が「有り」よりも多かった。全国政令指定都市では相談「有り」が85.4%であった。市部郡部別では、市部は相談「あり」が74.2%、郡部は相談「なし」が80.8%と全く逆の結果であった(表11、表12)。

### 4) 福祉事務所管内外国人登録者数の規模と外国人相談の有無

福祉事務所管内外国人登録者数の規模は100~499人が最も多く全体の32.6%を占めている。郡部では100人未満の規模が43.1%で、82.3%が499人以下の規模であった。市部では100人未満の規模が14.5%で、100~499人規模31.6%、500~999人規模18.6%、1,000~4,999人規模31.6%、5,000人以上の規模3.7%であった。外国人登録者数の規模と外国人相談の有無では、管内外国人登録者数規模が100人未満の福祉事務所では、外国人相談「無し」と「有り」が約7:3の割合で外国人相談「無し」の方が多く、100~499人規模では外国人相談「有り」63.1%、外国人相談「無し」36.9%と逆転していた。それ以上の規模では、外国人登録者の規模が大きくなるにつれて外国人相談「有り」の割合が多くなっていた(表13、図23)。

## 2. 福祉事務所における外国人児童及び妊産婦への対応

### 1) 外国人相談ケースの対応、外国語に対応できる職員、外国語案内書について

外国人児童及び妊産婦の相談ケースのあった福祉事務所の内、「その対応について困ったことがありますか」の質問に対して179ヶ所58.5%が「有り」と答えていた。「ことばの問題で困ったことがありますか」の質問に対して184ヶ所60.1%が「有り」と答えてい

た。

「外国語に対応できる職員はいますか」の質問に対して、164ヶ所32.7%が「有り」と答えていた。その内、外国人相談ケース「有り」と答えた福祉事務所の38.2%が外国語に対応できる職員「有り」と答えていた。外国人相談ケース「無し」の福祉事務所では25.1%が「有り」と答えていた。外国人相談ケース「有り」の福祉事務所のほうが、外国人相談ケース「無し」の福祉事務所よりも、外国語に対応できる職員の割合が多かった（表14）。対応できる外国語の種類は英語72.7%、中国語15.0%、ハンゲル語5.5%、ポルトガル語2.3%、タガログ語0.5%、その他4.1%の順であった（複数回答）（表15）。

「外国語による福祉事務所に関する案内書がありますか」の質問に対して、33ヶ所6.8%が「有り」と答えていた。外国人相談ケース「有り」の福祉事務所では9.1%が「有り」、外国人相談ケース「無し」の福祉事務所では3.8%が「有り」と答え、外国人相談ケース「有り」の福祉事務所のほうが、外国人相談ケースの「無し」の福祉事務所よりも、外国語の案内書が多かった（表16）。外国語案内の言語の種類は英語35.7%、中国語26.8%、ハンゲル語14.3%、ポルトガル語8.9%、タガログ語7.1%、その他7.1%の順であった（複数回答）（表17）。

「言葉が通じない外国人ケースの場合どのように対応していますか」の質問に対して、224ヶ所から回答を得た。最も多かったのが、「来談者が通訳者を同伴する、あるいは同伴してもらう」40.5%であった。次に「福祉事務所から通訳者を依頼する」は33.3%、「身振り・手振り、筆談で対応」17.0%、「テキスト（外国語会話集、手引書等）を使用している」2.2%、「その他の方法」6.9%であった（複数回答）（表18）。

## 2) オーバースティ児童及び妊産婦ケース

「これまでに在留資格のないオーバースティの児童及び妊産婦のケースがありましたか」の質問に対して58ヶ所の福祉事務所が「有り」と答えている。これは対象福祉事務所の10.3%にあたり、北海道地方、東北地方、関東地方、中部地方、近畿地方、九州地方から回答があった。

「このような相談ケースがある場合にどのように対応していますか」の質問に対して144ヶ所から回答があった。オーバースティケース「有り」と答えた福祉事務所は、「福祉事務所のできる範囲で援助・対応している」73.1%、「在留資格のない「不法在留」の場合は福祉事務所として援助・対応していない」7.7%、「その他」19.2%と回答があっ

た。オーバースティケース「無し」と答えた福祉事務所は、「福祉事務所のできる範囲で援助・対応している」63.0%、「在留資格のない「不法在留」の場合は福祉事務所として援助・対応していない」19.6%、「その他」17.4%で、相談ケース「有り」よりも、相談ケース「無し」の福祉事務所のほうが、オーバースティケースの場合、「福祉事務所として援助・対応していない」と回答していた割合が多かった（表19）。

オーバースティケースの「相談ケースの解決にどのような公的機関と協力しますか」の質問に対しては83ヶ所から回答があった。他の福祉施設（助産施設、母子寮、婦人相談所、乳児院、児童相談所等）29.3%、市町村（市区町村・県の窓口、市民相談室、市の国際課等）18.4%、保健所15.6%、入国管理局・法務省10.9%、大使館・領事館7.5%、警察6.8%、その他の機関6.8%、病院4.8%、の順であった（表20）（複数回答）。

「相談ケースの援助に個人的なボランティア協力を得たことがありますか」の質問に対して、相談ケースのあった福祉事務所の17.2%が「有り」と答えている。その内容は「通訳」57.1%、「助言や相談」35.7%、「帰国の援助」7.14%であった（複数回答）。又、「相談ケースの援助にNGO（民間機関）の協力を得たことがありますか」の質問に対して、17.2%が「有り」と答えている。その内容は「緊急保護」23.8%、「施設への入所」28.6%、「助言や相談」33.3%、「帰国の援助」14.3%であった（複数回答）。「就職の紹介」、「住宅の紹介」、「経済的援助」はなかった。

### 3. 全国福祉事務所における外国人児童及び妊産婦相談件数基本統計

#### 1) 児童及び妊産婦の相談件数と年次推移

児童及び妊産婦相談件数の年次別、日本人、外国人別推移についての質問には、全国426ヶ所の福祉事務所から回答があった。1988年～1992年までの日本人総相談件数は1,730,334件、妊産婦391,252件、児童1,339,082件であった。外国人総相談件数は3,734件、妊産婦1,674件、外国人児童2,060件であった。5年間の年次別推移では、日本人相談件数は、妊産婦は88年69,430件、92年85,389件（対88年23.0%増加）、児童88年230,288件、92年278,160件（対88年20.8%増加）であった。一方、外国人相談件数は、妊産婦88年169件、92年560件（対88年231.4%増加）、児童88年133件、92年980件（対88年636.8%増加）と急激に増加していた。（表21、図24）。

## 2) 外国人妊産婦相談人数の国籍・年次別推移

外国人妊産婦国籍別相談人数の年次別推移についての質問表には、全国167ヶ所（外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の54.6%）から回答があった。地域別回答数は、北海道地方7（同58.3%）、東北地方14（同50.0%）、関東地方52（同57.1%）、中部地方31（同54.4%）、近畿地方28（同51.9%）、中国地方11（同47.8%）、四国地方6（同54.5%）、九州地方16（同59.3%）、沖縄地方2（同66.7%）であった。回答率の地域別差は少なかった。

福祉事務所における外国人妊産婦の国籍は、全世界的地域にみられた。1988年～1992年の5年間の総相談人数は1,589人であった。出身地の地域別人数では、アジアが1,100人（69.2%）で最も多く、南アメリカ211人（13.3%）、北アメリカ32人（2.0%）、ヨーロッパ24人（1.5%）、アフリカ16人（1.0%）、オセアニア3人（0.2%）、その他12人（0.8%）、国籍不明112人（7.0%）であった。

外国人妊産婦を国籍（出身地）別にみると、「韓国・朝鮮」368人（23.2%）、「フィリピン」298人（18.8%）、「中国」292人（18.4%）、「ブラジル」119人（7.5%）、「日本国籍」（出身国及び文化的背景は外国で、結婚によって日本国籍を得た者）79人（5.0%）、「ペルー」74人（4.7%）、「タイ」37人（2.3%）、「アメリカ」29人（1.9%）、「ベトナム」24人（1.5%）の順に多かった。「韓国・朝鮮」「フィリピン」「中国」「ブラジル」「ペルー」この5ヶ国で全体の72.6%を占める。年次別推移では、世界各地とも増加傾向を示しているが、アジア、南アメリカが著しい増加傾向を示していた。

対象福祉事務所を地域別にみると、総相談人数の最も多かったのは、関東地方580人（36.5%）で、次に中部地方316人（19.9%）、近畿地方239人（15.0%）、九州地方174人（11.0%）、中国地方124人（7.8%）、四国地方75人（4.7%）、東北地方51人（3.2%）、北海道地方25人（1.6%）、沖縄地方5人（0.3%）の順であった。関東、中部、近畿の3地方で、全体の71.4%を占める。年次別推移では、全国各地域とも増加傾向を示しているが、関東地方、中部地方で著しい増加傾向を示していた。

外国人妊産婦の出身地は地域別に特徴がみられた。北海道、東北、近畿、中国、四国、九州地方では、アジアにほとんど集中しており全体の約9割を占めていた。中部地方ではアジア51.5%で、「ブラジル」、「ペルー」国籍の南アメリカ出身者が31.3%を占め、又、全国で最も多くなっている。南アメリカ出身者は、全体の46.9%が中部地方、41.2%が関東に集中しており、この2つの地域で全体の約9割を占めている。北アメリカ、ヨーロッ

バ出身の妊産婦は、関東地方に多く、全体の約6割がここに集中していた（表22-1～表22-10）。

### 3) 外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

外国人妊産婦ケース在留資格・年次別推移についての質問表には、全国159ヶ所（外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の51.9%）から回答があった。地域別回答に大きな差はみられなかった。5年間の総数は、1,476人で、最も多かった在留資格は「日本人の配偶者等」519人（35.2%）で、「留学・就学」376人（25.5%）、「永住者」166人（11.2%）、「その他」133人（9.0%）、「オーバースティ」29人（2.0%）、「短期滞在」18人（1.2%）、「興行」1人（0.1%）、不明234人（15.9%）であった。「日本人の配偶者等」、「留学・就学」、「永住者」のこの3つの在留資格で全体の71.9%を占めていた。

顕著な増加を示している在留資格は「日本人の配偶者等」で、88年46人から92年233人へと、5.6倍の増加となっていた。「留学・就学」は、88年43人から92年135人へと、3.1倍の増加となっている。「永住者」は88年30人から92年43人と、それ程の増加はみられなかった。

対象福祉事務所を地域別にみると、近畿地方、沖縄地方を除く、すべての地方で「日本人の配偶者等」の増加傾向がみられた。特に著しいのは、関東、中部地方であった。近畿地方では88年4人から92年4人と、人数も少なく、増加もしていなかった。「日本人の配偶者等」は、関東202人（38.9%）、中部129人（24.9%）、東北62人（11.9%）地方の順に多く、この3地方で全体の75.7%を占めている。「留学・就学」は、関東142人（37.8%）、九州122人（32.4%）、近畿79人（21.0%）の順に多く、この3地方で全体の91.2%を占めていた（表23-1～表23-10）。

### 4) 外国人児童相談人数の国籍・年次別推移

外国人児童国籍別相談人数の年次別推移についての質問表には、全国152ヶ所（外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の49.7%）から回答があった。地域別回答数は、北海道地方5（同41.7%）、東北地方15（同53.6%）、関東地方50（同54.9%）、中部地方28（同49.1%）、近畿地方24（同44.4%）、中国地方10（同43.5%）、四国地方6（同54.5%）、九州地方13（同48.1%）、沖縄地方1（同33.3%）であった。回答率は沖縄を除いて、全国的に地域差は少なかった。

福祉事務所における外国人児童の国籍は、全世界的地域にみられた。1988年～1992年の5年間の総相談人数は2,728人であった。国籍の地域別人数では、アジアが1,599人(58.6%)で最も多く、南アメリカ432人(15.8%)、北アメリカ191人(7.0%)、ヨーロッパ36人(1.3%)、アフリカ3人(0.1%)、オセアニア1人(0.0%)、その他8人(0.3%)、国籍不明40人(1.5%)であった。

外国人児童を国籍別にみると、「韓国・朝鮮」1,089人(39.9%)、「日本国籍」(相談に来た母親(父親)が外国人、夫(妻)が日本人で児が日本国籍を取得している場合)418人(15.3%)、「中国」302人(11.1%)、「ペルー」225人(8.2%)、「ブラジル」194人(7.1%)、「アメリカ」187人(6.9%)、「フィリピン」131人(4.8%)、「ベトナム」52人(1.9%)、「タイ」8人(0.3%)、「イギリス」8人(0.3%)であった。

年次別推移では、世界各地とも増加傾向を示していたが、特に「ブラジル」「ペルー」「フィリピン」が急増していた。

対象福祉事務所を地域別にみると、総相談人数の最も多かったのは、関東地方1,395人(51.3%)で、次に近畿地方599人(22.0%)、中部地方229人(8.4%)、東北地方164人(6.0%)、四国地方117人(4.3%)、九州地方115人(4.2%)、中国地方81人(3.0%)、北海道地方27人(1.0%)、沖縄地方1人(0.0%)の順であった。関東、近畿、中部の3地方で、全体の81.7%を占める。年次別推移では、全国各地域とも増加傾向を示しているが、関東地方、中部地方で著しい増加傾向を示していた。

外国人児童の国籍は地域別に特徴がみられた。東北、近畿、中国、九州地方では、全体の約8割がアジアであった。中部地方ではアジア51.4%で、ブラジル、ペルー国籍が38.6%を占めていた。ブラジル、ペルー等の国籍を持つ児童は、関東289人(全体の66.9%)、近畿61人(14.1%)、中部54人(12.5%)、九州17人(3.9%)で、この4地域で全体の97.4%を占めていた。北アメリカ、ヨーロッパ地域の児童は、関東地方に多く、全体の約8割がここに集中していた。「日本国籍」を持つ児童は、関東地方が最も多く205人(49.0%)、次いで中部79人(18.9%)、四国55人(13.2%)であった。又、この5年で数倍に増加していた(表24-1～表24-10)。

##### 5) 外国人児童相談ケースの在留資格・年次別推移

外国人児童ケース在留資格・年次別推移についての質問表には、沖縄地方を除く全国120ヶ所(外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の39.2%)から回答があった。地

域別回答率に大きな偏りはみられなかった。

5年間の総数は、1,453人で、最も多かった在留資格は「永住者」604人(41.6%)で、次に「日本人の子」505人(34.8%)、「その他」144人(9.9%)、「短期滞在」70人(4.8%)、「オーバースティ」30人(2.1%)、不明100(6.8%)となっていた。「日本人の子」と「永住者」の在留資格で全体の76.4%を占めていた。顕著な増加を示している在留資格は「日本人の子」で、88年23人から92年317人へと、13.8倍の増加となっている。

対象福祉事務所を地域別にみると、近畿地方、沖縄地方を除く、すべての地方で「日本人の子」の増加傾向がみられた。特に著しいのは、関東、中部地方であった。「日本人の子」は、関東311人(61.6%)、中部95人(18.8%)、この2地方で全体の80.4%を占めており、この地方では「永住者」よりも多くなっていた。(表25-1～表25-9)。

#### 6) 外国人児童相談ケース年齢・年次別推移

外国人児童相談ケース年齢・年次別推移についての質問表には、沖縄地方を除く全国129ヶ所(外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の42.2%)から回答があった。地域別回答率は北海道(25.0%)、中部(34.8%)が全国よりも低めであるが、他の地方には大きな偏りはなかった。

5年間の総数は、1,942人で、0歳児400人(20.6%)、1歳以上3歳未満536人(27.6%)、3歳以上5歳未満348人(17.9%)、5歳以上7歳未満121人(6.2%)、7歳以上15歳未満317人(16.3%)、15歳以上18歳以下180人(9.3%)であった。3歳未満の乳幼児で約5割を占め、5歳未満で約7割をしめる。88年から5歳未満の乳幼児が顕著な増加傾向を示し、88年86人から、92年669人と7.7倍に増加していた。対象福祉事務所を地域別にみると、特に著しいのは関東、中部地方であった(表26-1～表26-9)。

#### 7) オーバースティ外国人児童相談ケース年齢・年次別推移

オーバースティ外国人児童相談ケース年齢・年次別推移についての質問表には、14ヶ所(オーバースティ外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の24.1%)から回答があった。

5年間の総数は35人で、0歳児22人(62.9%)、1歳以上3歳未満8人(22.9%)、3歳以上5歳未満3人(8.6%)、5歳以上7歳未満2人(5.7%)で、7歳以上はなかった。3歳未満の乳幼児が85.9%を占めていた(表27)。

#### 8) 外国人児童及び妊産婦ケースの相談内容・問題の年次別推移

外国人児童及び妊産婦ケースの相談内容・問題の年次別推移についての質問表（複数回答）には、全国197ヶ所（外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の64.4%）から回答があった。地域別回答数は、北海道地方7（同58.3%）、東北地方20（同71.4%）、関東地方62（同68.1%）、中部地方36（同63.2%）、近畿地方31（同57.4%）、中国地方11（同47.8%）、四国地方10（同90.1%）、九州地方18（同66.7%）、沖縄地方2（同66.7%）であった。回答率は四国地方がかなり高率で、中国地方がやや低いが、他の地方には大きな差はなかった。

全国の5年間の相談内容・問題の総件数は3,409件（複数回答）であった。相談内容・問題の内容は、「子どもの身体的問題」675件(19.8%)が最も多く、次に「母親の身体的問題」586件(17.2%)、「出産費用の問題」501件(14.7%)、「子どもの心理的問題」330件(9.7%)、「母親の心理的問題」221件(6.5%)、「就業の問題」129件(3.8%)、「生活費用の問題」87件(2.6%)、「離婚問題」68件(2.0%)、「養育費用の問題」50件(1.5%)、「医療費用の問題」47件(1.4%)、「ビザ等の身分保障問題」42件(1.2%)、「住宅問題」42件(1.2%)、「人権問題」7件(0.2%)、「その他」624件(18.3%)であった。

相談内容・問題の総件数の年次別推移では、88年315件から、92年1317件と4.2倍に増加していた。対象福祉事務所を地域別にみると、最も相談内容・問題の件数が多かったのは関東地方1,711件（50.2%）で、次に中部地方440件(12.9%)であった、又5年間の件数も急増していた。地域別によって各相談内容・問題の占める割合が違っていた。近畿、九州地方では、全相談内容の約半数が「出産費用の問題」であった。中部地方では「子どもの身体的問題」と「母親の身体的問題」で全相談内容の55.0%を占めていた。関東地方では「子どもの身体的問題」と「母親の身体的問題」で全相談内容の35.5%を占め、顕著に増加していた（表28-1～表28-10）。

#### 9) オーバースティ外国人児童及び妊産婦ケースの相談内容・問題の年次別推移

オーバースティ外国人児童及び妊産婦ケースの相談内容・問題の年次別推移についての質問表（複数回答）には、全国17ヶ所（オーバースティ外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の29.3%）から回答があった。

全国の5年間の相談内容・問題の総件数は95件（複数回答）であった。相談内容・問題

の内容は、「出産費用の問題」31件(32.6%)が最も多く、次に「ビザ等の身分保障問題」17件(17.9%)、「医療費用の問題」9件(9.5%)、「母親の身体的問題」8件(8.4%)、「母親の心理的問題」7件(7.4%)、「生活費用の問題」4件(4.2%)、「養育費用の問題」3件(3.2%)、「子どもの身体的問題」2件(2.1%)、「就業の問題」2件(2.1%)、「その他」12件(12.6%)であった。相談内容・問題の総件数の年次別推移では、88年5件から、92年30件に増加していた。(表29)。

#### 10) 外国人の母子保健・福祉上の援助における諸制度の適用と年次推移

外国人の母子保健・福祉上の援助における母子保健法、児童福祉法、生活保護法に関する制度の適用について、実際に活用した制度の件数を質問した。この質問表には全国293ヶ所(外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の75.8%、又、回答数には外国人児童及び妊産婦の相談ケース「無し」と回答していたが、制度の適用の記載があった福祉事務所61ヶ所を含む)から回答があった。地域別回答数は、北海道地方11(同83.3%)、東北地方30(同82.1%)、関東地方75(同71.4%)、中部地方57(同84.2%)、近畿地方43(同64.8%)、中国地方24(同69.6%)、四国地方18(同81.8%)、九州地方31(同85.2%)、沖縄地方4(同100.0%)であった。回答率は近畿、中国地方がやや低めであるが、他の地方には大きな差はなかった。

全国5年間の保健・福祉制度の総適用件数は68,356件(複数回答)であった。生活保護法に関する適用54,174件が最も多く、母子保健法に関連した制度の適用9,426件、児童福祉法に関連した制度の適用4,756件であった。母子保健法に関連した制度の適用で最も多かったのは「母子手帳の交付」4,960件で、次に「乳幼児の健康診査」1,471件、「妊産婦および乳幼児の保健指導」1,414件であった。児童福祉法に関連した制度の適用で最も多かったのは「保育所の入所」4,210件で、次に「助産施設の入所」444件であった。

年次推移をみると、生活保護法に関連した制度の適用件数は、88年10,762件から、92年10,856件と5年間で殆ど変わっていない。しかし、児童福祉法に関連した制度の適用は、88年296件から、92年2,104件と7.1倍に急増していた。具体的に適用した制度の内容として、「保育所の入所」が88年220件から、92年1,932件、「助産施設の利用」が88年66件から、92年124件と増加していた。母子保健法に関連した制度の適用は、88年1,179件から、92年3,322件と2.8倍に増加していた。具体的に適用した制度の内容として、「母子手帳の交付」が88年812件から、92年1,362件、「乳幼児の健康診査」が88年101件から、92年

693件、「妊産婦および乳幼児の保健指導」が88年117件から、92年627件、「妊産婦の健康診査」が88年28件から、92年188件、「新生児の訪問指導」が88年39件から、92年172件、「妊産婦の訪問指導」が88年38件から、92年141件と増加していた。

対象福祉事務所を地域別にみると、児童福祉法に関連した制度の適用及び母子保健法に関連した制度の適用件数が、最も多かったのは関東地方6,802件(48.2%)で、特に「保育所の入所」、「妊産婦および乳幼児の保健指導」、「乳幼児の健康診査」が著しく増加していた。これは中部地方でも同様の傾向を示していた。(表30-1～表30-10)。

#### 11) オーバースティ外国人母子保健・福祉上の援助における諸制度の適用と年次推移

オーバースティ外国人の母子保健・福祉上の援助における母子保健法、児童福祉法、生活保護法に関する制度の適用について、この質問表には全国15ヶ所(オーバースティ外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の25.8%)から回答があった。

全国5年間の保健・福祉制度の総適用件数は88件(複数回答)であった。母子保健法に関連した制度の適用が最も多く55件、児童福祉法に関連した制度の適用21件、生活保護法に関する適用12件であった。児童福祉法に関連した制度の適用で最も多かったのは「助産施設の入所」11件で、次に「保育所の入所」7件、「乳児院の入院」1件で、「その他」2件であった。母子保健法に関連した制度の適用で最も多かったのは「母子手帳の交付」20件で、次に「乳幼児の健康診査」10件、「新生児の訪問指導」8件、「妊産婦の健康診査」7件、「妊産婦および乳幼児の保健指導」3件、「妊産婦の訪問指導」3件、「栄養摂取に関する援助」1件、「未熟児の訪問指導」1件、「未熟児養育医療の給付」1件、「その他」1件であった(表31)。

### 3. 福祉事務所におけるオーバースティ児童及び妊産婦相談ケースの実態

#### 1) オーバースティ児童及び妊産婦ケース個別事例

オーバースティ児童及び妊産婦ケース個別事例に記入があったのは16ヶ所(オーバースティ外国人ケース「有り」と回答した福祉事務所の27.5%)、17個別事例ケースの回答があった。地域別では北海道、関東、中部、関西、九州地方の福祉事務所から回答があった。福祉事務所への相談ケースの来所経路は、保育園、保健所、病院、産婦人科医師、入国管理局、警察署、婦人相談所、家族の来所、近所の人が保健婦に連絡し保健婦からなど、さ

まごまであるが、本人が直接窓口に来所したケースはなかった。児童の年齢はすべて3歳未満であった。母親の年齢は20代前半が多かった。国籍は、フィリピン7人、タイ4人、マリ共和国1人、イラン1人、コロンビア1人、ブラジル1人、不明2人であった。職業は2人はダンサーであったが、他は無職であった。父親の国籍（児の父親）は日本人が9人で半数以上を占め、4人は同国人であった。主訴には、日本人の夫（父）との入籍について、母子手帳の交付について、出産に係る医療費、児の出生届について、未熟児の医療費の支払い、児の養育について、児の予防接種等があった（表32）。

## 2) オーバースティ児童及び妊産婦ケースの抱えている問題の特徴

オーバースティ児童及び妊産婦ケースの抱えている問題の特徴について、自由記載による質問をしたところ、全国的に57ヶ所の福祉事務所から回答が寄せられた。

オーバースティ児童及び妊産婦ケースの母子保健・福祉・医療上の問題として、以下のような意見がよせられた。主に子どもに関しては、「公的援助を受けていないことから、予防接種、乳幼児健診をうけていない」、「児の出生届が未届けのため法律上何の援助も受けられない、教育等も受けることができない」、「オーバースティの女性と日本人男性との間に生まれる子どもが多くなっている」等の回答が寄せられた。妊産婦ケースについては、「妊産婦健診の機会が得られず、疾病の早期発見ができにくい」、「育児不安などがあっても相談の機会が得られにくい」、「問題を早期に表に出さないのでより追い込まれた状態に陥りやすい」、「経済的、社会的な問題が多い」、「保険証がないことにより、医療機関にかかった時、自己負担が大きく、病気の発見が遅れる」、「母子手帳を持っておらず、妊婦管理が十分なされていないため、早産、未熟児出産ケースがある」、「内縁関係の夫との関係も不安定で生活が安定せず、転出、転入がはげしい」、「言葉が通じないために意思の疎通が困難、医療費、出産費をもっていない」等の意見がよせられた（表33）。

## 3) オーバースティ児童及び妊産婦ケースのかかえる解決困難な課題

オーバースティ児童及び妊産婦ケースの抱えている問題を解決する上での困難について、自由記載による質問をしたところ、40ヶ所の福祉事務所から回答があった。

問題解決上の困難な事としては、殆どが制度の適用の問題をあげていた。「法的救済が困難であること」、「現行法令の下では福祉の対象とすることが困難」、「利用できる施

設がないのに、放置できないギリギリの状況が次々におきてきて対応に頭を痛める」、

「受入れ体制が整っていない、現状では特例法もなく、行政の対応が困難である。人道的には援助してやりたいが、予防接種等の事故が生じたときの保障などの問題がある」

「対象者の把握が困難、経済支援対策がない」等であった（表33）。

「在日外国人の児童および妊産婦の母子保健・福祉についての意見」を自由記載で質問したところ、87ヶ所から回答があり、その半数以上がオーバースティ児童及び妊産婦への援助についての提言・要望を記載していた。その殆どが現行制度の見直しについてであった。「生活保護法の適用が必要な場合が多いと思われるので、制度的に考えてもらいたい」、「子どもが健やかに生まれ育てられるためには、不法在留であっても援助が必要であると思われ、今後の検討を希望している」、「外国語のできる相談員は相談機関を国の責任で実施すべきである、人道上から不法在留外国人に対し、福祉制度を適用するよう法改正すべきである」、「福祉の現場はその性質上即対応を迫られる、とりあえず人道的意味での保護できる体制が制度として確立されればよいと思う、児童の権利条約を日本が批准した時には実現できればと思っている」などであった（表33）。

#### IV 考察

##### 1. 分析対象となった福祉事務所

本研究の調査票には全国各地域から、回答がよせられたが、都道府県別では顕著な回収率の違いがみられた。本研究の目的は主にアンケート方式による、調査時点での福祉事務所における外国人の対応の実態の把握と、過去5年間の外国人相談件数の基本統計の作成の2つにあった。そのため前者のみであれば、質問項目も15項目と比較的少なく回答しやすいものであったと考えられるが、後者においては、調査票の解析項目は481項目となり、これらに回答するには、各福祉事務所において過去の実績から台帳およびその他の資料から、細かくひろわなければならない、各福祉事務所にとってかなりの負担となったことが十分予測される。本研究は、本邦で初めて行われた調査であり、ほとんどの福祉事務所にとって、初めての外国人統計の作成であった。特に、外国人相談ケースの多い福祉事務所で

は、すべてに回答することは膨大な作業となり、極めて困難といえる。それらの事から、外国人登録者が多い関東、近畿地方の都市、政令都市などからは、比較的回収率が低くなっていたが、外国人相談ケースの少ない県の郡部などからは、70%を超え高率となっていた。回答のあった福祉事務所の内、半数以上が過去5年間の統計表に回答をよせていた。本調査研究の特色からして、回収率が46.1%は決して低いとはいえないであろう。しかし、本研究で得られた結果が全体をそのまま反映しているとはいえない。まず、各福祉事務所が、外国人相談ケースのどの位の割合をつかめて回答しているのか不明である。これについては推測の域を超えないが、問い合わせへの反応からしてかなりバラツキがあることが想像される。福祉事務所からの統計としては、社会福祉行政報告<sup>108)</sup>に生活保護を受けた年間の総数が「日本国籍を有しない被保護実世帯数・被保護人員」として掲載されているのみで、それ以外の外国人の集計は公には存在しない。しかし、現場の担当者、各福祉事務所独自の資料・台帳があり資料・統計として存在している。本調査によって国籍別外国人相談人数に回答がみられたのは、福祉事務所が独自の資料によって回答しているものと思われる。今回の調査では、外国人の人口割合が高率である政令指定都市部での回答率が約3割と低率でデータ数が少なく、全体のサンプリングに偏りがみられる。管内外国人登録者の規模が大きくなるにつれ外国人相談が多くなっている(図23)ことから、実際の外国人相談ケース件数はさらに多くなると思われる。福祉事務所の都道府県別回収率にはかなりの差がみられ、その精度にも限界があり、統計的に耐えうるものではないと判断し、本研究では主に地域別分布を集計し検討を行っている。本研究は日本全国の全数調査であるが、全体としてとらえるならば、回答率は約5割で、その対象福祉事務所の管内総人口は6000万人を超えていた(表10)。日本人総人口約12,000万人の半数となっていることから、本調査で得られた結果は日本人人口の約半数の地域を代表できていると思われる。しかし、対象福祉事務所のうち、管内外国人登録者を把握していた福祉事務所は66.5%で、外国人総人口は約40万人である。これは外国人登録者の約3分の1である。

本研究における今回の調査は初めての全国実態調査であり、回収率が約5割で、統計的な精度にも限界があるため、複雑な統計的処理は行わず、記入された全ての数値を項目別、地域別に単純集計を行った。それらによって全国規模での地方における特徴と年次推移の傾向を検討した結果、得られた数値がすべて完全であるとはいえないが、全体的な福祉事務所での外国人相談ケースの傾向は把握でき、全国規模での福祉事務所における外国人児童及び妊産婦相談件数基本統計の概要はつかめたといえるであろう。自由記載によって得

られた在日外国人の母子保健・福祉に関する意見（表33）は、福祉事務所における、貴重な現場の声として、その実態と今後の課題を得る参考資料となった。

本研究で得られた、福祉事務所における在日外国人母子の統計は、今後の母子保健・福祉等の健康施策、行政面での貴重な資料となり、その施策に重要な示唆を与えることができるものと思われる。今後は、本調査から得られた結果をもとに、地域を限定した精度の高い調査を行うとともに、具体的な聞き取り調査を取り入れる必要があるであろう。

## 2. 福祉事務所における外国人児童及び妊産婦への対応

対象福祉事務所の半数以上が、外国人児童及び妊産婦の相談を受けたことがあり、管内の外国人登録者が多くなると、それにほぼ比例して相談を受けたことのある割合も高くなっている。外国人登録者が多い政令都市地域では、約9割の福祉事務所が、外国人の相談ケースを経験している。その対応について、ことばの問題や対応で困ったことのある福祉事務所は約6割であった。しかし、外国語に対応できる職員は全体の約3割で、福祉事務所の案内書がある所は1割に満たなかった。但し、外国人の相談ケースのあった福祉事務所では、外国人相談ケースのなかった所よりも、外国語に対応できる職員、外国語の案内書も多くなっており、対策がとられていることがうかがえる。又、福祉事務所から、相談者に対して通訳者を依頼することができる所は約3割で、多くは相談者が知人、友人、家族など日本語のわかる人を同伴して来ている。テキスト（外国語会話集、手引書等）を使用している所は極僅かであった。外国語に対応できる職員の中では、英語に対応できる職員が最も多く大半を占めていたが、実際に現場に訪れている外国人は、アジア、南米地域出身が最も多くなっていることを考えると、それらの言語に対応できる職員、特にポルトガル語（ブラジル）、タガログ語（フィリピン）への対応は、今後の検討課題といえるであろう。

## 3. 全国福祉事務所基本統計にみる外国人児童及び妊産婦の国際化の現状

福祉事務所における外国人児童及び妊産婦相談件数は、1988年から1992年の5年間で、確実に増加していた。特に児童の相談件数は急激に増加している。外国人児童及び妊産婦の国籍（出身地）は全世界的地域にまたがり、「福祉事務所の国際化」が進んでいる。特

に、南米、アジアからの出身者が、急増している。これは、近年、日本において、激増していた外国人登録者の国籍（出身地）と一致している。又、国内において、関東、中部地方に外国人登録者が著しく集中して増加していたが、本調査においても、関東、中部地方の福祉事務所に外国人児童及び妊産婦相談件数が、急増していた。

外国人妊産婦の在留資格は「日本人の配偶者等」が最も多かったが、この資格には、主に、日本人と結婚をしたことによって得る配偶者の場合と、日本人の子として出生した者の場合がある。前者では近年、日本人男性と結婚したアジア地域出身の女性が急増し、後者は1990年以降、激増したブラジル、ペルー出身の日系人がその殆どを占める。よって、東北、中国、四国、九州地方などの「日本人の配偶者等」の増加は、国際結婚によって在留資格を得た、いわゆる「外国人花嫁」の相談ケースの増加と考えられる。中部地方ではブラジル、ペルー国籍の「日本人の配偶者等」が多くを占めている。関東地域においては国際化がめざましく、さまざまな国籍（出身地）の者が増加している。近畿地方においては従来からの在日韓国・朝鮮人が多く、「特別永住者」（そのほとんどが在日韓国・朝鮮人の2、3世）が多く、「永住者」が約9割を占めている地域である（表34）。近年の外国人登録者の増加率もわずかである。本調査でも「日本人の配偶者等」は増加していなかった。「韓国・朝鮮」国籍（出身地）の児童及び妊産婦のケースの全体に占める割合は多いものの、5年間で増加しておらず、横ばいである。又、全国福祉事務所において「日本国籍」の児童が急増していることも、注目すべきことであろう。

福祉事務所における外国人児童の年齢は、約半数が3歳未満であり、5歳未満の乳幼児が7割をしめていた。これは、1980年代後半以降、「日本人の配偶者等」で来日した者が、日本で児を出生したと考えられる。人口動態統計の分析によっても、「新しい外国人」ニューカマーの5歳未満の乳幼児が急増していた。

外国人の母子保健・福祉上の援助における諸制度の適用と年次推移では、全国5年間の総数として、生活保護法の適用件数が最も多かったが、その件数は殆ど変わっていない。福祉事務所ではその特質上、生活保護法に関する制度の適用件数は、かなり厳格に把握していると考えられる。本調査では、外国人児童及び妊産婦の相談ケース「無し」と回答していた福祉事務所61ヶ所からも、かなり生活保護法に関する制度の適用については回答があった。「母子保健法」「児童福祉法」に関連した制度の適用には、母子保健予防課、保健所、児童相談所など他の関連部署からの協力もみられた。「母子保健法」「児童福祉法」に関する制度の適用件数は、5年間で急激に増加していた。最も多かったのは「母子手帳

の交付」「保育所の入所」であった。

以上、全国福祉事務所における、外国人児童及び妊産婦の基本統計作成によって、近年、地域社会における福祉・保健の現場で、ニューカマーが、急増していることが裏づけられ、明らかとなった。

日本における「人」の国際化の現状は、今後も日本で生まれる「外国人」児童の増加にともなって、進んでいくことと予測される。すでに、関東、近畿地方では出生児の約30人に1人は、父・母あるいはどちらか一方が外国人を含む「外国人」児となっており、東京都では20人に1人となっている（表35）。外国人登録者の多い政令指定都市地域では、さらに進んでいる。

今後、ますます在日外国人の母子保健・福祉・医療は、本邦における母子保健・福祉・医療の重要課題となっていくであろう。「内なる国際化」時代に対応する施策の検討が望まれる。

#### 4. オーバースティ児童及び妊産婦の保健・福祉・医療の現状

近年、医療現場におけるオーバースティ児童及び妊産婦への関心が高まっており、1990年を前後に、母子保健医療の現場でも、無視の出来ない状況となっている。この数年、いくつかの学会で、研究報告がなされているが（表36）<sup>42)～45)</sup>、問題点を要約すると、①まず「不法」である事が理由となり、必要とされる状態にありながら保健、医療、福祉の適用を受けていない、あるいは受けられない状況であること、②劣悪な生活・労働環境下にあることがあげられた。

しかし、いくつかのNGOが、独自の調査によって、事例報告等<sup>46)</sup>を発行しているが、オーバースティ児童及び妊産婦の全般的、全国的な把握はほとんどなされていない。全国乳児福祉協議会が、1991年に全国乳児院における外国人の児童措置ケースについての調査を行い、「無国籍」扱いとなっている事例の問題を報告<sup>47)</sup>しているのみである。

本研究の実態調査によって、対象福祉事務所の10ヶ所に1ヶ所はオーバースティ児童及び妊産婦の相談ケースを経験していることが明らかとなった。年齢・年次別基本統計によって、1988年から1992年の5年間に35人の乳幼児、29人の妊産婦が福祉事務所を訪れていたことが明らかとなった。児童の大半は乳児であった。相談内容として最も多かったのは「出産費用の問題」、「ビザ等の身分保障の問題」で、他の外国人児童及び妊産婦の問題

の傾向とは違っていた。分娩の問題がかなり切迫した状態であることがうかがえる。現に、医療の現場からは「飛込み分娩」の報告が数多くなされている。又、全国から具体的な個別事例17例と、問題の特徴について意見が数多く寄せられたが(表32、33)、それらは、現在医療の現場で直面する問題と極めて共通する内容であった(表36)。

オーバースティ児童及び妊産婦の援助については、対象福祉事務所の7割以上が、「福祉事務所のできる範囲で対応する」と答えていたが、「オーバースティケースの場合は援助・対応しない」と回答した福祉事務所も約2割みられた。オーバースティ児童及び妊産婦のケースを、実際に経験した福祉事務所では、ケースのなかった所よりも、「援助・対応しない」と答えた割合が少なかった(表19)。又、「援助の際にどのような公的協力機関と協力しますか」の問に対して、ケースのなかった所のほうが、「警察」と回答した割合が高かった(表20)。これは、現実直面した場合と、そうでない場合とでは、人道的な対応のせまられ方が違ってくるのが考えられる。オーバースティケースを経験した大半の福祉事務所から、切実な意見が具体的によせられており、現行の法制度と人道的対応とのほざまで、個々の判断が困難な状態であることが伝わってきた。これは、医療現場からの報告書からも、同様の内容がうかがえた(表33、表36)。

オーバースティ児童及び妊産婦の援助について、実際に適用した「生活保護法」「児童福祉法」「母子保健法」に関連する制度の適用件数は、5年間で88件であった。妊産婦及び児童に関する援助では、「母子手帳の交付」と、「助産施設の利用」、「乳幼児の健康診査」が多かった(表31)。しかし、福祉事務所によっては、これらすべて援助ができないと答えていた所もあった。かなり、各自治体、福祉事務所によって、その対応が違っている面もみられた。ほとんどが「外国人登録をしている者は日本人と同じく扱っている、区別していない」と答えていた。外国人相談をうけたことのなかった福祉事務所の理由は、すべて「これまで相談がなかった」であり、「外国人の相談に応じていない」と回答したところは皆無であった。福祉事務所での、援助の基準は「外国人登録をしているか、どうか」が、制度が適用できるかどうかの判断基準となっていた。しかし、その適用基準に対して制度を見直してもらいたいとの意見も数多くみられた(表33)。

本研究によって、福祉の現場では、オーバースティ児童及び妊産婦への問題に対して、具体的解決策が早急に求められていたが、現行では困難な状況であることが、浮き彫りとなった。

このような状況に対して、近年、関係各方面から、さまざまな提言がされている。住友

氏は「母子保健法の理念は、母性と乳幼児の健康の保持・増進であり、外国人か、あるいは、不法在留であるか否かに左右されるものではない」と述べている<sup>108)</sup>。日本母性衛生保護医協会が出した1993年の報告書では、「入院助産の制度の適用は、ビザなしの不法残留者にも原則として適用できるはずである。」と述べている<sup>109)</sup>。日本看護協会は1993年6月、国際看護協会大会において、「非合法的な滞在のために基本的人権を与えられていない外国人の母子の健康と福祉」について「基本的人権を与えられていない不法滞在の外国人母子に対して、人道的立場から必須のヘルスサービスの供給が行われるように、関係機関および団体に働きかけるように要望する。」との要望書を提出している<sup>110)</sup>。全国乳児福祉協議会は、1992年の全国乳児院における調査結果報告書の中で、「児童福祉に従事する職員としては、外国人児童ケースに対しても、日本人の児童ケースと同様に、手厚い処遇の実現に努力しなければならないことはいうまでもないことである。」と結論づけている<sup>89)</sup>。

現状の問題解決策として、吉岡らは「医療に関する問題、とくに妊娠・分娩については緊急を要する場合も多いため、保健医療に関わるものとしては、母子の健康状況を最優先に考えるべきである。」「生命に関わる緊急医療対策については、外国人医療保険の設置、あるいは基金、例えば国際交流福祉基金というべきものの創設等を考慮すべきではなかろうか。」と提言している<sup>38)</sup>。1993年8月10日付けの朝日新聞によれば、当時の大内厚生大臣が「医療を満足に受けられない状況もある。杓子定規の国籍条項の適用ではいけない、積極的な基金の創設を検討したい。」と述べている。

今後、現場での関係各方面の専門家が連携し、この問題を検討しあい、行政各方面への働きかけが必要ではないだろうか。1994年5月、本邦において「子どもの権利条約」が発効された。その基本理念にのっとった、在日外国人の母子保健・福祉・医療制度の改善が望まれる<sup>111)112)</sup>。

##### 5. 在日外国人母子に関する福祉への提言

本研究に基づく、在日外国人母子の福祉事務所実態調査結果より、いくつかの問題が提起されているといえよう。以下の提言をまとめ、今後の課題としたい。

①児童及び妊産婦について、現行制度（入院助産制度、母子手帳の発行、予防接種、乳幼児健診、養育医療・育成医療、児童手当等）を可能な限り柔軟に運用するよう、各機関に周知徹底を図る。

- ②福祉事務所、福祉制度の適用に関する外国語（英語、中国語、ハングル、タガログ語、スペイン語）のガイドブックの発行と常備、外国人のための施設案内、表示を行う。
- ③言語上の問題については、施設職員やボランティアを含めてその対応が可能となる体制を樹立していく。
- ④外国籍相談者に対応できるよう、職員に制度、法律の周知、徹底、研修を行う。
- ⑤専門的知識を有する指導機関、総合的相談窓口の体制作り。
- ⑥処遇困難であった事例集をまとめ、対応マニュアルの作成を行う。
- ⑦民間機関（NGO）との連携と支援体制の確立。
- ⑧生命に関わる緊急医療対策については、「国際交流福祉基金」というべきものの創立と運用。

## V 結語

全国福祉事務所562ヶ所における、外国人児童及び妊産婦への対応の実態調査及び、外国人相談ケース基本統計（1988年から1992年）の作成によって以下の事が、明らかとなった。

1. 対象福祉事務所の約半数が、外国人児童及び妊産婦から相談を受けたことがあり、その内の、約10ヶ所に1ヶ所が、オーバースティの外国人児童及び妊産婦相談ケースがみられた。又、約6割の福祉事務所が、その対応やことばの問題で困ったことがあると回答していた。
2. 郡部と市部別の福祉事務所では、市部の福祉事務所に外国人相談ケースの割合が高く、管内外国人登録者が増えるにつれ、外国人相談ケースの割合が高くなっていた。政令指定都市地域の福祉事務所では、約9割が相談を受けたことがあった。
3. 福祉事務所における、外国語に対応できる職員は全体の約3割、外国語の案内書があるのは1割にみたなかった。外国語に対応できる職員の言語は、英語が大半を占めていた。

言葉の通じない外国人来談者に対して、通訳者を依頼できる福祉事務所は約3割であった。

4. 福祉事務所における外国人児童及び妊産婦相談ケースの国籍（出身地）は、全世界的地域にみられたが、南米及びアジアからの相談ケースが関東、中部地方に著しく急増していた。在留資格では、「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ、妊産婦が急増していた。「日本国籍」の児童相談ケースも増加していた。児童の年齢は乳幼児が大半を占めていた。

5. 「生活保護法」に関する制度の適用件数は5年間で殆ど変化していなかったが、「児童福祉法」「母子保健法」に関する制度の適用件数は急増していた。

6. オーバースティ外国人児童及び妊産婦相談ケースの個別事例が、全国から17例回答があり、保健・福祉上の問題が明らかとなった。オーバースティ外国人児童は、5年間で35人の相談があり、ほとんどが乳児であった。又、オーバースティ外国人妊産婦は29人であった。母親の問題では「出産費用の問題」「ビザ等の身分保障の問題」が多かった。福祉事務所における対応・援助のあり方が、今後の検討課題であった。

## 謝 辞

稿を終えるにあたり

この研究を行うにあたり、御指導および御援助を頂き、終始暖かい励ましを頂きました東京大学医学部母子保健学教室 日暮 眞教授に、深く感謝いたします。又、教室の皆様にも感謝いたします。

国際人流に関する統計及び人口動態統計の分析においては、貴重な資料を提供していただいた厚生大臣官房統計情報部人口動態統計課、法務省民事第五課のみなさまに、深く感謝いたします。

全国福祉事務所における実態調査においては、御多忙中、膨大な資料の作成に御協力をいただきました全国福祉事務所長をはじめ、職員の皆様、心より深く感謝致します。実態調査の統計分析にあたっては、昭和医大公衆衛生学教室の星山佳治先生に貴重な御意見、御指導を頂きました。

皆様の御指導、御協力に支えられ、本研究を成し遂げることができました。あらためて、皆様に心より、深く感謝いたします。

## 文 献

- 1) 法務大臣官房司法法制調査部編. 第32回出入国管理統計年報平成5年版. 東京: 大蔵省印刷局, 1993.
- 2) 平成5年版在留外国人統計. 入管協会, 1993.
- 3) 厚生省人口問題研究所. 人口の動向 日本と世界 人口統計資料集. 厚生統計協会, 1993.
- 4) 高藤昭和. 外国人労働者とわが国の社会保障法制. 社会保障研究所編. 外国人労働者と社会保障. 東京: 東京大学出版会, 1991年; 3-18.
- 5) 「定住外国人と家族法」研究会編. 定住外国人をめぐる法律上の課題. 東京: 日本加除出版, 1991.
- 6) 花見忠, 桑原靖夫, 編. 「あなたの隣人外国人労働者」. 東京: 東洋経済新報社, 1993.
- 7) 総務庁行政監察局. 国際化時代外国人をめぐる行政の現状と課題 総務庁行政監察局の実態調査結果. 東京: 大蔵省印刷局, 1992.
- 8) 仲尾唯治. 国際化に伴う都市の保健・医療問題と社会病理. 日本保健・医療社会学会. 佐久間淳, 園田恭一, 編. 都市化・国際化と保健・医療の課題都市生活の健康と福祉の充実をめざして. 東京: 稲垣出版, 1991; 53-65.
- 9) 日本母性保護医協会編. 国際化時代の周産期管理. 東京: 1993.
- 10) 伊藤博之. 外国人への対応と医療行政. ペリネイタルケア 1993; 12: 609-614.
- 11) Acheson LS. Perinatal, infant, and child death rates among the Old Order Amish. *Am J Epidemiol* 1994;139:173-83.
- 12) Collins JW Jr, Shay DK. Prevalence of low birth weight among Hispanic infants with United States-born and foreign-born mothers: the effect of urban poverty. *Am J Epidemiol* 1994;139:184-92.
- 13) Flegal KM, Launer LJ, Graubard BI, Kestler E, Villar J. Modeling maternal weight and height in studies of pregnancy outcome among Hispanic women. *Am J Clin Nutr* 1993;58:145-51.
- 14) Hickey CA, Cliver SP, Goldenberg RL, Kohatsu J, Hoffman HJ. Prenatal weight gain, term birth weight, and fetal growth retardation among high-risk multiparous black and white women. *Obstet Gynecol* 1993; 81:529-535.
- 15) 李節子. 在日外国人母子保健研究の動向. 小児保健研究 1994; 53:79-86.
- 16) 金 柄佑. 在日韓国人に対する社会医学的調査. 公衆衛生院研究報告 1973;22:156-175.
- 17) 宋 桂子. 在日韓国・朝鮮人の肝がん・肝硬変の疫学. 大阪大学医学雑誌

1981;32:357-373.

- 18) 白 優子, 河 玉恵, 趙 幸子, 大阪居住在日朝鮮人の栄養調査, 大阪府医師会医学雑誌 1981;15:184-187.
- 19) 生方亨司, 大島明, 藤本伊三郎. 在日韓国・朝鮮人死亡と日本人死亡との比較研究 (第1報) 主要死因死亡についての観察. 日本公衆衛生雑誌 1984;31:60-70.
- 20) 生方亨司, 大島明, 藤本伊三郎. 在日韓国・朝鮮人死亡と日本人死亡との比較研究 (第2報) がん死亡についての観察. 日本公衆衛生雑誌 1984;31:71-77.
- 21) 坂口正道, 梅津寛, 藤森英之. 分裂病類似の精神症状を呈した外国人の精神科救急症例. 精神医学 1988;30:1323-1332.
- 22) 高品登美子. 新東京国際空港における外国人精神障害者に対する保健所の対応 タイ人女性のケースを通じて. こころの臨床ア・ラ・カルト 1989;8:36-39.
- 23) 大西守, 他. わが国における外国人精神障害者の受入れをめぐる. 社会精神医学 1989;12:31-36.
- 24) 田中共子, 他. 在日外国人留学生の適応に関する研究 (1) 異文化適応尺度の因子構造. 情報行動科学研究 1990;14:77-94.
- 25) 田中共子, 他. 在日外国人留学生の適応に関する研究 (2) 新渡日留学生の一学期間におけるソーシャルネットワーク形成と適応. 情報行動科学研究 1990;14:95-113.
- 26) 佐野秀樹. 異文化社会への適応困難度に関する研究 社会場面における分析. 行動療法研究 1990;16:37-44.
- 27) 中山清一. 外国人精神障害者の受診状況と対応 成田空港に近接した単科精神病院に於いて. 精神科治療学 1991;6:837-844.
- 28) 高橋三郎. 外国人労働者の精神障害と比較文化精神医学. 精神科診断 1992;3:5-8.
- 29) 穴戸春美, 他. 当院へ入院した海外から入国の外国人結核患者について. 結核 1989;64:539-540.
- 30) 山岸文雄, 他. 外国人結核症例. 結核 1990;65:55-58.
- 31) 伊藤和子. 外国人就学生からの結核. 結核 1990;65:679-683.
- 32) 志毛ただ子. 日本語学校就学生の結核. 公衆衛生 1990;54:298-301.
- 33) 豊田恵美子, 他. 在日外国人結核症例の検討 過去5年間の入院症例のまとめ. 結核 1991;66:805-810.
- 34) 工藤祐是. 結核の現状と在日外国人の結核. 人間の医 1992;27:479-484.
- 35) 平成元年度厚生省心身障害研究報告書. 主任研究者. 平山宗宏. 高齢化社会を迎えるに当たっての母子保健事業策定に関する研究報告書. 日暮眞班吉岡毅, 他. 在日外国人の母子保健の現状と対策に関する研究-新宿区における在日外国人の現状から-. 1990;247-262.
- 36) 平成2年度厚生省心身障害研究報告書. 主任研究者. 平山宗宏. 高齢化社

- 会を迎えるに当たっての母子保健事業策定に関する研究報告書、日暮眞班  
吉岡毅、他。在日外国人の母子保健の現状と対策に関する研究－婦人科疾  
患と妊娠・分娩について－。1991；413-422。
- 37) 平成3年度厚生省心身障害研究報告書。主任研究者、平山宗宏。高齢化社  
会を迎えるに当たっての母子保健事業策定に関する研究報告書。日暮眞班  
吉岡毅、他。在日外国人の母子保健の現状と対策に関する研究－人口動態  
統計と保健所の乳幼児健診からみた在日外国人の母子保健－。1992；689-  
697。
- 38) 平成3年度厚生省心身障害研究報告書。主任研究者、平山宗宏。高齢化社  
会を迎えるに当たっての母子保健事業策定に関する研究報告書。日暮眞班  
吉岡毅、他。在日外国人の母子保健の現状と対策に関する研究－当面する  
諸問題に対する援助・支援のあり方について－。1992；413-422。
- 39) 李節子。「内なる国際化社会」の現状と母子保健・医療の課題。助産婦雑  
誌 1994；48:623-634。
- 40) 桑山紀彦。多文化外来の取組みと地域ネットワーク。地域保健。1993；24  
:62-67。
- 41) 清水ルイズ。日本で、いいお産を 在日外国人の周産期ケアに関する提  
案。愛育 1990；55：17-22。
- 42) 李節子、他。あるフィリピン女性の妊娠、出産をめぐる実態とその周辺。  
周産期医学 1990；20：60-64。
- 43) 李節子。外国人就労妊婦の妊娠・育児環境－「不法就労・在留」妊婦につ  
いて－。周産期医学 1992；22:1137-1143。
- 44) 李節子、他。フィリピン女性の妊娠・出産をめぐる実態報告。第8回東京  
母性衛生学会学術集会抄録 1990；61。
- 45) 松丸知恵子、他。外国人かけ込み出産への援助。第9回東京母性衛生学会  
学術集会抄録 1991；53。
- 46) 殿岡多美子、渡辺美千代、大村ひで子。沼津市における外国人女性の周産  
期の諸問題。第38回日本小児保健学会抄録 1991；396。
- 47) 一宮和夫、潤田嘉朗。当科における（主に東南アジア）の入院の実態につ  
いて。母性衛生 1991；32：542-543。
- 48) 野田明子、他。在日外国人の母子保健－婦人科疾患および妊娠・分娩につ  
いて－。第38回日本小児保健学会抄録 1991；395。
- 49) 田村智美、他。当院における過去5年間の外国人婦人の受診状況を調査し  
て。母性衛生 1992；33：548。
- 50) 松村京子、他。外国人妊産婦に対する不安緩和の保健指導。第24回日本看  
護学会集録（母性看護） 1993；237-239。
- 51) 田戸静、兼子和彦。外国人の母子医療における最近の事例をめぐる一ソ  
ーシャルワーカーの立場から－。第34回日本母性衛生学会抄録 1993；  
253。
- 52) 広重由可、他。大阪市内某産婦人科施設における外国人女性の分娩につい

- て、日本公衆衛生雑誌 1993; 40: 866.
- 53) 一宮和夫, 菅谷周他. 外国人分娩一特に無国籍ベビーの対応について-. 第34回日本母性衛生学会抄録 1993; 252.
- 54) 住田典子, 他. 外国人の保健指導についての一考察 第二報-ハンディキャップを持った母親や児の問題点を中心に-. 第34回日本母性衛生学会抄録 1993; 253.
- 55) 神崎有紀江, 他. NICUと外国人との関わりについて-過去3年間の事例を通じて-. 第40回日本小児保健学会抄録 1993; 252.
- 56) hand-in-handちば, 外国人労働者と手をつなぐ会千葉編. 女性移住労働者の人権と健康に関する事例調査報告-妊娠・出産を中心にして-. 1993.
- 57) 塚本忠義, 他. 当院における外国人分娩の治療について. 日産婦関東連会報 1985; 41: 73.
- 58) 加納尚美, 永尾律. 都内民間病院における外国人の出産の動向-過去5年間の資料による調査. 茨城県母性衛生学会誌 1992; 12: 7-10.
- 59) 斎藤剛, 他. 保健所における乳幼児健診からみた在日外国人の母子保健. 小児保健 1992; 51: 749-752
- 60) 佐伯直美, 中村安秀, 日暮眞. 在日外国人の母子保健実態調査. 小児保健研究 1993; 52(6): 564-567.
- 61) 平成5年度厚生省心身障害研究. 主任研究者. 日暮眞. 少子化時代に対応した母子保健事業に関する研究. 日暮眞班. 中村安秀, 也. 「国際化」時代の障害児の保健・医療・福祉のあり方に関する研究. 1994.
- 62) 国民衛生の動向. 厚生指標. 厚生統計協会, 1993; 61.
- 63) 厚生省大臣官房統計情報部編. 昭和30年~平成4年人口動態統計. 厚生省統計協会, 1957~1994.
- 64) 平成3年版在留外国人統計. 入管協会, 1991.
- 65) 平成4年出入国管理関係統計概要. 入管協会, 1992. 1993.
- 66) 法務省入国管理局編. 出入国管理の回顧と展望-入管発足30周年を記念して-. 東京: 大蔵省印刷局, 1981.
- 67) 法務省入国管理局編. 平成4年版出入国管理-国際化時代への新たな対応-. 東京: 大蔵省印刷局, 1993.
- 68) 山神進. 我が国をめぐる国際人流の変遷-統計にみる国際化の現状-. 入管協会, 1989.
- 69) 法務省入国管理局編. 国際人流. 入管協会, 1993; 73. 75. 77.
- 70) 総務庁統計局. 平成4年10月1日現在推計人口. 1993.
- 71) 大蔵省印刷局. 官報. 1994; 1507.
- 72) 法務大臣官房司法法制調査部司法法制課. 法務年鑑 昭和23~平成4年. 1948~1993.
- 73) 松榮達郎, 他. わが国における外国人の人口動態-平成4年人口動態(確定数)の概況から-. 厚生指標 1994; 41: 16-24.

- 74) 厚生省児童家庭局監修, 母子衛生の主なる統計, 1993.
- 75) 厚生大臣官房統計情報部, 平成4年人口動態統計(確定数)の概況, 1993.
- 76) 勝野真人, 林謙治, わが国における外国人の出産—その推移と将来予測—, 周産期医学 1990; 20: 1729-1732.
- 77) 平山雄他, 在日外国人の人口動態—その公衆衛生学的研究—, 厚生 の指標 1965; 12:8-14.
- 78) 金正根, 在日朝鮮人の人口学的研究, 民族衛生 1971; 37:131-157.
- 79) 石井保範, 日本における外国人の人口動態, 厚生 の指標 1981; 28:29-39.
- 80) 金潤信, 在日外国人と日本人の死亡に関する研究, 公衆衛生雑誌 1982; 29: 83-87.
- 81) 敵善知, 他, 在日外国人と日本人の死亡状況の比較研究—平均余命、乳児死亡率、死産率についての考察—, 公衆衛生雑誌 1988; 35: 4-10.
- 82) 労働省職業安定局編, 外国人労働者の動向と視点, 東京: 労務行政研究所, 1991.
- 83) 江橋崇編, 自治体の外国人住民施策ガイド 外国人は住民です, 東京: 学陽書房, 1993.
- 84) 山本冬彦, 吉岡増雄, 在日外国人と国籍法入門, 東京: 社会評論社, 1987.
- 85) 経済企画庁総合計画局編, 外国人労働者と経済社会の進路, 東京: 大蔵省印刷局, 1989.
- 86) 労働省編, 労働白書(平3年版), 日本労働研究機構, 1991.
- 87) 法務省入国管理局監修, 入管協会編, 外国人の在留案内—外国人の在留資格案内—, 東京: 日本加除出版, 1990.
- 88) 日本生産性本部労使協議制常任委員会, 労働力不足経済下の産業社会の課題、—21世紀にむけた中小企業の活性化のために—, 日本生産性本部, 1992.
- 89) 全国乳児福祉協議会・調査研究委員会, 乳児院における外国人の児童措置ケース調査結果報告, 全国乳児院協議会抄録集 1993; 98-112.
- 90) 石田登喜枝, 出生児の国籍 国籍法改正による外国人の変動を主に, 厚生 の指標 1989; 36: 32-37.
- 91) 高橋重宏, 国際化社会と子ども, 子ども家庭福祉情報 1992; 4: 21-24.
- 92) 日本の子どもを守る会編, 日本にいる外国の子ども 外国籍の子どもの権利を考える, 子どものおあわせ11月臨時増刊号 1992; 483: 4-106.
- 93) 廣嶋清志, 山本千鶴子, 日本の出生動向: 1991年, 人口問題研究 1993; 48:24-30.
- 94) 澤井章, 他, 人口動態事象の体系的整備に関する研究について, 厚生 の指標1993; 40: 11-16.
- 95) アジア人労働者問題懇談会編, 侵される人権・外国人労働者, 東京: 第三書館, 1992.
- 96) The State of The World's Childeren. UNICEF, 1995.
- 97) Grossman DC, Krieger JW, Sugarman JR, Forquera RA: Health status of

- urban American Indians and Alaska Native. A population-based study. JAMA 1994;271:845-50.
- 98) Atrash HK, Koooin LM, Lawson HW, Franks AL, Smith JC: Maternal mortality in the United States, 1979-1986. Obstet Gynecol 1992;76:1055-1060.
- 99) Kempe A, Wise PH, Barkan SE, et al. Clinical determinants of the racial disparity in very low birth weight. N Engl J Med 1992;327:969-73, 1992.
- 100) 大島静子, キャロリン・フランシス. H E L Pから見た日本. 東京: 朝日新聞社, 1988.
- 101) 法務大臣官房司法法制調査部編. 第33回出入国管理統計年報平成6年版. 東京: 大蔵省印刷局, 1994.
- 102) 厚生大臣官房統計情報部. 平成5年 人口動態統計(確定数)の概況. 1994.
- 103) 田内守之, 他. N I C U入院中に社会的, 経済的問題を生じた症例についての検討. 小児保健研究 1994;53:588-592.
- 104) 住友眞左美. 妊娠・出産・育児に関する制度の外国人への適用について. 周産期医学 1990;20:85-88.
- 105) 青山キヨミ. お産をめぐる行政対応の現状と問題点. 第9回東京母性衛生学会学術集会抄録 1990:35.
- 106) 移住アジア女性労働者に関するアンケート調査報告. 女性の家H E L P, 1994.
- 107) 厚生省社会局庶務課監修. 全国福祉事務所便覧91. 全国社会福祉協議会, 1991.
- 108) 厚生大臣官房統計情報部. 平成5年 社会福祉行政業務報告. 1994.
- 109) 住友眞左美. 妊娠届の実際-外国人が届け出をした場合-. 周産期医学 1992;22:912-914.
- 110) 伊東博之. V I S Aなし(不法在留)妊婦が搬送され, 分娩した場合の対応. 国際化時代の周産期. 日本母性保護医協会, 1993;9-22.
- 111) 見藤隆子. 患者をpeopleと表現する英米の人権意識-スペイン・マドリッドに参加して-. 日本看護協会出版会, 看護 1993;(10):142-148.
- 112) 厚生省児童家庭局企画課監修. 子ども家庭福祉情報. 特集「児童の権利に関する条約」批准にむけて. 日本総合愛育研究所, 1992.
- 113) 花崎みさを. 児童福祉の国際化を求めて-養護施設の中で-. 子ども家庭福祉情報 1992;(4):28-30.

図 ・ 表 ・ 付録

(第1章 国際人流に関する統計及び人口動態統計  
に関する図・表・付録)

- 1950年 - 1992年 -

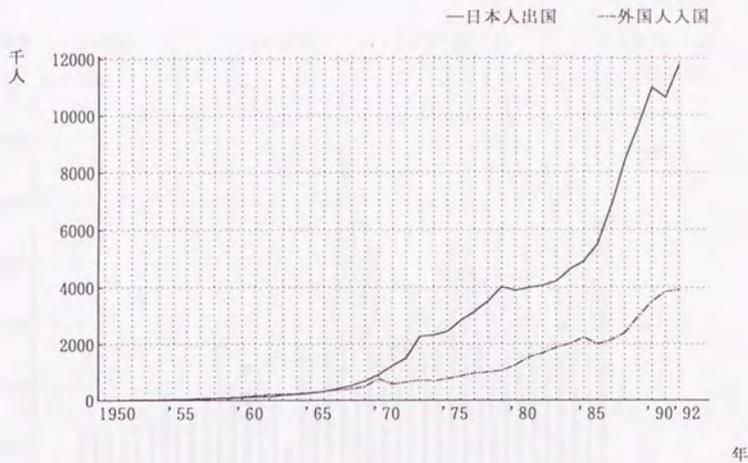


図1 外国人入国者・日本人出国者の推移

法務省「出入国管理統計」より作成

- 1947年 ~ 1992年 -

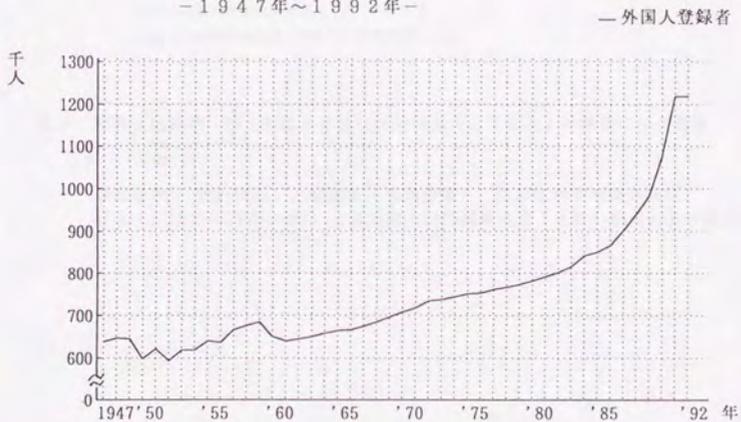
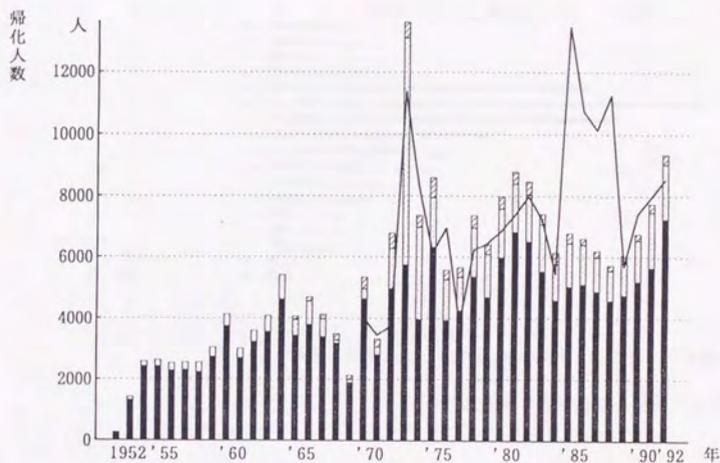


図2 日本における外国人登録者の推移

法務省「在留外国人統計」より作成

- 1952年～1992年 -

■韓国・朝鮮    □中国    ▨その他    □韓・朝の他    一日本人純増



帰化数は1月1日～12月31日（1952年は4月28日～12月31日）

日本人の純増数は各前年10月1日～9月30日

日本人の純増数は国籍取得者と国籍喪失者との差

図3 国籍（出身地）別「帰化」数及び国籍異動による日本人純増数の年次推移

帰化者数（1952-1992）：法務省「法務年鑑」、法務省民事課調査資料、  
日本人純増数（1970-1992）：厚生省人口問題研究所「人口の動向」より作成

1992年末-男性-

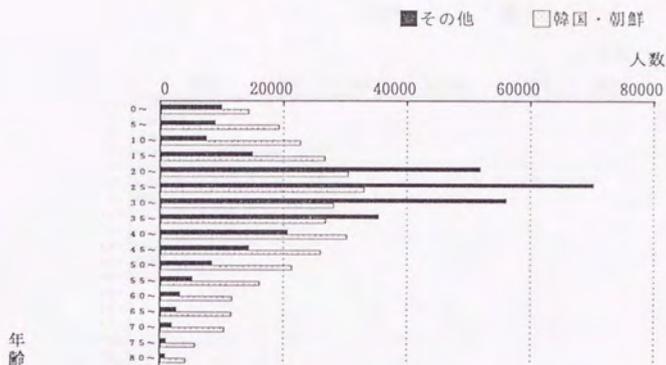


図4 「韓国・朝鮮」と「それ以外の国籍(出身地)」者の年齢分布

法務省「在留外国人統計」より作成

1992年末-女性-

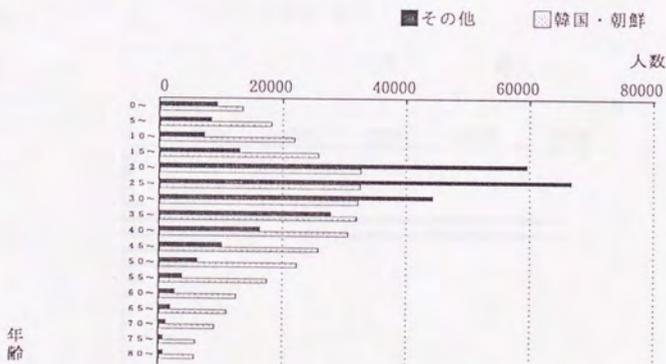


図5 「韓国・朝鮮」と「それ以外の国籍(出身地)」者の年齢分布

1992年末-性別-

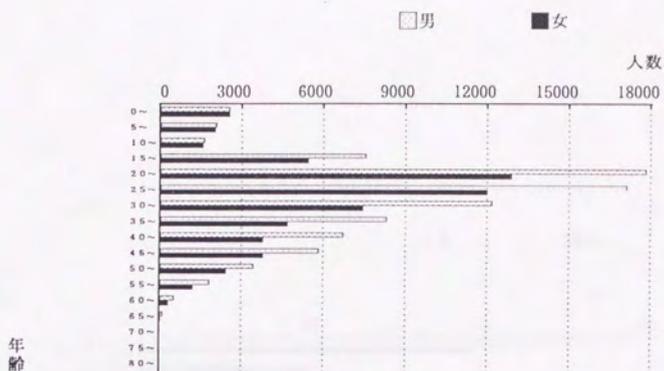


図6 ブラジル国籍者の年齢・性別分布

1992年末-性別-

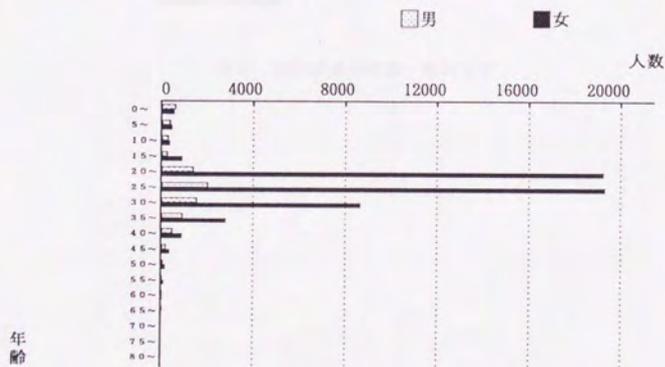


図7 フィリピン国籍者の年齢・性別分布

1992年-性別-

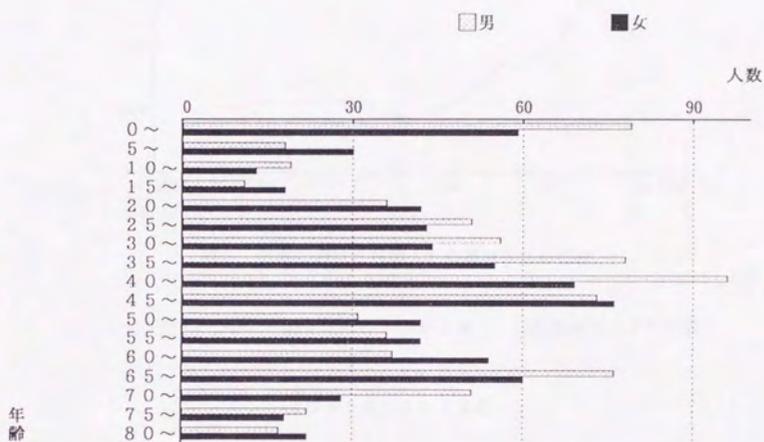


図8 無国籍者の年齢・性別分布

— 1965年—1992年—

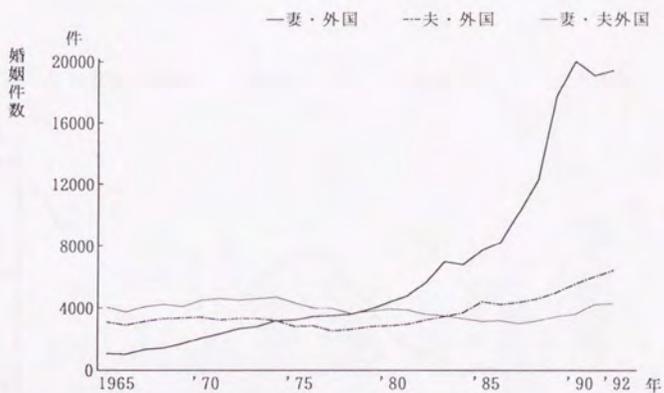


図9 日本における外国人との婚姻件数の推移

厚生省「人口動態統計」より作成

— 1965年～1992年—

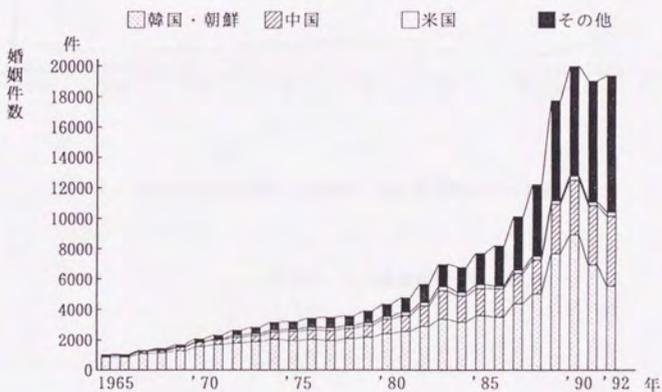


図10 妻・外国人 夫・日本人の国籍別婚姻件数の推移

- 1955年～1992年 -

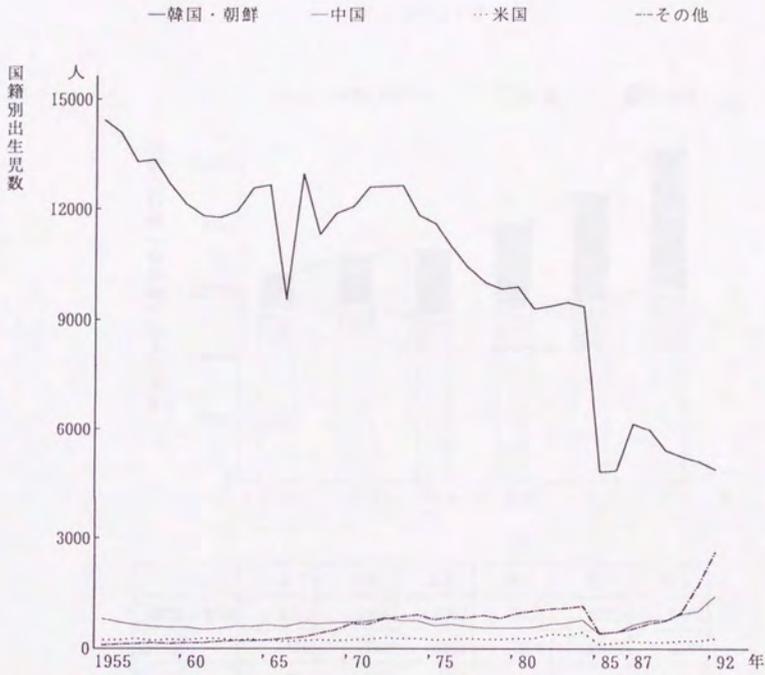
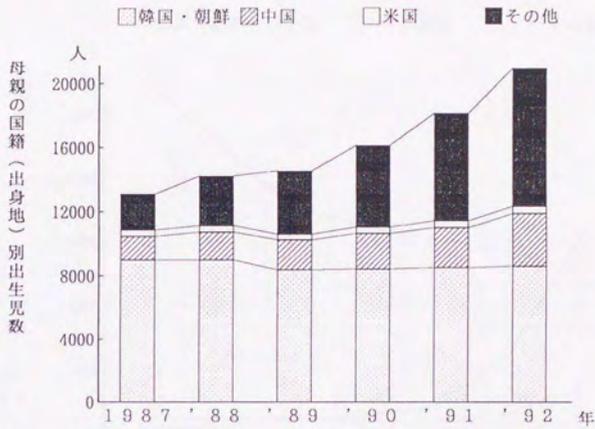


図11 日本における国籍（出身地）別出生児数の年次推移

厚生省「人口動態統計」より作成

- 1987年-1992年 -

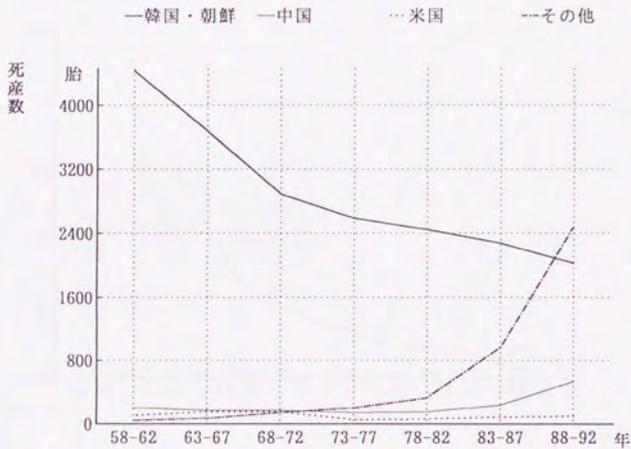


	1987	'88	'89	'90	'91	'92
■韓国・朝鮮	9011	9004	8357	8437	8523	8588
■中国	1456	1734	1872	2225	2487	3289
□米国	387	377	356	388	416	457
■その他	2258	3113	3984	5104	6738	8600

図12 日本における母親の国籍（出身地）別出生児数の推移

厚生省「人口動態統計」より作成

- 1958年～1992年 -

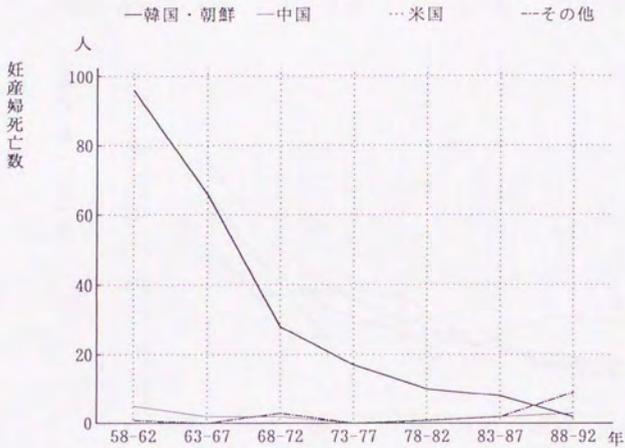


	58-62	63-67	68-72	73-77	78-82	83-87	88-92
—韓国・朝鮮	4437	3672	2897	2593	2445	2284	2030
-中国	209	176	177	147	156	246	541
…米国	109	155	153	54	67	91	101
---その他	51	74	147	209	329	972	2488

図13 日本における国籍(出身地)別死産数の推移

厚生省「人口動態統計」より作成

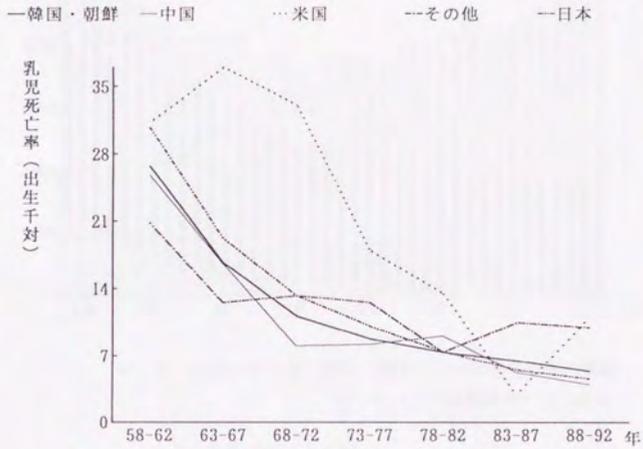
- 1958年～1992年 -



	58-62	63-67	68-72	73-77	78-82	83-87	88-92
—韓国・朝鮮	96	66	28	17	10	8	2
—中国	5	2	2	0	1	2	3
…米国	0	0	0	0	0	0	0
…その他	1	0	3	0	1	2	9

図1.4 日本における国籍(出身地)別妊産婦死亡数の推移

- 1958年~1992年 -



	58-62	63-67	68-72	73-77	78-82	83-87	88-92
—韓国・朝鮮	26.8	16.8	11.2	8.8	7.4	6.5	5.4
—中国	25.8	16.6	8.1	8.2	9.1	5.3	4.0
…米国	31.3	37.0	33.1	18.0	13.5	3.0	11.0
---その他	20.9	12.6	13.3	12.6	7.4	10.5	10.0
—日本	30.8	19.3	13.3	10.1	7.5	5.6	4.6

図15 日本における国籍(出身地)別乳児死亡率の推移

- 1955年～1992年 -

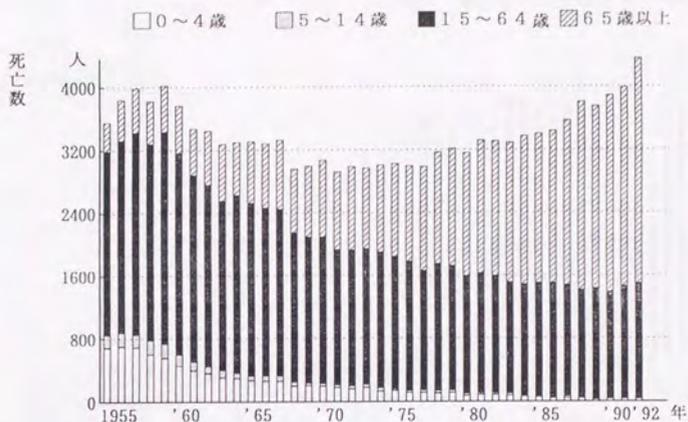


図16 日本における「韓国・朝鮮」の年齢別死亡数の推移  
厚生省「人口動態統計」より作成

- 1955年～1992年 -

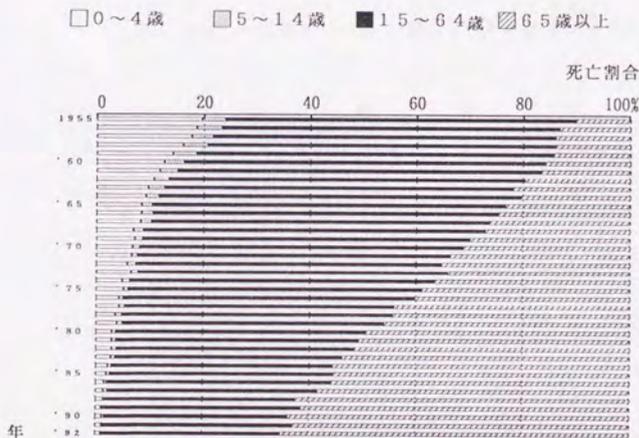


図17 日本における「韓国・朝鮮」の年齢別死亡割合の推移

- 1955年～1992年 -

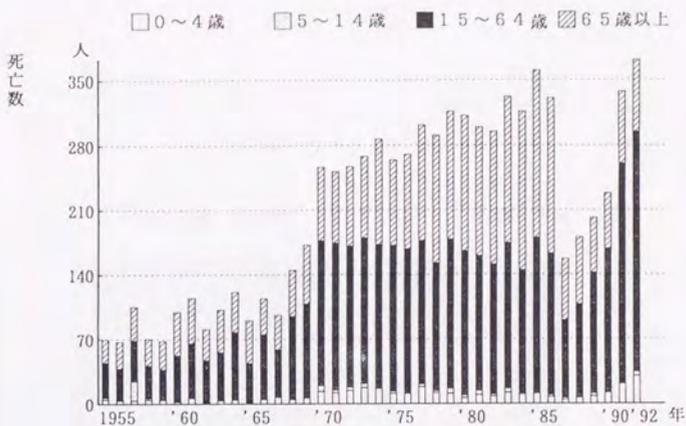


図18 日本における「その他の外国」の年齢別死亡数の推移

- 1955年～1992年 -

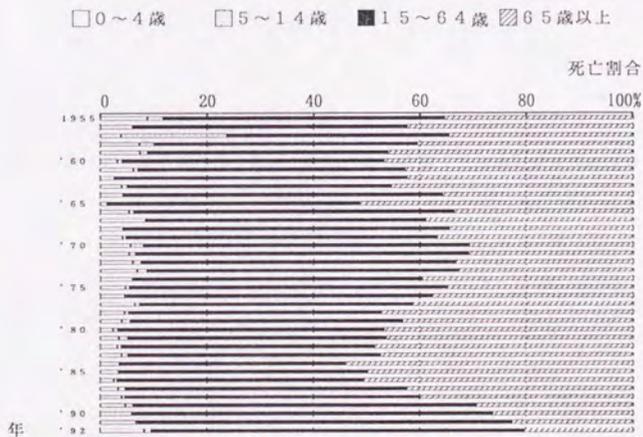


図19 日本における「その他の外国」の年齢別死亡割合の推移

- 1955年～1992年 -

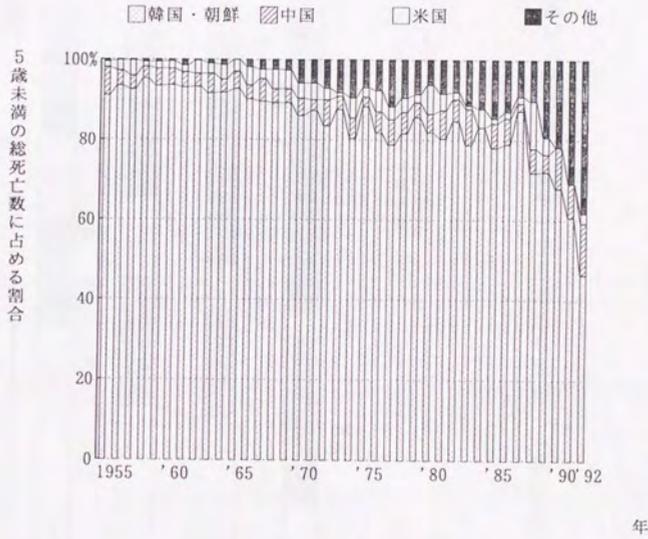
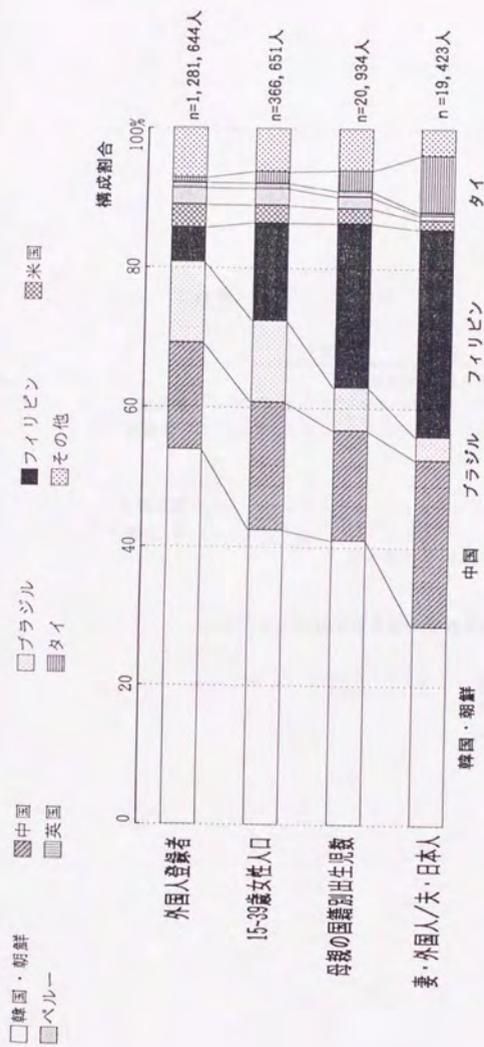


図20 日本における5歳未満外国人総死亡数に占める国籍(出身地)別割合の推移



厚生省「人口動態統計」  
法務省「在留外国人統計」より作成

図 2.1 外国人登録者、女性人口（15-39歳）、母親の国籍別出生見数、妻外国人の割合比較 - 1992年 -

- 1992年末 -



図2.2 5歳未満外国人登録者数及び死亡数の国籍(出身地)別割合

厚生省「人口動態統計」及び  
法務省「在留外国人統計」より作成

表1 国籍(出身地)別外国人登録者数の推移—1950年～1992年—

順位	1950年		1960年		1970年		1980年		1987年		1992年	
	国籍(出身地)	実数(構成比%)										
1	総数	596,595 (100.0)	総数	850,566 (100.0)	総数	708,458 (100.0)	総数	782,810 (100.0)	総数	884,025 (100.0)	総数	1,231,644 (100.0)
2	韓国・朝鮮	564,903 (91.0)	韓国・朝鮮	581,257 (85.3)	韓国・朝鮮	614,202 (86.7)	韓国・朝鮮	664,556 (84.9)	韓国・朝鮮	613,197 (68.2)	韓国・朝鮮	688,144 (55.7)
3	中国	40,481 (6.8)	中国	45,535 (7.0)	中国	51,481 (7.3)	中国	52,859 (6.8)	中国	95,477 (10.8)	中国	195,354 (15.2)
4	米国	4,962 (0.8)	米国	11,594 (1.8)	米国	19,645 (2.7)	米国	22,401 (2.9)	米国	30,836 (3.5)	ブラジル	147,800 (11.5)
5	英国	1,115 (0.2)	英国	1,758 (0.3)	英国	3,001 (0.4)	フィリピン	5,847 (0.7)	フィリピン	25,017 (2.8)	フィリピン	62,218 (4.9)
6	カナダ	962 (0.2)	ドイツ	1,279 (0.2)	ドイツ	2,545 (0.4)	英国	4,566 (0.6)	英国	7,154 (0.9)	米国	42,482 (3.3)
7	ドイツ	805 (0.1)	カナダ	1,182 (0.2)	カナダ	1,649 (0.2)	ドイツ	2,800 (0.4)	ベトナム	4,381 (0.5)	ベルギー	31,051 (2.4)
8	フランス	484 (0.1)	インド	783 (0.1)	インド	1,266 (0.2)	ベトナム	2,742 (0.4)	タイ	3,817 (0.4)	英国	12,001 (0.9)
9	フィリピン	367 (0.1)	フランス	850 (0.1)	フランス	1,060 (0.1)	インド	1,944 (0.2)	ドイツ	3,250 (0.4)	タイ	10,469 (0.8)
10	オランダ	317 (0.1)	イタリア	421 (0.1)	インドネシア	1,036 (0.1)	フランス	1,818 (0.2)	カナダ	2,943 (0.3)	ベトナム	6,883 (0.5)
	その他	4,299 (0.7)	その他	6,107 (0.9)	その他	13,173 (1.9)	その他	23,270 (3.0)	その他	36,723 (4.2)	その他	85,248 (6.7)

法務省「在留外国人統計」より作成

表2 日本における国際人流の推移 - 1986年～1992年 -

区 分	1986年	1992年	対86年増減数 (増減率%)	対86年 倍率
日本人出国者	5,516,193	11,790,699	6,274,506( 113.7)	2.1
外国人入国者	2,021,450	3,926,347	1,904,897( 94.2)	1.9
在日外国人の総人口割合 (%)	0.7	1.0	0.32	
外国人登録者総数(構成比%)	867,237(100.0)	1,281,644(100.0)	414,407( 47.8)	1.5
永住者	655,696( 75.6)	635,422( 49.6)	-20,274( -3.1)	1.0
韓国・朝鮮	627,423( 72.4)	598,241( 46.7)	-29,182( -4.7)	1.0
非永住者	211,541( 24.4)	646,222( 50.4)	434,681( 205.5)	3.1
留学生	20,456( 2.4)	56,309( 4.4)	35,853( 175.3)	2.8
就学生	15,144( 1.8)	46,644( 3.6)	31,500( 208.0)	3.1
日本人の配偶者等	41,264( 4.8)	209,269( 16.3)	168,005( 407.2)	5.1
ブラジル	750( 0.1)	91,816( 7.2)	91,066(12142.1)	122.4
ペルー	218( 0.0)	10,455( 0.8)	10,237( 4695.9)	48.0
フィリピン	5,299( 0.6)	28,351( 2.2)	23,052( 435.0)	5.4
中国	13,085( 1.5)	29,008( 2.3)	15,923( 121.7)	2.2
韓国・朝鮮	7,841( 0.9)	21,855( 1.7)	14,014( 178.7)	2.8
定住者	(90)54,359( 6.3)	122,814( 9.6)	68,455( 125.9)	2.3
欧米 北米	34,235( 4.0)	50,421( 3.9)	16,186( 47.3)	1.5
ヨーロッパ	20,500( 2.4)	29,899( 2.3)	9,399( 45.9)	1.5
オーバーステイ	(90年7月)	(93年5月)		
全体数	106,497	298,646	192,149( 180.4)	2.8
男性総数	66,851	192,114	125,263( 187.4)	2.9
女性総数	39,646	106,532	66,886( 168.7)	2.7
タイ	7,461	29,759	22,298( 298.9)	4.0
フィリピン	13,044	19,531	6,487( 49.7)	1.5

法務省 「在留外国人統計」「出入国管理統計」より作成

表3 都道府県別外国人登録者数の推移及び総人口割合

区分	1986年(構成比%)	1992年(構成比%)	対86年増減数(増減率%)	92年総人口割合(%)	92年10月1日現在人口(人)
総数	867,237(100.0)	1,281,644(100.0)	414,407( 47.8)	1.03	124,452
東京都	154,834(17.9)	247,446(19.3)	92,612( 59.8)	2.08	11,874
大阪府	202,449(23.3)	213,935(16.7)	11,486( 5.7)	2.45	8,735
愛知県	61,828( 7.1)	105,336( 8.2)	43,508( 70.4)	1.56	6,766
兵庫県	87,611(10.1)	96,716( 7.5)	9,105( 10.4)	1.77	5,466
神奈川県	49,014( 5.7)	96,646( 7.5)	47,632( 97.2)	1.19	8,104
京都府	51,899( 6.0)	55,747( 4.3)	3,848( 7.4)	2.14	2,606
埼玉県	18,509( 2.1)	52,684( 4.1)	34,175(184.6)	0.80	6,561
千葉県	19,007( 2.2)	43,436( 3.4)	24,429(128.5)	0.77	5,673
静岡県	10,650( 1.2)	37,432( 2.9)	26,782(251.5)	1.01	3,701
福岡県	30,414( 3.5)	34,689( 2.7)	4,275( 14.1)	0.71	4,852
その他	181,022(20.9)	297,577(23.2)	116,555( 64.4)	0.50	60,114
(関東地域)					
一都六県	257,248(29.7)	496,900(38.8)	239,652( 93.2)	1.27	39,047
・群馬県	4,918( 0.6)	20,577(1.6)	15,659(318.4)	1.04	1,983
茨城県	7,262( 0.8)	19,387(1.5)	12,125(167.0)	0.67	2,895
栃木県	3,704( 0.4)	16,724(1.3)	13,020(351.5)	0.85	1,957

\*上記以外の一都六県、再掲せず

法務省「在留外国人統計」及び総務庁「人口推計資料」より作成

表4 日本における国籍(出身地)別帰化者数の推移-1952年~1992年-

年	総数	返国籍韓国・朝鮮	返国籍韓国・朝鮮以外	年	総数	返国籍韓国・朝鮮	返国籍中国	その他	
52	282 (100.0)	232 (82.3)	50 (17.7)	72	6,825 (100.0)	4,983 (73.0)	1,303 (19.1)	539 (7.9)	
(1952年の帰化数は4月28日から12月31日までの数)				73	13,629 (100.0)	5,769 (42.3)	7,338 (53.8)	522 (3.8)	
53	1,431 (100.0)	1,326 (92.7)	105 (7.3)	74	7,393 (100.0)	3,973 (53.7)	3,026 (40.9)	394 (5.3)	
54	2,608 (100.0)	2,435 (93.4)	173 (6.6)	75	8,568 (100.0)	6,323 (73.8)	1,641 (19.2)	604 (7.0)	
55	2,661 (100.0)	2,434 (91.5)	227 (8.5)	76	5,605 (100.0)	3,951 (70.5)	1,323 (23.6)	331 (5.9)	
56	2,547 (100.0)	2,290 (89.9)	257 (10.1)	77	5,680 (100.0)	4,261 (75.0)	1,113 (19.6)	306 (5.4)	
57	2,582 (100.0)	2,312 (89.5)	270 (10.5)	78	7,391 (100.0)	5,362 (72.5)	1,620 (21.9)	409 (5.5)	
58	2,594 (100.0)	2,246 (86.6)	348 (13.4)	79	6,458 (100.0)	4,701 (72.8)	1,402 (21.7)	355 (5.5)	
59	3,076 (100.0)	2,737 (89.0)	339 (11.0)	80	8,004 (100.0)	5,987 (74.8)	1,619 (20.2)	398 (5.0)	
60	4,156 (100.0)	3,763 (90.5)	393 (9.5)	81	8,823 (100.0)	6,829 (77.4)	1,572 (17.8)	422 (4.8)	
61	3,013 (100.0)	2,710 (89.9)	303 (10.1)	82	8,494 (100.0)	6,521 (76.8)	1,542 (18.2)	431 (5.1)	
62	3,614 (100.0)	3,222 (89.2)	392 (10.8)	83	7,435 (100.0)	5,532 (74.4)	1,560 (21.0)	343 (4.6)	
63	4,100 (100.0)	3,558 (86.8)	542 (13.2)	84	6,169 (100.0)	4,608 (74.7)	1,183 (19.2)	378 (6.1)	
64	5,445 (100.0)	4,632 (85.1)	813 (14.9)	85	6,824 (100.0)	5,040 (73.9)	1,434 (21.0)	350 (5.1)	
年	総数	返国籍韓国・朝鮮	返国籍中国	その他	86	6,636 (100.0)	5,110 (77.0)	1,304 (19.7)	222 (3.3)
65	4,088 (100.0)	3,438 (84.1)	532 (13.0)	118 (2.9)	87	6,222 (100.0)	4,882 (78.5)	1,131 (18.2)	209 (3.4)
66	4,735 (100.0)	3,816 (80.6)	753 (15.9)	166 (3.5)	88	5,767 (100.0)	4,595 (79.7)	990 (17.2)	182 (3.2)
67	4,150 (100.0)	3,391 (81.7)	589 (14.2)	170 (4.1)	89	6,089 (100.0)	4,759 (78.2)	1,066 (17.5)	264 (4.3)
68	3,501 (100.0)	3,194 (91.2)	114 (3.3)	193 (5.5)	90	6,794 (100.0)	5,216 (76.8)	1,349 (19.9)	229 (3.4)
69	2,153 (100.0)	1,889 (87.7)	124 (5.8)	140 (6.5)	91	7,788 (100.0)	5,665 (72.7)	1,818 (23.3)	305 (3.9)
70	5,379 (100.0)	4,646 (86.4)	320 (5.9)	413 (7.7)	92	9,363 (100.0)	7,244 (77.4)	1,794 (19.2)	325 (3.5)
71	3,386 (100.0)	2,874 (86.4)	249 (5.9)	263 (7.7)	合計	183,349 (100.0)	134,559 (73.4)	39,809 (21.7)	8,981 (4.9)

総合計 221,458(100.0) 返国籍韓国・朝鮮168,456(76.1) 返国籍中国53,002(23.9)\*\*

\* 1965年から1992年までの合計 \*\* 1952年から1992年までの合計  
帰化数は1月1日から12月31までの数 (構成比%)

法務省「法務年鑑」及び法務省民事課調査資料より作成

表5 国籍(出身地)別外国人登録者の人口構成(1992年末)  
 -年少人口、生産年齢人口、老年人口、男女割合-

国籍(出身地)	年少人口(14歳以下)	生産年齢人口(15-64)	老年人口(65歳以上)	外国人登録人口
外国人総数	総数 161,209(12.6)	総数 1,045,555(81.6)	総数 74,879(5.8)	総数 1,281,644(100.0)
	男 82,374(12.6)	男 530,871(81.5)	男 38,204(5.9)*	男 651,450(50.8)
	女 78,835(12.5)	女 514,684(81.7)	女 36,675(5.8)	女 630,194(49.2)
韓国・朝鮮	総数 109,941(16.0)	総数 514,530(74.8)	総数 63,673(9.3)	総数 688,144(100.0)
	男 56,335(16.6)	男 250,612(74.0)	男 31,715(9.4)	男 338,662(49.2)
	女 53,606(15.3)	女 263,918(75.5)	女 31,958(9.1)	女 349,482(50.8)
韓国・朝鮮 以外	総数 51,268(8.6)	総数 531,025(89.5)	総数 11,206(1.9)	総数 593,499(100.0)
	男 26,039(8.3)	男 280,259(89.6)	男 6,489(2.1)	男 312,787(52.7)
	女 25,229(9.0)	女 250,766(89.3)	女 4,717(1.7)	女 280,712(47.3)
中国	総数 17,109(8.8)	総数 171,507(87.8)	総数 6,718(3.4)	総数 195,334(100.0)
	男 8,760(8.5)	男 90,202(87.7)	男 3,877(3.8)	男 102,839(52.6)
	女 8,349(9.0)	女 81,305(87.9)	女 2,841(3.1)	女 92,495(47.4)
ブラジル	総数 12,326(8.3)	総数 135,266(91.5)	総数 211(0.1)	総数 147,803(100.0)
	男 6,223(7.1)	男 81,310(92.7)	男 146(0.2)	男 87,679(59.3)
	女 6,103(10.2)	女 53,956(89.7)	女 65(0.1)	女 60,124(40.7)
フィリピン	総数 2,669(4.3)	総数 59,407(95.5)	総数 142(0.2)	総数 62,218(100.0)
	男 1,286(14.4)	男 6,983(83.6)	男 83(1.0)	男 8,352(13.4)
	女 1,383(2.6)	女 52,424(97.3)	女 59(0.1)	女 53,866(86.6)
米国	総数 5,041(11.9)	総数 35,398(83.3)	総数 2,043(4.8)	総数 42,482(100.0)
	男 2,568(10.2)	男 21,464(85.2)	男 1,171(4.6)	男 25,203(59.3)
	女 2,473(14.3)	女 13,934(80.6)	女 872(5.0)	女 17,279(40.7)
無国籍	総数 218(14.5)	総数 990(65.9)	総数 294(19.6)	総数 1,502(100.0)
	男 116(14.7)	男 505(64.2)	男 166(21.1)	男 787(52.4)
	女 102(14.3)	女 485(67.8)	女 128(17.9)	女 715(47.6)

人口に占める割合(%)

男女の総数(%)は男女割合

\*年齢不明男1名は人口構成数より除外した

法務省「在留外国人統計」より作成

表6 日本における父母の国籍(出身地)別出生児数の年次推移  
- 1987年~1992年 -

年	父・母の一方が外国人 及び外国人の産数	父・母共 外国人*		どちらか一方が外国人 母・外国 父・外国		父・母共日本人	総数
'87	17,596 (1.30)	7,574(0.56)	5,538(0.41)	4,484(0.33)		1,336,636 (98.70)	1,354,232 (100.00)
		韓国・朝鮮 6,161	韓国・朝鮮 2,850	3,039			
		中国 653	中国 803	287			
		米国 199	米国 188	641			
		その他の国 561	その他の国 1,697	517			
'88	18,787 (1.42)	7,613(0.58)	6,615(0.50)	4,559(0.34)		1,302,832 (98.58)	1,321,619 (100.00)
		韓国・朝鮮 5,986	韓国・朝鮮 3,018	2,992			
		中国 764	中国 970	292			
		米国 182	米国 195	699			
		その他の国 681	その他の国 2,432	576			
'89	19,355 (1.54)	7,179(0.57)	7,390(0.59)	4,786(0.38)		1,234,626 (98.46)	1,253,981 (100.00)
		韓国・朝鮮 5,426	韓国・朝鮮 2,931	3,039			
		中国 803	中国 1,069	312			
		米国 185	米国 171	786			
		その他の国 765	その他の国 3,219	649			
'90	21,145 (1.72)	7,459(0.61)	8,695(0.71)	4,991(0.41)		1,207,899 (98.28)	1,229,044 (100.00)
		韓国・朝鮮 5,253	韓国・朝鮮 3,184	3,048			
		中国 961	中国 1,264	375			
		米国 227	米国 161	829			
		その他の国 1,018	その他の国 4,086	739			
'91	23,555 (1.91)	8,137(0.66)	10,027(0.81)	5,391(0.44)		1,207,827 (98.09)	1,231,382 (100.00)
		韓国・朝鮮 5,121	韓国・朝鮮 3,402	3,172			
		中国 1,040	中国 1,447	423			
		米国 220	米国 196	888			
		その他の国 1,756	その他の国 4,982	908			
'92	27,046 (2.22)	9,276(0.76)	11,658(0.96)	6,112(0.50)		1,191,219 (97.78)	1,218,265 (100.00)
		韓国・朝鮮 4,916	韓国・朝鮮 3,672	3,407			
		中国 1,434	中国 1,855	536			
		米国 276	米国 181	1,019			
		その他の国 2,650**	その他の国 5,950	1,150			
		フィリピン 298	フィリピン 4,630	65			
		タイ 156	タイ 473	17			
		英国 82	英国 51	152			
		ブラジル 1,020	ブラジル 261	68			
		ペルー 306	ペルー 43	24			
		その他の国 788	その他の国 492	824			

(構成比率%)

\* 1987年以降、人口動態統計上の「日本における外国人の出生児数」は父・母共外国人の母親の国籍別出生児数(嫡出でない母外国人の出生児を含む)である。

\*\* 1955年から1991年まで人口動態統計調査票の「国籍」は「韓国・朝鮮」「中国」「米国」「その他の外国」の4区分のみであったが、1992年1月分の調査票から新たに「フィリピン」「タイ」「英国」「ブラジル」「ペルー」の5ヶ国が追加された。

厚生省「人口動態統計」より作成

表7 在日外国人母子保健統計指標（1988年-1992年区分）

	外国人総数	韓国・朝鮮	中国	米国	その他	日本人
母親の国籍別出生児数	84,049	42,909	11,607	1,994	27,539	6,170,242*
父母共外国人の出生児数	39,664	26,702	5,002	1,090	6,870	
死産数	5,160	2,030	541	101	2,488	268,138
死産率(出生千別)	57.8	45.2	44.5	48.2	82.9	41.6
乳児死亡数	245	144	20	12	69	28,500
乳児死亡率(出生千別)	6.2	5.4	4.0	11.0	10.0	4.6**
妊産婦死亡数	14	2	3	0	9	587
妊産婦死亡率(出生1万別)	1.7	0.5	2.6	0	3.3	1.0

\* 日本人出生児数の総数は6,214,627人であるが、その内に含まれる  
夫日本人、妻外国人の出生児数44,385人を除いた数

\*\* 日本人乳児死亡率の算出には日本人出生児数の総数を分母に用いた

厚生省「人口動態統計」より作成

表8 日本における国籍(出身地)別人口動態統計: 1992年

	日本	韓国	朝鮮	中国	米国	7/1/27	タイ	英国	フランス	ペルー	その他
総人口数	728,579(推計)										
①出生数	19,423 (100.0)	5,537 (28.5)	4,638 (23.9)	248 (1.3)	5,771 (29.7)	1,585 (8.2)	99 (0.5)	645 (3.3)	138 (0.7)	762 (3.9)	
②死亡数	6,439 (100.0)	2,804 (43.5)	777 (12.1)	1,350 (21.0)	54 (0.8)	13 (0.2)	168 (2.6)	152 (2.4)	56 (0.9)	1,065 (16.5)	
出生率	11,658 (100.0)	3,672 (31.5)	1,855 (15.9)	181 (1.6)	4,630 (39.7)	473 (4.1)	51 (0.4)	261 (2.2)	43 (0.4)	492 (4.2)	
死亡率	6,112 (100.0)	3,407 (55.7)	856 (14.0)	1,013 (16.7)	65 (1.1)	17 (0.3)	152 (2.5)	68 (1.1)	24 (0.4)	824 (13.5)	
出生率-死亡率	9,276 (100.0)	4,916 (53.0)	1,434 (15.5)	276 (3.0)	298 (3.2)	156 (1.7)	82 (0.9)	1,020 (11.0)	306 (3.3)	788 (8.5)	
人口増加率	1,197,331 (100.0)	20,934 (1.7)	8,588 (0.7)	3,289 (0.3)	4,528 (0.4)	629 (0.1)	133 (0.0)	1,281 (0.1)	349 (0.0)	1,280 (0.1)	
出生率	48,896 (100.0)	1,310 (2.7)	436 (0.9)	137 (0.3)	19 (0.0)	410 (0.8)	4 (0.0)	73 (0.1)	32 (0.1)	69 (0.1)	
死亡率	39,2 (100.0)	58.9 (1.5)	48.3 (0.1)	40.0 (0.1)	40.0 (0.1)	76.8 (1.9)	29.1 (0.3)	53.9 (1.4)	84.0 (2.1)	51.1 (0.1)	
出生率-死亡率	5,477 (100.0)	61 (1.1)	26 (0.5)	8 (0.0)	2 (0.0)	10 (0.2)	4 (0.0)	4 (0.0)	4 (0.0)	4 (0.0)	
出生率(出生)	4.6 (100.0)	5.3 (115.2)	5.6 (121.7)	7.2 (156.5)	33.6 (730.0)	25.6 (556.5)	12.1 (263.0)	3.9 (84.8)	13.1 (284.8)	2.5 (54.3)	
死亡率(死亡)	856,643 (100.0)	5,222 (0.6)	4,360 (0.5)	384 (0.0)	102 (0.0)	46 (0.0)	65 (0.0)	20 (0.0)	79 (0.0)	150 (0.0)	
出生率-死亡率	111 (100.0)	4 (3.6)	0 (0.0)	1 (0.0)	2 (1.8)	2 (1.8)	1 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
出生率-死亡率	121,139,891 (100.0)	386,651 (3.2)	155,212 (12.8)	67,242 (5.6)	9,548 (0.8)	50,859 (42.0)	6,081 (5.0)	3,443 (2.8)	42,414 (35.0)	8,831 (7.3)	
出生率-死亡率	56.6 (100.0)	57.1 (100.9)	55.3 (97.7)	48.9 (86.4)	47.9 (84.6)	96.9 (171.2)	103.4 (182.7)	38.6 (68.2)	30.2 (53.3)	55.6 (98.2)	
千人当たり出生率	2.3 (100.0)	3.6 (156.5)	2.8 (121.7)	2.0 (87.0)	2.0 (87.0)	8.1 (352.2)	21.4 (928.3)	1.2 (52.2)	1.7 (73.9)	3.6 (156.5)	

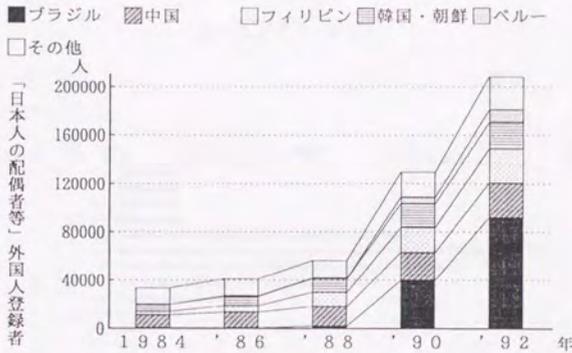
\* 出生率の算出には母に母親の国籍別出生数を用いている。

\*\* 15歳~39歳の女性人口千人当たりの出生数、出生率

(構成比%)

厚生省「人口動態統計」法務省「在留外国人統計」総務省「平成4年10月1日現在推計人口」(確定数)により作成

- 1984年～1992年 -

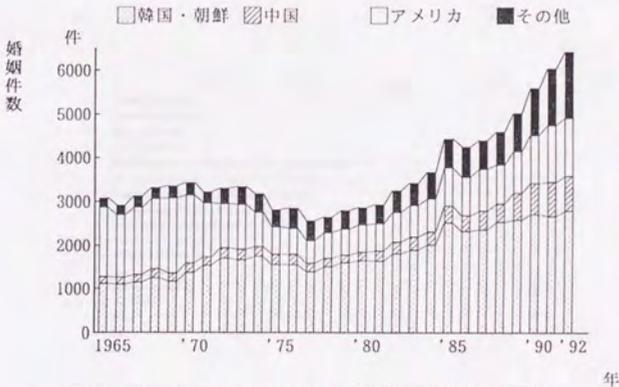


	1984	'86	'88	'90	'92
ブラジル	779	750	2003	40384	91816
中国	10522	13085	16812	23051	29008
フィリピン	2967	5299	11298	20516	28351
韓国・朝鮮	6230	7841	11532	19999	21855
ペルー		218	271	5276	10455
その他	13384	14071	15115	20992	27784

付図1 「日本人の配偶者等」の国籍（出身地）別外国人登録者の推移

法務省「在留外国人統計」より作成

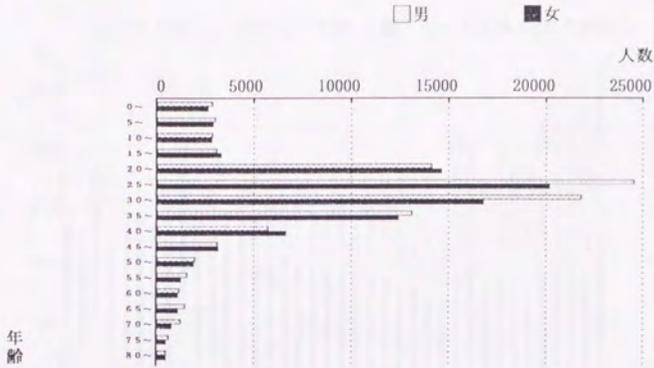
- 1965年～1992年 -



付図2 妻・日本人 夫・外国人の国籍別婚姻件数の推移

厚生省「人口動態統計」より作

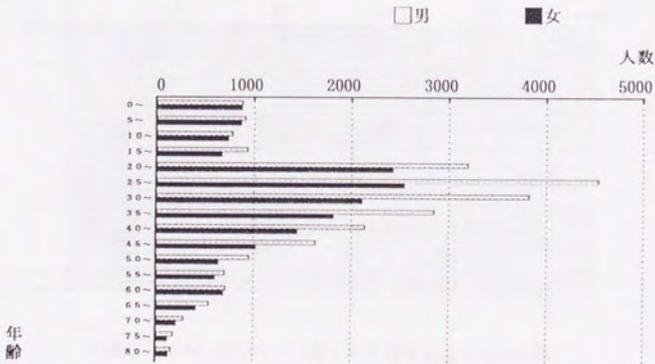
1992年末—性別—



付図3 中国国籍（出身地）者の年齢・性別分布

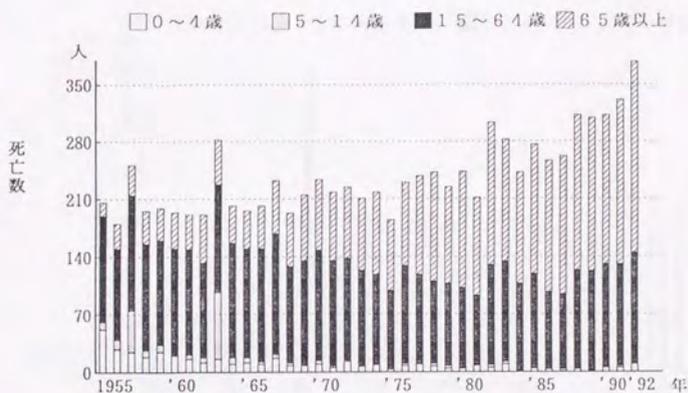
法務省「在留外国人統計」より作成

1992年末—性別—



付図4 米国籍（出身地）者の年齢・性別分布

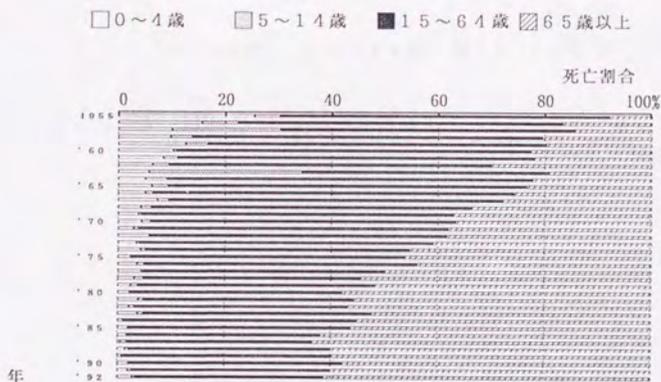
- 1955年～1992年 -



付図5 日本における「中国」の年齢別死亡数の推移

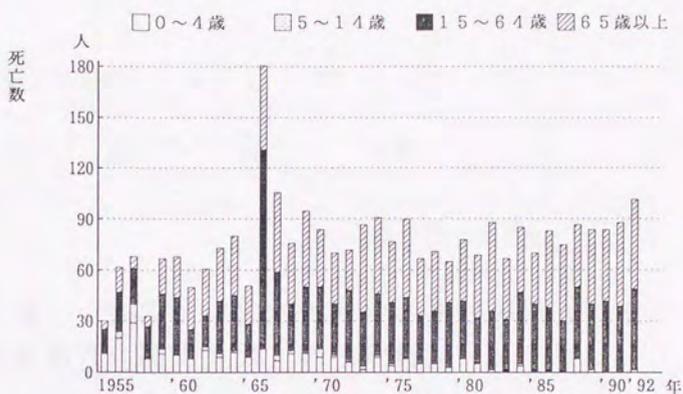
厚生省「人口動態統計」より作成

- 1955年～1992年 -



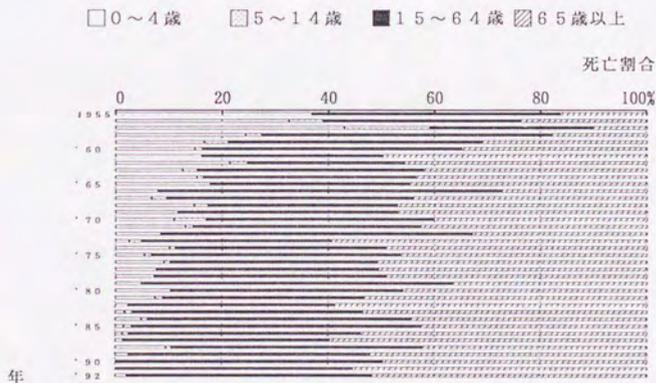
付図6 日本における「中国」の年齢別死亡割合の推移

- 1955年～1992年 -



付図7 日本における「米国」の年齢別死亡数の推移

- 1955年～1992年 -



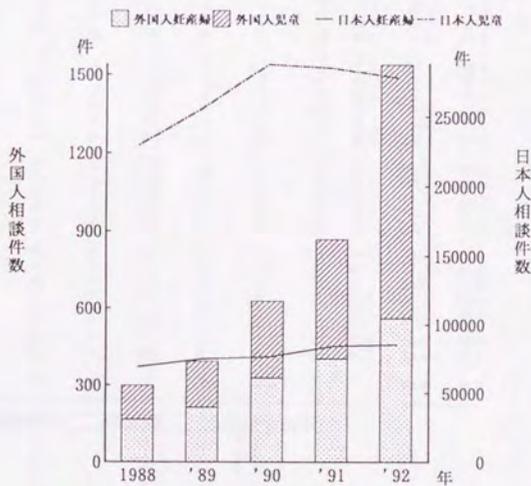
付図8 日本における「米国」の年齢別死亡割合の推移

図 ・ 表 ・ 付録

(第2章 全国福祉事務所における在日外国人母子  
の実態調査に関する図・表・資料)



図 2 3 全国福祉事務所における管内外国人登録者階級別外国人相談の有無



回答数 4 2 6

図 2 4 全国福祉事務所における児童及び妊産婦相談ケースの年次推移

表9 全国福祉事務所調査表配布及び有効回答率の地域分布

都道府県	調査票配布数			有効回答数			有効回答率(%)		
	総数	都部	市部	総数	都部	市部	総数	都部	市部
全国	1220	373	847	502	198	304	46.1	53.1	43.0
北海道	66	25	41	24	9	15	36.4	36.0	36.6
東北									
青森	15	7	8	11	5	6	73.3	71.4	75.0
岩手	25	12	13	11	6	5	44.0	50.0	38.5
宮城	21	7	14	10	4	6	47.6	57.1	42.9
秋田	16	7	9	12	5	7	75.0	71.4	77.8
山形	20	7	13	12	5	7	60.0	71.4	53.8
福島	27	15	12	15	9	6	55.6	60.0	50.0
合計	124	55	69	71	34	37	57.3	61.8	53.6
関東									
茨城	28	8	20	15	5	10	53.6	62.5	50.0
栃木	20	8	12	14	6	8	70.0	75.0	66.7
群馬	21	10	11	12	6	6	57.1	60.0	54.5
埼玉	48	8	40	23	3	20	47.9	37.5	50.0
千葉	40	9	31	15	4	11	37.5	44.4	35.5
東京	77	5	42	33	3	30	42.9	60.0	71.4
神奈川	50	6	44	14	2	12	28.0	33.3	27.3
合計	284	54	230	126	29	97	44.4	53.7	42.2
中部									
新潟	35	15	20	18	8	10	51.4	53.3	50.0
富山	12	3	9	6	2	4	50.0	66.7	44.4
石川	11	3	8	7	3	4	63.6	100.0	50.0
福井	12	5	7	5	2	3	41.7	40.0	42.9
山梨	12	5	7	4	3	1	33.3	60.0	14.3
長野	28	10	18	16	6	10	57.1	60.0	55.6
岐阜	26	12	14	14	6	8	53.8	50.0	57.1
静岡	26	5	21	7	0	7	26.9	0.0	33.3
愛知	54	9	45	22	6	16	40.7	66.7	35.6
合計	216	67	149	99	36	63	45.8	53.7	42.3
近畿									
三重	20	7	13	12	5	7	60.0	71.4	53.8
滋賀	13	6	7	6	1	5	46.2	16.7	71.4
京橋	33	9	24	15	8	7	45.5	88.9	29.2
大阪	66	3	63	13	1	12	19.7	33.3	19.0
兵庫	48	13	35	27	7	20	56.3	53.8	57.1
奈良	14	3	11	3	1	2	21.4	33.3	18.2
和歌山	14	7	7	7	3	4	50.0	42.9	57.1
合計	208	48	160	83	26	57	39.9	54.2	35.6
中国									
鳥取	7	3	4	3	2	1	42.9	66.7	25.0
島根	15	7	8	7	3	4	46.7	42.9	50.0
岡山	25	9	16	12	3	9	48.0	33.3	56.3
広島	28	8	20	14	3	11	50.0	37.5	55.0
山口	21	7	14	8	2	6	38.1	28.6	42.9
合計	96	34	62	44	13	31	45.8	38.2	50.0
四国									
徳島	10	6	4	5	2	3	50.0	33.3	75.0
香川	10	5	5	9	5	4	90.0	100.0	80.0
愛媛	21	9	12	7	3	4	33.3	33.3	33.3
高知	15	6	9	10	5	5	66.7	83.3	55.6
合計	56	26	30	31	15	16	55.4	57.7	53.3
九州									
福岡	46	10	36	21	4	17	45.7	40.0	47.2
佐賀	10	3	7	8	2	6	80.0	66.7	85.7
長門	18	10	8	11	8	3	61.1	80.0	37.5
熊本	22	11	11	12	6	6	54.5	54.5	54.5
大分	17	6	11	6	2	4	35.3	33.3	36.4
宮崎	14	5	9	8	4	4	57.1	80.0	44.4
鹿児島	28	14	14	13	7	6	46.4	50.0	42.9
合計	155	59	96	79	33	46	51.0	55.9	47.9
沖縄	15	5	10	5	3	2	33.3	60.0	20.0
全国指定都市									
札幌市	9		3				33.3		
仙台市	5		1				20.0		
東京区部	46		17				37.0		
横浜市	17		3				17.6		
川崎市	9		1				11.1		
名古屋市	16		1				6.3		
京都市	13		4				30.8		
大阪市	24		2				8.3		
神戸市	10		5				50.0		
広島市	8		2				25.0		
北九州市	9		4				44.4		
福岡市	7		5				71.4		
合計	173		48				27.7		

表10 調査対象福祉事務所における管内人口基本統計

	全域	市部	郡部
管内総人口			
合計	60,212,603	41,212,314	19,000,289
平均	107,140	113,220	95,961
最小	2,694	18,700	2,694
最大	603,318	603,318	512,371
データ数	562	364	198
管内外国人登録者			
合計	398,774	384,944	13,830
平均	1,066	1,191	271
最小	3	7	3
最大	12,569	12,569	1,438
データ数	374	323	51

(単位)人数

表 1 1 全国福祉事務所における外国人相談の有無に関する地域分布

都道府県	全国			中部			近畿		
	総数 (%)	相談あり (%)	相談なし (%)	総数 (%)	相談あり (%)	相談なし (%)	総数 (%)	相談あり (%)	相談なし (%)
全国	559 100.0	306 54.7	253 45.3	361 100.0	268 74.2	93 25.8	198 100.0	38 19.2	160 80.8
北海道	24 100.0	12 50.0	12 50.0	15 100.0	12 80.0	3 20.0	9 100.0	0 0.0	9 100.0
東北	青森 11 100.0	4 36.4	7 63.6	6 100.0	3 50.0	3 50.0	5 100.0	1 20.0	4 80.0
	宮城 11 100.0	2 18.2	9 81.8	5 100.0	2 40.0	3 60.0	6 100.0	0 0.0	6 100.0
	岩手 10 100.0	6 60.0	4 40.0	6 100.0	5 83.3	1 16.7	4 100.0	1 25.0	3 75.0
	秋田 12 100.0	6 50.0	6 50.0	7 100.0	6 85.7	1 14.3	5 100.0	0 0.0	5 100.0
	山形 12 100.0	6 50.0	6 50.0	7 100.0	5 71.4	2 28.6	5 100.0	1 20.0	4 80.0
	福島 15 100.0	4 26.7	11 73.3	6 100.0	4 66.7	2 33.3	9 100.0	0 0.0	9 100.0
	合計 71 100.0	28 39.4	43 60.6	37 100.0	25 67.6	12 32.4	34 100.0	3 8.8	31 91.2
関東	茨城 15 100.0	11 73.3	4 26.7	10 100.0	9 90.0	1 10.0	5 100.0	2 40.0	3 60.0
	栃木 14 100.0	10 71.4	4 28.6	8 100.0	5 62.5	3 37.5	6 100.0	5 83.3	1 16.7
	群馬 12 100.0	6 50.0	6 50.0	6 100.0	6 100.0	0 0.0	6 100.0	0 0.0	6 100.0
	埼玉 23 100.0	20 87.0	3 13.0	20 100.0	19 95.0	1 5.0	0 0.0	1 33.3	3 66.7
	千葉 15 100.0	9 60.0	6 40.0	11 100.0	8 72.7	3 27.3	4 100.0	1 25.0	3 75.0
	東京 33 100.0	26 78.8	7 21.2	30 100.0	26 86.7	4 13.3	3 100.0	0 0.0	3 100.0
	神奈川 13 100.0	9 69.2	4 30.8	11 100.0	8 72.7	3 27.3	2 100.0	1 50.0	1 50.0
	合計 125 100.0	91 72.8	34 27.2	96 100.0	81 84.4	15 15.6	29 100.0	10 34.5	19 65.5
中部	新潟 18 100.0	10 55.6	8 44.4	10 100.0	7 70.0	3 30.0	8 100.0	3 37.5	5 62.5
	富山 6 100.0	4 66.7	2 33.3	4 100.0	4 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	2 100.0
	石川 7 100.0	1 14.3	6 85.7	4 100.0	1 25.0	3 75.0	3 100.0	0 0.0	3 100.0
	福井 5 100.0	4 80.0	1 20.0	3 100.0	3 100.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0
	山梨 4 100.0	2 50.0	2 50.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	3 100.0	1 33.3	2 66.7
	長野 16 100.0	9 56.3	7 43.8	10 100.0	8 80.0	2 20.0	6 100.0	2 33.3	4 66.7
	岐阜 14 100.0	9 64.3	5 35.7	8 100.0	5 62.5	3 37.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	静岡 7 100.0	5 71.4	2 28.6	7 100.0	5 71.4	2 28.6	0 100.0	0 0.0	0 0.0
	愛知 22 100.0	13 59.1	9 40.9	16 100.0	13 81.3	3 18.7	6 100.0	0 0.0	6 100.0
	合計 99 100.0	57 57.6	42 42.4	63 100.0	49 77.8	14 22.2	36 100.0	8 22.2	28 77.8
近畿	三重 12 100.0	5 41.7	7 58.3	7 100.0	4 57.1	3 42.9	5 100.0	1 20.0	4 80.0
	滋賀 6 100.0	5 83.3	1 16.7	5 100.0	4 80.0	1 20.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0
	京都 15 100.0	9 60.0	6 40.0	7 100.0	6 85.7	1 14.3	8 100.0	3 37.5	5 62.5
	大阪 13 100.0	11 84.6	2 15.4	12 100.0	11 91.7	1 8.3	1 100.0	0 0.0	1 100.0
	兵庫 26 100.0	20 76.9	6 23.1	19 100.0	18 94.7	1 5.3	7 100.0	2 28.6	5 71.4
	奈良 3 100.0	1 33.3	2 66.7	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0
	和歌山 7 100.0	3 42.9	4 57.1	4 100.0	2 50.0	2 50.0	3 100.0	1 33.3	2 66.7
	合計 82 100.0	54 65.9	28 34.1	56 100.0	46 82.1	10 17.9	26 100.0	8 30.8	18 69.2
中国	鳥取 2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	2 100.0
	島根 7 100.0	3 42.9	4 57.1	4 100.0	3 75.0	1 25.0	3 100.0	0 0.0	3 100.0
	岡山 12 100.0	6 50.0	6 50.0	9 100.0	6 66.7	3 33.3	3 100.0	0 0.0	3 100.0
	広島 14 100.0	8 57.1	6 42.9	11 100.0	7 63.6	4 36.4	3 100.0	1 33.3	2 66.7
	山口 8 100.0	6 75.0	2 25.0	6 100.0	5 83.3	1 16.7	2 100.0	1 50.0	1 50.0
	合計 43 100.0	23 53.5	20 46.5	30 100.0	21 70.0	9 30.0	13 100.0	2 15.4	11 84.6
四国	徳島 5 100.0	3 60.0	2 40.0	3 100.0	2 66.7	1 33.3	2 100.0	1 50.0	1 50.0
	香川 9 100.0	3 33.3	6 66.7	4 100.0	2 50.0	2 50.0	5 100.0	1 20.0	4 80.0
	愛媛 7 100.0	2 28.6	5 71.4	4 100.0	2 50.0	2 50.0	3 100.0	0 0.0	3 100.0
	高知 10 100.0	3 30.0	7 70.0	5 100.0	3 60.0	2 40.0	5 100.0	0 0.0	5 100.0
	合計 31 100.0	11 35.5	20 64.5	16 100.0	9 56.3	7 43.8	15 100.0	2 13.3	13 86.7
九州	福岡 21 100.0	12 57.1	9 42.9	17 100.0	11 64.7	6 35.3	4 100.0	1 25.0	3 75.0
	佐賀 8 100.0	4 50.0	4 50.0	6 100.0	4 66.7	2 33.3	2 100.0	0 0.0	2 100.0
	長崎 11 100.0	2 18.2	9 81.8	3 100.0	1 33.3	2 66.7	8 100.0	1 12.5	7 87.5
	熊本 12 100.0	2 16.7	10 83.3	6 100.0	2 33.3	4 66.7	6 100.0	0 0.0	6 100.0
	大分 6 100.0	1 16.7	5 83.3	4 100.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	宮崎 8 100.0	3 37.5	5 62.5	4 100.0	2 50.0	2 50.0	4 100.0	1 25.0	3 75.0
	鹿児島 13 100.0	3 23.1	10 76.9	6 100.0	3 50.0	3 50.0	7 100.0	0 0.0	7 100.0
	合計 79 100.0	27 34.2	52 65.8	46 100.0	24 52.2	22 47.8	33 100.0	3 9.1	30 90.9
沖縄	5 100.0	3 60.0	2 40.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	3 100.0	2 66.7	1 33.3
指定都市	札幌市 3 100.0	1 33.3	2 66.7				割合 (%)	記載名3を除く	
	仙台市 1 100.0	1 100.0	0 0.0						
	東京都区部 17 100.0	15 88.2	2 11.8						
	横浜市 3 100.0	2 66.7	1 33.3						
	川崎市 1 100.0	1 100.0	0 0.0						
	名古屋市 1 100.0	1 100.0	0 0.0						
	京都市 4 100.0	3 75.0	1 25.0						
	大阪市 2 100.0	2 100.0	0 0.0						
	神戸市 5 100.0	5 100.0	0 0.0						
	広島市 2 100.0	2 100.0	0 0.0						
	北九州市 4 100.0	3 75.0	1 25.0						
	福岡市 5 100.0	5 100.0	0 0.0						
	合計 48 100.0	41 85.4	7 14.6						

表 1 2 福祉事務所における市部郡部別外国人相談の有無

	外国人相談ケースあり	外国人相談ケースなし	合計
市 部	268(74.2)	93(25.8)	361(100.0)
郡 部	38(19.2)	160(80.8)	198(100.0)
合計	306(54.7)	253(45.3)	559(100.0)

$$\chi^2 = 156.3862 \quad df = 1 \quad p < 0.001 \quad (\%)$$

表 1 3 全国福祉事務所における市・郡部別管内外国人登録者の階級別外国人相談ケースの有無

外国人登録者階級区分	全 域			市 部			郡 部		
	外国人相談あり	外国人相談なし	合計	外国人相談あり	外国人相談なし	合計	外国人相談あり	外国人相談なし	合計
50人未満	10(34.5)	19(65.5)	29(100.0)	10(50.0)	10(50.0)	20(100.0)	0(0.0)	9(100.0)	9(100.0)
50人~99人	12(30.0)	28(70.0)	40(100.0)	12(44.4)	15(55.6)	27(100.0)	0(0.0)	13(100.0)	13(100.0)
100人~499人	77(63.1)	45(36.9)	122(100.0)	71(69.6)	31(30.4)	102(100.0)	6(30.0)	14(70.0)	20(100.0)
500人~999人	47(70.1)	20(29.9)	67(100.0)	46(76.7)	14(23.3)	60(100.0)	1(14.3)	6(85.7)	7(100.0)
1000人~4999人	91(87.5)	13(12.5)	104(100.0)	89(87.3)	13(12.7)	102(100.0)	2(100.0)	0(0.0)	2(100.0)
5000人~9999人	9(100.0)	0(0.0)	9(100.0)	9(100.0)	0(0.0)	9(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(100.0)
10000人以上~	3(100.0)	0(0.0)	3(100.0)	3(100.0)	0(0.0)	3(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(100.0)
合計	249(66.6)	125(33.4)	374(100.0)	240(74.3)	83(25.5)	323(100.0)	9(17.6)	42(82.4)	51(100.0)

割合 (%)

表14 福祉事務所における外国語に対応できる職員の有無

	外国語対応職員あり	外国語対応職員なし	合計
外国人相談ケースあり	112(38.2)	181(61.8)	293(100.0)
外国人相談ケースなし	53(25.1)	158(74.9)	211(100.0)
合計	165(32.7)	339(67.3)	504(100.0)

$\chi^2=9.5694$   $df=1$   $p<0.01$  (%)

表15 全国福祉事務所における外国語対応可能職員の言語

外国語	(複数回答)	
	数	(%)
英語	160	(72.7)
中国語	33	(15.0)
ハングル語	12	(5.5)
ポルトガル語	5	(2.3)
タガログ語	1	(0.5)
その他	9	(4.1)
合計	220	(100.0)

回答数165

表 1 6 福祉事務所における外国語案内の有無

	外国語案内あり	外国語案内なし	合計
外国人相談ケースあり	25 (9.1)	251 (90.9)	276 (100.0)
外国人相談ケースなし	8 (3.8)	204 (96.2)	212 (100.0)
合計	33 (6.8)	455 (93.2)	488 (100.0)

$\chi^2=5.3104$   $df=1$   $p<0.05$  (%)

表 1 7 全国福祉事務所における外国語案内書の言語

(複数回答)		
案内書	数	(%)
英語	20	( 35.7)
中国語	15	( 26.8)
ハンブル語	8	( 14.3)
ポルトガル語	5	( 8.9)
タガログ語	4	( 7.1)
その他	4	( 7.1)
合計	56	(100.0)

回答数33

表18 全国福祉事務所における言葉の通じない外国人への対応方法

対応方法	(複数回答)	
	数	(%)
来談者が通訳を同伴(同伴してもらう)	112	(40.5)
通訳者を依頼する(福祉事務所から)	92	(33.3)
身振り・手振り、筆談で対応	47	(17.0)
テキスト(外国語会話集・手引書)の使用	6	(2.2)
その他の方法	19	(6.9)
合計	276	(100.0)

回答数224

表19 全国福祉事務所におけるオーバースティケースへの対応について

	オーバースティケース有り*	オーバースティケース無し**	合計
①福祉事務所のできる範囲で援助・対応している	38(73.1)	58(63.0)	96(66.7)
②在留資格のない「不法在留」の場合は援助・対応していない	4(7.7)	18(19.6)	22(15.3)
③その他	10(19.2)	16(17.4)	26(18.1)
合計	52(100.0)	92(100.0)	144(100.0)

\*無記名6を除く      \*\*無記名385を除く      回答数(%)

表20 全国福祉事務所におけるオーバースティ相談ケース協力公的機関

協力公的機関	(複数回答)		
	オーバースティケース有り	オーバースティケース無し	合計(%)
他の福祉施設 (助産施設、母子寮、婦人相談所、乳児院、児童相談所等)	13(23.6)	30(32.6)	43(29.3)
保健所	11(20.0)	12(13.0)	23(15.6)
市町村 (市区町村・島の相談窓口、市民相談室、市の相談室等)	11(20.0)	16(17.4)	27(18.4)
大使館・領事館	5(9.1)	6(6.5)	11(7.5)
入国管理局・法務省	7(12.7)	9(9.8)	16(10.9)
病院	4(7.3)	3(3.3)	7(4.8)
警察	2(3.6)	8(8.7)	10(6.8)
その他の機関	2(3.6)	8(8.7)	10(6.8)
合計	55(100.0)	92(100.0)	147(100.0)

回答数83

表21 全国福祉事務所における児童及び妊産婦相談ケース件数の年次推移：  
1988年～1992年

年	日本人妊産婦	日本人児童	合計	外国人妊産婦	外国人児童	合計
88	69,430	230,288	299,718	169	133	302
89	75,003	257,087	332,090	213	181	394
90	76,786	287,878	364,664	330	298	628
91	84,644	285,669	370,313	402	468	870
92	85,389	278,160	363,549	560	980	1,540
合計	391,252	1,339,082	1,730,334	1,674	2,060	3,734

回答数426

表2 2-1 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(全国)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮		46	52	61	70	139 368
中国		36	47	52	60	97 292
フィリピン		32	28	57	58	123 298
タイ		0	1	5	9	22 37
ベトナム		2	3	7	4	8 24
その他		9	8	15	17	32 81
合計		125	139	197	218	421 1100
南アメリカ						
ブラジル		7	9	9	20	74 119
ペルー		3	2	2	2	65 74
その他		1	2	5	3	7 18
合計		11	13	16	25	146 211
北アメリカ						
アメリカ		0	1	1	7	20 29
その他		0	0	0	0	3 3
合計		0	1	1	7	23 32
ヨーロッパ						
イギリス		0	0	0	0	1 1
その他		3	6	1	2	11 23
合計		3	6	1	2	12 24
アフリカ						
オセアニア		1	2	3	4	6 16
その他		0	0	3	0	0 3
その他		1	0	2	3	6 12
国籍不明		11	11	20	23	47 112
日本国籍		5	7	21	22	24 79
総合計		157	179	264	304	685 1589

回答数 1 6 7

表2 2-2 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(北海道)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮		1	0	0	0	2 3
中国		0	1	2	3	1 7
フィリピン		0	0	1	1	2 4
タイ		0	0	0	0	1 1
ベトナム		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	2	0 2
合計		1	1	3	6	6 17
南アメリカ						
ブラジル		0	0	0	0	0 0
ペルー		0	0	0	0	0 0
その他		0	1	0	0	0 1
合計		0	1	0	0	0 1
北アメリカ						
アメリカ		0	0	0	0	1 1
その他		0	0	0	0	0 0
合計		0	0	0	0	1 1
ヨーロッパ						
イギリス		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	0	1 1
合計		0	0	0	0	1 1
アフリカ						
オセアニア		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	0	0 0
国籍不明		0	0	0	0	0 0
日本国籍		0	1	1	1	2 5
総合計		1	3	4	7	10 25

回答数 7

表2 2-3 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(東北)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮		2	0	5	5	6 18
中国		2	0	1	5	2 10
フィリピン		2	1	3	0	1 7
タイ		0	0	0	0	2 2
ベトナム		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	1	2 3
合計		6	1	9	11	13 40
南アメリカ						
ブラジル		1	0	1	1	0 3
ペルー		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	0	0 0
合計		1	0	1	1	0 3
北アメリカ						
アメリカ		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	0	0 0
合計		0	0	0	0	0 0
ヨーロッパ						
イギリス		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	0	0 0
合計		0	0	0	0	0 0
アフリカ						
オセアニア		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	0	0 0
国籍不明		0	0	0	0	2 2
日本国籍		1	1	3	1	0 6
総合計		8	2	13	13	15 51

回答数 1 4

表2 2-4 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(関東)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮		5	12	15	22	70 124
中国		12	17	25	26	43 123
フィリピン		13	8	18	17	58 114
タイ		0	1	5	7	12 25
ベトナム		0	0	0	1	1 2
その他		1	0	1	2	6 10
合計		31	38	64	75	190 398
南アメリカ						
ブラジル		0	1	2	3	16 22
ペルー		1	0	0	1	50 52
その他		0	1	3	2	7 13
合計		1	2	5	6	73 87
北アメリカ						
アメリカ		0	1	1	3	15 20
その他		0	0	0	0	1 1
合計		0	1	1	3	16 21
ヨーロッパ						
イギリス		0	0	0	0	1 1
その他		1	0	0	0	9 10
合計		1	0	0	0	10 11
アフリカ						
オセアニア		0	0	2	0	0 2
その他		0	0	1	3	2 6
国籍不明		1	1	0	1	16 19
日本国籍		3	4	8	8	11 34
総合計		37	46	81	97	319 580

回答数 5 2

表2 2-5 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(中部)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		7	6	9	7	14	43
中国		4	5	6	7	10	32
フィリピン		8	10	13	15	26	72
タイ		0	0	0	0	6	6
ベトナム		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	3	3	4	10
合計		19	21	31	32	60	163
南アメリカ							
ブラジル		6	8	6	13	47	80
ペルー		2	1	2	1	13	19
その他		0	0	0	0	0	0
合計		8	9	8	14	60	99
北アメリカ							
アメリカ		0	0	0	2	2	4
その他		0	0	0	0	1	1
合計		0	0	0	2	3	5
ヨーロッパ							
イギリス		0	0	0	0	0	0
その他		1	2	0	0	0	3
合計		1	2	0	0	0	3
アフリカ							
		0	0	1	0	0	1
オセアニア							
		0	0	0	0	0	0
その他							
		1	0	1	0	2	4
国籍不明							
		2	3	6	7	4	22
日本国籍							
		1	1	3	6	8	19
総合計		32	35	50	61	137	316

回答数 31

表2 2-6 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(近畿)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		11	13	11	13	18	66
中国		10	11	5	10	20	56
フィリピン		0	2	6	4	3	15
タイ		0	0	0	1	1	2
ベトナム		2	3	7	3	4	19
その他		3	7	6	4	7	27
合計		26	36	35	35	53	185
南アメリカ							
ブラジル		0	0	0	1	6	7
ペルー		0	0	0	0	1	1
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	1	7	8
北アメリカ							
アメリカ		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ							
イギリス		0	0	0	0	0	0
その他		1	4	1	0	1	7
合計		1	4	1	0	1	7
アフリカ							
		1	2	1	0	2	6
オセアニア							
		0	0	0	0	0	0
その他							
		0	0	0	0	1	1
国籍不明							
		2	0	7	5	4	18
日本国籍							
		0	0	6	6	2	14
総合計		30	42	50	47	70	239

回答数 28

表2 2-7 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(中国)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		10	8	11	10	11	50
中国		0	1	1	0	1	3
フィリピン		5	2	6	11	15	39
タイ		0	0	0	0	0	0
ベトナム		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	2	3	5
合計		15	11	18	23	30	97
南アメリカ							
ブラジル		0	0	0	2	4	6
ペルー		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	1	0	0	1
合計		0	0	1	2	4	7
北アメリカ							
アメリカ		0	0	0	1	0	1
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	1	0	1
ヨーロッパ							
イギリス		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0
アフリカ							
		0	0	0	0	0	0
オセアニア							
		0	0	0	0	0	0
その他							
		0	0	0	0	0	0
国籍不明							
		2	3	2	6	5	18
日本国籍							
		0	0	0	0	1	1
総合計		17	14	21	32	40	124

回答数 11

表2 2-8 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(四国)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		1	1	1	1	7	11
中国		0	0	0	0	3	3
フィリピン		1	2	2	3	9	17
タイ		0	0	0	0	1	0
ベトナム		0	0	0	0	0	0
その他		1	1	0	0	3	5
合計		3	4	3	5	22	37
南アメリカ							
ブラジル		0	0	0	0	0	0
ペルー		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0
北アメリカ							
アメリカ		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	1	1
合計		0	0	0	0	1	1
ヨーロッパ							
イギリス		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0
アフリカ							
		0	0	0	1	1	2
オセアニア							
		0	0	1	0	0	1
その他							
		0	0	0	0	1	1
国籍不明							
		4	4	5	4	16	33
日本国籍							
		0	0	0	0	0	0
総合計		7	8	9	10	41	75

回答数 6

表2-9 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(九州)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		9	12	9	12	10	52
中国		8	12	12	8	17	57
フィリピン		3	3	8	7	9	30
タイ		0	0	0	0	0	0
ベトナム		0	0	0	0	3	3
その他		4	0	4	3	6	17
合計		24	27	33	30	45	159
南アメリカ							
ブラジル		0	0	0	0	1	1
ペルー		0	1	0	0	1	2
その他		1	0	1	0	0	2
合計		1	1	1	0	2	5
北アメリカ							
アメリカ		0	0	0	1	2	3
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	1	2	3
ヨーロッパ							
イギリス		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	2	0	2
合計		0	0	0	2	0	2
アフリカ		0	0	1	2	2	5
オセアニア		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
国籍不明		0	0	0	0	0	0
日本国籍		0	0	0	0	0	0
総合計		25	28	35	35	51	174

回答数16

表2-10 福祉事務所における外国人妊産婦  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(沖縄)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		0	0	0	0	1	1
中国		0	0	0	1	0	1
フィリピン		0	0	0	0	0	0
タイ		0	0	0	0	0	0
ベトナム		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	1	0	1	2
合計		0	0	1	1	2	4
南アメリカ							
ブラジル		0	0	0	0	0	0
ペルー		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	1	0	1
合計		0	0	0	1	0	1
北アメリカ							
アメリカ		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ							
イギリス		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0
アフリカ		0	0	0	0	0	0
オセアニア		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
国籍不明		0	0	0	0	0	0
日本国籍		0	0	0	0	0	0
総合計		0	0	1	2	2	5

回答数2

表23-1 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(全国)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		46	48	97	95	233
短期滞在		2	1	1	3	11
興行		0	0	0	0	1
留学・就学		43	58	63	77	135
永住者		30	31	30	32	43
「不法在留」		1	5	5	4	29
その他		9	17	40	22	45
不明		34	32	32	44	92
合計		165	192	268	277	574

回答数159

表23-3 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(東北)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		7	7	16	12	20
短期滞在		0	0	0	0	0
興行		0	0	0	0	0
留学・就学		1	0	0	0	1
永住者		0	0	0	2	1
「不法在留」		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	1
不明		0	0	0	2	0
合計		8	7	16	23	70

回答数14

表23-5 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(中部)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		10	13	22	27	57
短期滞在		0	0	0	0	7
興行		0	0	0	0	0
留学・就学		2	1	1	2	3
永住者		9	12	8	10	17
「不法在留」		0	0	0	0	3
その他		1	1	4	3	4
不明		2	1	4	11	28
合計		22	28	39	53	119

回答数30

表23-7 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(中国)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		6	3	8	14	15
短期滞在		0	0	0	0	0
興行		0	0	0	0	0
留学・就学		0	1	0	2	2
永住者		10	8	9	8	10
「不法在留」		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	3
不明		0	1	0	1	2
合計		16	13	17	25	32

回答数9

表23-9 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(九州)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		2	6	9	8	12
短期滞在		2	0	1	1	1
興行		0	0	0	0	1
留学・就学		18	20	24	25	35
永住者		3	1	1	1	2
「不法在留」		0	1	0	0	1
その他		0	0	0	0	0
不明		0	0	0	1	0
合計		25	28	35	36	52

回答数16

表23-2 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(北海道)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		0	1	2	1	5
短期滞在		0	0	0	1	0
興行		0	0	0	0	0
留学・就学		0	0	0	1	0
永住者		1	1	2	1	1
「不法在留」		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	3	2
不明		0	0	0	0	1
合計		1	2	4	7	23

回答数7

表23-4 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(関東)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		16	13	34	28	111
短期滞在		0	1	0	0	2
興行		0	0	0	0	0
留学・就学		11	19	27	28	57
永住者		5	5	6	5	11
「不法在留」		1	3	4	4	9
その他		1	0	17	2	13
不明		27	24	23	25	48
合計		57	65	111	92	251

回答数51

表23-6 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(近畿)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		4	3	4	2	4
短期滞在		0	0	0	1	1
興行		0	0	0	0	0
留学・就学		10	16	10	16	27
永住者		6	4	4	4	1
「不法在留」		0	1	1	0	1
その他		7	16	19	14	22
不明		3	2	0	0	8
合計		30	42	38	37	64

回答数25

表23-8 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(四国)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		1	2	2	3	9
短期滞在		0	0	0	0	0
興行		0	0	0	0	0
留学・就学		1	1	0	2	7
永住者		0	0	0	0	0
「不法在留」		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
不明		4	4	5	4	5
合計		6	7	7	9	21

回答数5

表23-10 福祉事務所における外国人妊産婦相談ケースの在留資格・年次別推移

(沖縄)						
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人配偶者		0	0	0	0	0
短期滞在		0	0	0	0	0
興行		0	0	0	0	0
留学・就学		0	0	1	1	3
永住者		0	0	0	1	0
「不法在留」		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
不明		0	0	0	0	0
合計		0	0	1	2	3

回答数2

表24-1 福祉事務所における外国人児童相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(全国)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		123	236	235	215	280	1089
中国		23	34	43	77	125	302
フィリピン		3	8	22	34	64	131
タイ		0	0	1	2	5	8
ベトナム		6	7	7	12	20	52
その他		1	2	1	4	9	17
合計		156	287	309	344	503	1599
南アメリカ							
ブラジル		5	7	12	33	137	194
ペルー		0	2	0	7	216	225
その他		0	1	1	3	8	13
合計		5	10	13	43	361	432
北アメリカ							
アメリカ		25	29	28	36	69	187
その他		0	0	0	0	4	4
合計		25	29	28	36	73	191
ヨーロッパ							
イギリス		0	3	2	0	3	8
その他		3	5	3	4	13	28
合計		3	8	5	4	16	36
アフリカ							
アフリカ		0	0	0	0	3	3
オセアニア							
オセアニア		0	0	0	1	0	1
その他		1	0	0	0	7	8
国籍不明		6	6	11	6	11	40
日本国籍		38	44	73	97	166	418
総合計		234	384	439	531	1140	2728

回答数 152

表24-3 福祉事務所における外国人児童相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(東北)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		11	10	13	15	22	71
中国		5	4	8	17	12	46
フィリピン		0	0	2	7	3	12
タイ		0	0	0	0	0	0
ベトナム		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	3	3
合計		16	14	23	39	40	132
南アメリカ							
ブラジル		0	1	1	1	1	4
ペルー		0	0	0	0	1	1
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	1	1	1	2	5
北アメリカ							
アメリカ		0	0	1	3	2	6
その他		0	0	0	0	4	4
合計		0	0	1	3	6	10
ヨーロッパ							
イギリス		0	0	0	0	2	2
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	2	2
アフリカ							
アフリカ		0	0	0	0	0	0
オセアニア							
オセアニア		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
国籍不明		2	1	0	0	0	3
日本国籍		2	2	5	2	1	12
総合計		20	18	30	45	51	164

回答数 15

表24-2 福祉事務所における外国人児童相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(北海道)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		0	0	0	0	0	0
中国		0	0	1	1	1	3
フィリピン		0	0	0	0	0	0
タイ		0	0	0	0	0	0
ベトナム		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	2	0	2
合計		0	0	1	3	1	5
南アメリカ							
ブラジル		0	0	0	0	0	0
ペルー		0	0	0	0	0	0
その他		0	1	0	0	0	1
合計		0	1	0	0	0	1
北アメリカ							
アメリカ		0	0	0	0	1	1
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	1	1
ヨーロッパ							
イギリス		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	1	0	1	2
合計		0	0	1	0	1	2
アフリカ							
アフリカ		0	0	0	0	0	0
オセアニア							
オセアニア		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
国籍不明		0	0	0	0	0	0
日本国籍		3	4	4	3	4	18
総合計		3	5	6	6	7	27

回答数 5

表24-4 福祉事務所における外国人児童相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(関東)					
		88	89	90	91	92 合計	
アジア							
韓国・朝鮮		76	77	73	70	130	426
中国		10	17	19	37	63	146
フィリピン		3	2	11	16	34	66
タイ		0	0	1	2	2	5
ベトナム		6	7	6	10	11	40
その他		1	1	0	2	4	8
合計		96	104	110	137	244	691
南アメリカ							
ブラジル		0	0	1	11	67	79
ペルー		0	0	0	5	201	206
その他		0	0	1	1	2	4
合計		0	0	2	17	270	289
北アメリカ							
アメリカ		22	27	25	32	57	163
その他		0	0	0	0	0	0
合計		22	27	25	32	57	163
ヨーロッパ							
イギリス		0	3	2	0	1	6
その他		0	2	0	2	8	12
合計		0	5	2	2	9	18
アフリカ							
アフリカ		0	0	0	0	0	0
オセアニア							
オセアニア		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	4	4
国籍不明		3	4	7	4	7	25
日本国籍		17	19	40	50	79	205
総合計		138	159	186	242	670	1395

回答数 50

表2-4-5 福祉事務所における外国人児童  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(中部)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮	1	3	4	4	9	21
中国	2	3	2	2	8	17
フィリピン	0	2	4	7	16	29
タイ	0	0	0	0	3	3
ベトナム	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	1	0	0	2
合計	3	9	11	13	36	72
南アメリカ						
ブラジル	1	2	4	13	31	51
ペルー	0	0	0	1	2	3
その他	0	0	0	0	0	0
合計	1	2	4	14	33	54
北アメリカ						
アメリカ	3	2	2	0	2	9
その他	0	0	0	0	0	0
合計	3	2	2	0	2	9
ヨーロッパ						
イギリス	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	0	0	1	2
合計	0	1	0	0	1	2
アフリカ	0	0	0	0	0	0
オセアニア	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	2	3
国籍不明	1	1	4	2	2	10
日本国籍	7	9	12	18	33	79
総合計	16	24	33	47	109	229

回答数 28

表2-4-7 福祉事務所における外国人児童  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(中国)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮	13	11	9	11	8	52
中国	0	0	0	0	1	1
フィリピン	0	0	0	1	1	2
タイ	0	0	0	0	0	0
ベトナム	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	13	11	9	12	10	55
南アメリカ						
ブラジル	0	0	0	0	2	2
ペルー	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	2	2
北アメリカ						
アメリカ	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ						
イギリス	0	0	0	0	0	0
その他	3	2	2	2	1	10
合計	3	2	2	2	1	10
アフリカ	0	0	0	0	1	1
オセアニア	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
国籍不明	0	0	0	0	0	0
日本国籍	1	2	2	4	4	13
総合計	17	15	13	18	18	81

回答数 10

表2-4-6 福祉事務所における外国人児童  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(近畿)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮	3	115	112	101	98	429
中国	2	7	7	12	27	55
フィリピン	0	2	0	2	4	8
タイ	0	0	0	0	0	0
ベトナム	0	0	1	2	9	12
その他	0	0	0	0	2	2
合計	5	124	120	117	140	506
南アメリカ						
ブラジル	0	0	2	6	34	42
ペルー	0	0	0	1	10	11
その他	0	0	0	2	6	8
合計	0	0	2	9	50	61
北アメリカ						
アメリカ	0	0	0	0	2	2
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	2	2
ヨーロッパ						
イギリス	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	2	2
合計	0	0	0	0	2	2
アフリカ	0	0	0	0	1	1
オセアニア	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
国籍不明	0	0	0	0	0	0
日本国籍	4	2	2	5	14	27
総合計	9	126	124	131	209	599

回答数 24

表2-4-8 福祉事務所における外国人児童  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(四国)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮	15	13	13	8	5	54
中国	0	0	0	0	0	0
フィリピン	0	0	0	0	1	1
タイ	0	0	0	0	0	0
ベトナム	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	15	13	13	8	6	55
南アメリカ						
ブラジル	0	0	0	0	1	1
ペルー	0	1	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	0	1	2
北アメリカ						
アメリカ	0	0	0	1	2	3
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	1	2	3
ヨーロッパ						
イギリス	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
アフリカ	0	0	0	0	0	0
オセアニア	0	0	0	1	0	1
その他	0	0	0	0	1	1
国籍不明	0	0	0	0	0	0
日本国籍	4	6	7	14	24	55
総合計	19	20	20	24	34	117

回答数 6

表24-9 福祉事務所における外国人児童  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(九州)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮	4	7	11	6	8	36
中国	4	3	6	8	13	34
フィリピン	0	2	5	1	5	13
タイ	0	0	0	0	0	0
ベトナム	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	8	12	22	15	26	83
南アメリカ						
ブラジル	4	4	4	2	1	15
ペルー	0	1	0	0	1	2
その他	0	0	0	0	0	0
合計	4	5	4	2	2	17
北アメリカ						
アメリカ	0	0	0	0	3	3
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	3	3
ヨーロッパ						
イギリス	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
アフリカ	0	0	0	0	1	1
オセアニア	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
国籍不明	0	0	0	0	2	2
日本国籍	0	0	1	1	7	9
総合計	12	17	27	18	41	115

回答数 13

表24-10 福祉事務所における外国人児童  
相談人数の国籍・年次別推移

国籍	年次	(沖縄)				
		88	89	90	91	92 合計
アジア						
韓国・朝鮮	0	0	0	0	0	0
中国	0	0	0	0	0	0
フィリピン	0	0	0	0	0	0
タイ	0	0	0	0	0	0
ベトナム	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
南アメリカ						
ブラジル	0	0	0	0	0	0
ペルー	0	0	0	0	1	1
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	1
北アメリカ						
アメリカ	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
ヨーロッパ						
イギリス	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
アフリカ	0	0	0	0	0	0
オセアニア	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
国籍不明	0	0	0	0	0	0
日本国籍	0	0	0	0	0	0
総合計	0	0	0	0	0	1

回答数 1

表25-1 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの在留資格・年次別推移

		(全国)				
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人の子		23	41	61	63	317
短期滞在(観光)		5	7	13	20	25
永住者		78	94	115	133	604
「不法在留」		1	4	5	5	15
その他		2	6	16	34	86
不明		8	11	11	10	60
合計		117	163	222	265	686

回答数120

表25-2 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの在留資格・年次別推移

		(北海道)				
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人の子		0	1	1	1	4
短期滞在(観光)		0	0	0	1	0
永住者		0	0	1	0	0
「不法在留」		0	0	0	0	0
その他		0	0	1	2	2
不明		3	3	3	2	1
合計		3	4	6	6	7

回答数5

表25-3 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの在留資格・年次別推移

		(東北)				
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人の子		2	3	4	4	5
短期滞在(観光)		3	2	6	14	5
永住者		10	10	13	17	19
「不法在留」		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	2	4
不明		2	1	1	2	5
合計		17	16	24	39	134

回答数9

表25-4 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの在留資格・年次別推移

		(関東)				
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人の子		13	14	24	23	237
短期滞在(観光)		0	2	1	1	1
永住者		3	8	34	52	96
「不法在留」		1	2	5	2	6
その他		0	3	9	15	54
不明		2	3	5	3	43
合計		19	32	78	95	437

回答数41

表25-5 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの在留資格・年次別推移

		(中部)				
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人の子		3	13	14	22	43
短期滞在(観光)		2	3	3	1	17
永住者		2	4	5	1	6
「不法在留」		0	0	0	0	3
その他		1	2	3	10	17
不明		1	3	2	3	5
合計		9	25	27	37	189

回答数26

表25-6 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの在留資格・年次別推移

		(近畿)				
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人の子		0	0	0	1	6
短期滞在(観光)		0	0	0	1	1
永住者		3	11	11	11	13
「不法在留」		0	2	0	3	1
その他		1	0	2	5	16
不明		0	0	0	0	4
合計		4	13	13	21	30

回答数14

表25-7 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの在留資格・年次別推移

		(中国)				
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人の子		4	4	4	5	6
短期滞在(観光)		0	0	0	0	1
永住者		13	11	9	12	12
「不法在留」		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	1
不明		0	0	0	0	0
合計		17	15	13	17	20

回答数9

表25-8 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの在留資格・年次別推移

		(四国)				
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人の子		0	0	0	2	0
短期滞在(観光)		0	0	0	0	0
永住者		14	12	10	6	5
「不法在留」		0	0	0	0	0
その他		0	1	1	0	2
不明		0	0	0	0	0
合計		14	13	11	8	7

回答数3

表25-9 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの在留資格・年次別推移

		(九州)				
在留資格	年次	88	89	90	91	92 合計
日本人の子		1	6	14	5	16
短期滞在(観光)		0	0	3	2	0
永住者		33	38	33	34	32
「不法在留」		0	0	0	0	5
その他		0	0	0	0	1
不明		0	1	0	0	2
合計		34	45	50	41	56

回答数13

表26-1 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの年齢・年次別推移

年齢	年次	(全国)					
		88	89	90	91	92 合計	
0歳		40	42	61	71	226	440
1歳以上		24	49	83	91	289	536
3歳以上		22	30	58	84	154	348
5歳以上		11	18	25	17	50	121
7歳以上		25	33	37	55	166	317
15歳から18歳		17	24	24	35	80	180
合計		140	196	288	353	965	1942

回答数129

表26-2 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの年齢・年次別推移

年齢	年次	(北海道)						
		88	89	90	91	92 合計		
0歳		3	3	4	4	4	2	16
1歳以上		0	1	0	1	1	1	3
3歳以上		0	0	1	0	0	0	1
5歳以上		0	0	0	0	0	0	0
7歳以上		0	0	0	0	0	0	0
15歳から18歳		0	0	0	0	0	0	0
合計		3	4	5	5	5	3	20

回答数3

表26-3 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの年齢・年次別推移

年齢	年次	(東北)					
		88	89	90	91	92 合計	
0歳		0	0	1	3	4	8
1歳以上		7	6	11	6	15	39
3歳以上		9	8	11	11	7	46
5歳以上		5	7	6	6	9	33
7歳以上		3	3	6	17	18	47
15歳から18歳		7	4	8	18	6	43
合計		31	28	37	61	59	216

回答数14

表26-4 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの年齢・年次別推移

年齢	年次	(関東)					
		88	89	90	91	92 合計	
0歳		17	19	36	33	163	268
1歳以上		2	18	42	52	181	295
3歳以上		0	3	26	43	88	160
5歳以上		0	0	5	4	19	28
7歳以上		1	1	0	4	34	40
15歳から18歳		0	0	1	1	11	13
合計		20	41	110	137	496	804

回答数41

表26-5 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの年齢・年次別推移

年齢	年次	(中部)					
		88	89	90	91	92 合計	
0歳		7	6	11	17	30	71
1歳以上		2	9	11	12	39	73
3歳以上		5	9	7	13	35	69
5歳以上		1	1	6	3	12	23
7歳以上		2	5	6	4	72	89
15歳から18歳		1	1	0	1	37	40
合計		18	31	41	50	225	365

回答数25

表26-6 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの年齢・年次別推移

年齢	年次	(近畿)						
		88	89	90	91	92 合計		
0歳		6	4	6	3	10	29	
1歳以上		1	4	7	7	7	29	48
3歳以上		0	2	4	4	10	20	
5歳以上		1	2	0	2	3	8	
7歳以上		0	5	4	5	8	22	
15歳から18歳		1	3	1	0	3	8	
合計		9	20	22	21	63	135	

回答数21

表26-7 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの年齢・年次別推移

年齢	年次	(中国)					
		88	89	90	91	92 合計	
0歳		6	5	1	4	7	23
1歳以上		5	6	10	5	6	32
3歳以上		3	2	3	6	8	22
5歳以上		0	1	1	0	0	2
7歳以上		3	1	1	4	5	14
15歳から18歳		2	3	2	2	3	12
合計		19	18	18	21	29	105

回答数8

表26-8 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの年齢・年次別推移

年齢	年次	(四国)					
		88	89	90	91	92 合計	
0歳		0	1	0	2	1	4
1歳以上		2	2	4	6	7	21
3歳以上		1	1	1	1	1	5
5歳以上		1	3	1	1	1	7
7歳以上		0	0	1	2	2	5
15歳から18歳		0	0	0	0	0	0
合計		4	7	7	12	12	42

回答数5

表26-9 福祉事務所における外国人児童  
相談ケースの年齢・年次別推移

年齢	年次	(九州)					
		88	89	90	91	92 合計	
0歳		1	4	2	5	9	21
1歳以上		5	3	4	2	11	25
3歳以上		4	5	5	6	5	25
5歳以上		3	4	6	1	6	20
7歳以上		17	18	19	19	27	100
15歳から18歳		6	13	12	13	20	64
合計		36	47	48	46	78	255

回答数12

表 2 7 全国福祉事務所におけるオーバースティ外国人児童相談ケース  
の年齢・年次別推移

年齢	年次	88	89	90	91	92	合計
0歳		1	4	5	2	10	22
1歳以上		0	1	1	3	3	8
3歳以上		0	0	1	0	2	3
5歳以上		0	0	2	0	0	2
7歳以上		0	0	0	0	0	0
15歳から18歳		0	0	0	0	0	0
	合計	1	5	9	5	15	35

回答数14

表 2 8 - 1 福祉事務所における外国人児童及び  
妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(全国)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		58	81	104	118	140	501
養育費用		5	7	8	10	20	50
医療費		4	5	8	6	24	47
生活費用		2	5	16	23	41	87
母親の身体的問題		70	74	97	108	237	586
母親の心理的問題		18	27	47	48	81	221
子どもの身体的問題		64	80	132	150	249	675
子どもの心理的問題		33	48	66	69	114	330
離婚問題		5	19	4	19	21	68
ビザ等の身分保障		3	5	9	6	19	42
住宅問題		4	4	7	11	16	42
就業問題		1	5	29	41	53	129
人権問題		0	0	0	2	5	7
その他		48	72	91	116	297	624
合計		315	432	618	727	1317	3409
		回答数 1 9 7					

表 2 8 - 3 福祉事務所における外国人児童及び  
妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(東北)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		0	0	0	3	2	5
養育費用		0	0	0	2	1	3
医療費		0	0	0	3	1	4
生活費用		0	0	0	3	1	4
母親の身体的問題		4	0	1	1	2	8
母親の心理的問題		3	1	7	6	4	21
子どもの身体的問題		3	1	7	4	7	22
子どもの心理的問題		1	0	1	0	2	4
離婚問題		0	0	0	0	0	0
ビザ等の身分保障		0	0	0	3	1	4
住宅問題		0	0	0	0	1	1
就業問題		0	0	0	0	0	0
人権問題		0	0	0	1	0	1
その他		8	6	11	16	25	66
合計		19	8	27	41	47	142
		回答数 2 0					

表 2 8 - 5 福祉事務所における外国人児童及び  
妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(中部)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		1	1	2	2	7	13
養育費用		1	1	0	0	3	5
医療費		0	0	0	1	4	5
生活費用		1	1	3	2	7	14
母親の身体的問題		11	17	16	20	48	112
母親の心理的問題		1	2	7	2	19	31
子どもの身体的問題		5	12	19	36	58	130
子どもの心理的問題		2	5	5	2	13	27
離婚問題		0	8	0	3	4	15
ビザ等の身分保障		0	0	0	1	1	2
住宅問題		2	0	2	0	4	8
就業問題		0	2	0	1	0	3
人権問題		0	0	0	0	0	0
その他		5	7	10	17	36	75
合計		29	56	64	87	204	440
		回答数 3 6					

表 2 8 - 2 福祉事務所における外国人児童及び  
妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(北海道)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		0	1	2	2	1	6
養育費用		0	0	0	0	0	0
医療費		0	0	0	0	0	0
生活費用		0	0	0	2	0	2
母親の身体的問題		4	5	6	5	2	22
母親の心理的問題		3	4	6	4	4	21
子どもの身体的問題		4	5	7	6	6	28
子どもの心理的問題		3	3	5	4	2	17
離婚問題		0	0	0	0	0	0
ビザ等の身分保障		0	0	0	0	0	0
住宅問題		0	0	0	0	0	0
就業問題		0	0	0	0	0	0
人権問題		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	1	1	2
合計		14	18	26	24	16	98
		回答数 7					

表 2 8 - 4 福祉事務所における外国人児童及び  
妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(関東)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		19	23	41	41	52	176
養育費用		1	3	3	5	10	22
医療費		0	0	6	0	10	16
生活費用		1	3	7	10	20	41
母親の身体的問題		33	35	51	54	130	303
母親の心理的問題		4	12	17	25	36	94
子どもの身体的問題		24	35	63	69	114	305
子どもの心理的問題		16	20	35	40	66	177
離婚問題		1	6	2	11	10	30
ビザ等の身分保障		3	5	9	5	15	37
住宅問題		2	4	5	7	8	26
就業問題		0	3	27	39	37	106
人権問題		0	0	0	2	5	7
その他		32	53	56	50	180	371
合計		136	202	322	358	693	1711
		回答数 6 2					

表 2 8 - 6 福祉事務所における外国人児童及び  
妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(近畿)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		15	38	34	36	47	170
養育費用		0	0	1	1	1	3
医療費		0	2	0	0	1	3
生活費用		0	0	3	0	5	8
母親の身体的問題		0	0	0	0	7	7
母親の心理的問題		1	3	6	7	10	27
子どもの身体的問題		5	8	7	8	15	43
子どもの心理的問題		5	11	7	6	3	32
離婚問題		0	1	0	1	2	4
ビザ等の身分保障		0	0	0	0	3	3
住宅問題		0	0	0	0	2	2
就業問題		1	0	2	1	6	10
人権問題		0	0	0	0	0	0
その他		1	1	3	15	28	48
合計		28	64	63	75	130	360
		回答数 3 1					

表28-7 福祉事務所における外国人児童及び妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(中国)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		0	1	0	2	2	5
養育費用		3	3	3	2	3	14
医療費		3	3	2	2	5	15
生活費用		0	0	3	3	2	8
母親の身体的問題		16	11	17	19	30	93
母親の心理的問題		0	0	0	0	1	1
子どもの身体的問題		16	11	16	17	34	94
子どもの心理的問題		5	5	11	14	24	59
離婚問題		3	0	0	0	0	3
ビザ等の身分保障		0	0	0	0	0	0
住宅問題		0	0	0	1	1	2
就業問題		0	0	0	0	0	0
人権問題		0	0	0	0	0	0
その他		2	3	5	11	9	30
合計		48	37	57	71	111	324
							回答数 1

表28-8 福祉事務所における外国人児童及び妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(韓国)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		0	0	0	2	0	2
養育費用		0	0	0	0	0	0
医療費		0	0	0	0	0	0
生活費用		0	0	0	0	1	1
母親の身体的問題		1	2	3	3	3	12
母親の心理的問題		2	3	2	3	1	11
子どもの身体的問題		7	8	10	10	12	47
子どもの心理的問題		1	2	2	3	1	9
離婚問題		0	0	0	0	1	1
ビザ等の身分保障		0	0	0	0	0	0
住宅問題		0	0	0	0	0	0
就業問題		0	0	0	0	0	0
人権問題		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	4	4
合計		11	15	17	21	23	87
							回答数 10

表28-9 福祉事務所における外国人児童及び妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(九州)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		23	17	25	28	27	120
養育費用		0	0	1	0	2	3
医療費		1	0	0	0	3	4
生活費用		0	1	0	3	5	9
母親の身体的問題		1	4	3	6	14	28
母親の心理的問題		4	2	2	1	6	15
子どもの身体的問題		0	0	3	0	3	6
子どもの心理的問題		0	2	0	0	3	5
離婚問題		1	4	2	4	4	15
ビザ等の身分保障		0	0	0	0	0	0
住宅問題		0	0	0	0	0	0
就業問題		0	0	0	0	9	9
人権問題		0	0	0	0	0	0
その他		0	2	6	6	14	28
合計		30	32	42	48	90	242
							回答数 18

表28-10 福祉事務所における外国人児童及び妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	(沖縄)					合計
		88	89	90	91	92	
出産費用問題		0	0	0	2	2	4
養育費用		0	0	0	0	0	0
医療費		0	0	0	0	0	0
生活費用		0	0	0	0	0	0
母親の身体的問題		0	0	0	0	1	1
母親の心理的問題		0	0	0	0	0	0
子どもの身体的問題		0	0	0	0	0	0
子どもの心理的問題		0	0	0	0	0	0
離婚問題		0	0	0	0	0	0
ビザ等の身分保障		0	0	0	0	0	0
住宅問題		0	0	0	0	0	0
就業問題		0	0	0	0	0	0
人権問題		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	2	3	5
							回答数 2

表29 全国福祉事務所におけるオーバーステイ外国人児童  
及び妊産婦ケースの相談内容・年次別推移

相談内容	年次	88	89	90	91	92	合計
出産費用問題		3	5	6	7	10	31
養育費用		0	0	0	1	2	3
医療費		0	3	2	0	4	9
生活費用		0	1	0	2	1	4
母親の身体的問題		1	0	4	1	2	8
母親の心理的問題		0	2	0	2	3	7
子どもの身体的問題		0	1	0	0	1	2
子どもの心理的問題		0	0	0	0	0	0
離婚問題		0	0	0	0	0	0
ビザ等の身分保障		1	4	6	1	5	17
住宅問題		0	0	0	0	0	0
就業問題		0	0	1	1	0	2
人権問題		0	0	0	0	0	0
その他		0	1	2	7	2	12
合計		5	17	21	22	30	95

回答数17

表30-1 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

		(全国)					
制度	年次	88	89	90	91	92 合計	
生活保護法	医療扶助	3081	2996	3003	3617	3406	16103
	出産扶助	13	11	16	10	13	63
	教育扶助	722	666	597	667	457	3109
	生活扶助	3749	3627	3402	3973	3664	18415
	住宅扶助	3145	3107	2944	3403	3053	15652
	その他	52	113	111	293	263	832
	合計	10762	10520	10073	11963	10856	54174
児童福祉法	育成医療	0	0	0	0	8	8
	助産施設の利用	66	70	78	106	124	444
	母子寮の入寮	7	5	4	5	12	33
	保育所の入所	220	342	691	1025	1932	4210
	乳児院の入院	1	0	0	0	6	7
	その他	2	7	7	16	22	54
	合計	296	424	780	1152	2104	4756
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	117	144	208	318	627	1414
	新生児の訪問指導	39	41	61	84	172	397
	乳幼児の健康診査	101	142	194	341	693	1471
	妊産婦の健康診査	28	31	63	113	188	423
	栄養摂取に関する援助	44	46	61	62	99	312
	母子手帳の交付	812	857	838	1091	1362	4960
	妊産婦の訪問指導	38	37	65	84	141	365
	未熟児の訪問指導	0	28	5	0	25	58
	未熟児養育医療の給付	0	1	1	2	10	14
	その他	0	1	0	6	5	12
	合計	1179	1328	1496	2101	3322	9426
	総合計	12237	12272	12349	15216	16282	68356

回答数293

表30-2 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

		(北海道)					
制度	年次	88	89	90	91	92 合計	
生活保護法	医療扶助	6	6	6	4	7	29
	出産扶助	0	0	0	0	0	0
	教育扶助	1	1	1	1	1	5
	生活扶助	7	7	7	8	8	37
	住宅扶助	6	6	7	7	7	33
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	20	20	21	20	23	104
児童福祉法	育成医療	0	0	0	0	0	0
	助産施設の利用	0	0	1	2	2	5
	母子寮の入寮	0	0	0	0	1	1
	保育所の入所	10	9	13	13	18	63
	乳児院の入院	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	3	3
	合計	10	9	14	15	24	72
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	3	4	5	10	8	30
	新生児の訪問指導	3	3	4	4	4	18
	乳幼児の健康診査	3	4	8	9	9	33
	妊産婦の健康診査	0	1	3	6	2	12
	栄養摂取に関する援助	3	3	3	2	0	11
	母子手帳の交付	3	5	7	11	5	31
	妊産婦の訪問指導	3	3	3	3	3	15
	未熟児の訪問指導	0	0	0	0	1	1
	未熟児養育医療の給付	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	18	23	33	45	32	151
	総合計	48	52	68	80	79	327

回答数11

表30-3 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

		(東北)					
制度	年次	88	89	90	91	92 合計	
生活保護法	医療扶助	426	432	448	457	411	2174
	出産扶助	1	2	1	1	1	6
	教育扶助	89	128	125	108	96	516
	生活扶助	446	493	503	471	462	2375
	住宅扶助	402	441	439	428	420	2130
	その他	1	9	10	12	13	45
	合計	1365	1505	1526	1477	1373	7246
児童福祉法	育成医療	0	0	0	0	0	0
	助産施設の利用	0	0	0	3	3	6
	母子寮の入寮	0	0	0	0	0	0
	保育所の入所	4	7	16	25	48	100
	乳児院の入院	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	1	1
	合計	4	7	16	28	52	107
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	7	7	20	23	27	84
	新生児の訪問指導	4	2	10	11	12	39
	乳幼児の健康診査	7	10	21	24	22	84
	妊産婦の健康診査	5	2	15	11	9	42
	栄養摂取に関する援助	3	1	7	4	8	23
	母子手帳の交付	8	16	40	42	50	156
	妊産婦の訪問指導	5	1	13	7	10	36
	未熟児の訪問指導	0	0	0	0	0	0
	未熟児養育医療の給付	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	0	1
	合計	39	39	126	123	138	465
	総合計	1408	1551	1668	1628	1503	7818

回答数 3 0

表30-4 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

		(関東)					
制度	年次	88	89	90	91	92 合計	
生活保護法	医療扶助	521	516	611	528	368	2544
	出産扶助	0	1	3	4	5	13
	教育扶助	148	151	151	158	59	667
	生活扶助	686	657	719	630	482	3174
	住宅扶助	631	625	679	597	461	2993
	その他	8	23	10	1	2	44
	合計	1994	1973	2173	1918	1377	9435
児童福祉法	育成医療	0	0	0	0	0	7
	助産施設の利用	20	12	18	26	31	107
	母子寮の入寮	2	1	3	2	5	13
	保育所の入所	36	57	110	296	828	1327
	乳児院の入院	0	0	0	0	4	4
	その他	2	0	0	3	10	15
	合計	60	70	131	327	885	1473
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	23	32	63	129	267	514
	新生児の訪問指導	7	4	6	5	39	61
	乳幼児の健康診査	17	30	53	159	384	643
	妊産婦の健康診査	1	0	5	33	53	92
	栄養摂取に関する援助	12	9	9	7	13	50
	母子手帳の交付	714	711	670	833	971	3899
	妊産婦の訪問指導	7	5	12	5	24	53
	未熟児の訪問指導	0	2	4	0	5	11
	未熟児養育医療の給付	0	0	1	1	3	5
	その他	0	0	0	1	0	1
	合計	781	793	823	1173	1759	5329
	総合計	2835	2836	3127	3418	4021	16237

回答数 7 5

表30-5 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

制度	年次	(中部)					
		88	89	90	91	92 合計	
生活保護法	医療扶助	63	75	114	118	94	464
	出産扶助	0	1	1	1	1	4
	教育扶助	7	10	15	9	7	48
	生活扶助	57	70	125	120	104	476
	住宅扶助	30	47	102	99	83	361
	その他	0	1	0	1	1	3
	合計	157	204	357	348	290	1356
児童福祉法	育成医療	0	0	0	0	1	1
	助産施設の利用	1	2	2	4	1	10
	母子寮の入寮	0	0	0	0	0	0
	保育所の入所	33	33	66	157	288	577
	乳児院の入院	0	0	0	0	2	2
	その他	0	3	2	1	2	8
	合計	34	38	70	162	294	598
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	12	20	25	42	156	255
	新生児の訪問指導	15	21	25	38	65	164
	乳幼児の健康診査	22	38	50	70	141	321
	妊産婦の健康診査	13	16	18	31	75	153
	栄養摂取に関する援助	10	11	9	11	25	66
	母子手帳の交付	17	25	33	74	145	294
	妊産婦の訪問指導	15	17	19	44	61	156
	未熟児の訪問指導	0	0	0	0	10	10
	未熟児養育医療の給付	0	0	0	0	2	2
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	104	148	179	310	680	1421
総合計		295	390	606	820	1264	3375

回答数 57

表30-6 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

制度	年次	(近畿)					
		88	89	90	91	92 合計	
生活保護法	医療扶助	1061	958	805	1103	1110	5037
	出産扶助	5	5	6	4	4	24
	教育扶助	374	251	187	210	188	1200
	生活扶助	1571	1392	1058	1312	1223	6556
	住宅扶助	1322	1200	927	1072	989	5510
	その他	17	60	56	256	209	598
	合計	4350	3876	3019	3957	3723	18925
児童福祉法	育成医療	0	0	0	0	0	0
	助産施設の利用	26	42	34	38	50	190
	母子寮の入寮	5	3	0	3	6	17
	保育所の入所	19	112	143	170	266	710
	乳児院の入院	1	0	0	0	0	1
	その他	0	3	5	9	2	19
	合計	51	160	182	220	324	937
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	5	6	10	9	22	52
	新生児の訪問指導	0	1	2	2	7	12
	乳幼児の健康診査	9	12	12	16	41	90
	妊産婦の健康診査	1	1	4	3	7	16
	栄養摂取に関する援助	4	5	4	6	10	29
	母子手帳の交付	0	4	4	26	55	89
	妊産婦の訪問指導	0	1	0	0	6	7
	未熟児の訪問指導	0	24	0	0	1	25
	未熟児養育医療の給付	0	0	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	1	1
	合計	19	54	36	62	151	322
総合計		4420	4090	3237	4239	4198	20184

回答数 43

表30-7 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

		(中国)				
制度	年次	88	89	90	91	92 合計
生活保護法	医療扶助	118	93	102	469	454
	出産扶助	0	0	0	0	0
	教育扶助	30	18	21	33	35
	生活扶助	142	99	108	565	500
	住宅扶助	78	44	59	402	346
	その他	0	0	1	0	2
	合計	368	254	291	1469	1337
児童福祉法	育成医療	0	0	0	0	0
	助産施設の利用	2	3	1	7	9
	母子寮の入寮	0	1	0	0	0
	保育所の入所	14	19	223	232	255
	乳児院の入院	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	3	0
	合計	16	24	224	242	264
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	34	35	42	49	65
	新生児の訪問指導	4	1	7	15	21
	乳幼児の健康診査	19	23	30	39	46
	妊産婦の健康診査	5	3	8	19	22
	栄養摂取に関する援助	10	13	21	22	25
	母子手帳の交付	45	60	45	65	58
	妊産婦の訪問指導	4	3	9	17	25
	未熟児の訪問指導	0	0	0	0	6
	未熟児養育医療の給付	0	0	0	1	2
	その他	0	1	0	4	2
	合計	121	139	162	231	272
	総合計	505	417	677	1942	1873
	回答数 24					

表30-8 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

		(四国)				
制度	年次	88	89	90	91	92 合計
生活保護法	医療扶助	27	25	24	26	36
	出産扶助	0	0	0	0	0
	教育扶助	1	2	2	5	4
	生活扶助	25	23	23	27	30
	住宅扶助	12	12	12	15	16
	その他	0	1	0	0	0
	合計	65	63	61	73	86
児童福祉法	育成医療	0	0	0	0	0
	助産施設の利用	0	0	0	0	3
	母子寮の入寮	0	0	0	0	0
	保育所の入所	0	3	2	6	15
	乳児院の入院	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	1
	合計	0	3	2	6	19
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	11	14	14	25	37
	新生児の訪問指導	2	3	3	5	8
	乳幼児の健康診査	16	20	18	18	16
	妊産婦の健康診査	2	5	4	5	12
	栄養摂取に関する援助	1	3	4	5	4
	母子手帳の交付	11	13	11	16	16
	妊産婦の訪問指導	2	3	5	4	4
	未熟児の訪問指導	0	0	0	0	1
	未熟児養育医療の給付	0	1	0	0	1
	その他	0	0	0	0	2
	合計	45	62	59	78	101
	総合計	110	128	122	157	206
	回答数 18					

表30-9 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

制度	年次	(九州)				
		88	89	90	91	92 合計
生活保護法						
医療扶助		858	809	822	842	843 4174
出産扶助		7	2	5	0	2 16
教育扶助		70	63	73	95	61 362
生活扶助		812	757	748	750	757 3824
住宅扶助		663	602	608	693	633 3199
その他		26	16	34	23	36 135
合計		2436	2249	2290	2403	2332 11710
児童福祉法						
育成医療		0	0	0	0	0 0
助産施設の利用		17	11	22	24	23 97
母子寮の入寮		0	0	0	0	0 1
保育所の入所		104	102	118	126	214 664
乳児院の入院		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	0	3 3
合計		121	113	141	150	240 765
母子保健法						
妊産婦および乳幼児の保健指導		22	26	29	31	45 153
新生児の訪問指導		4	6	4	4	16 34
乳幼児の健康診査		8	5	2	6	34 55
妊産婦の健康診査		1	3	6	5	8 23
栄養摂取に関する援助		1	1	4	5	14 25
母子手帳の交付		14	23	28	24	59 148
妊産婦の訪問指導		2	4	4	4	8 22
未熟児の訪問指導		0	2	1	0	1 4
未熟児養育医療の給付		0	0	0	0	1 1
その他		0	0	0	0	0 0
合計		52	70	78	79	186 465
総合計		2609	2432	2509	2632	2758 12940

回答数 3 1

表30-10 在日外国人への母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

制度	年次	(沖縄)				
		88	89	90	91	92 合計
生活保護法						
医療扶助		1	82	71	70	83 307
出産扶助		0	0	0	0	0 0
教育扶助		2	32	42	48	36 160
生活扶助		3	129	111	90	98 431
住宅扶助		1	130	111	90	98 430
その他		0	3	0	0	0 3
合計		7	376	335	298	315 1331
児童福祉法						
育成医療		0	0	0	0	0 0
助産施設の利用		0	0	0	2	2 4
母子寮の入寮		0	0	0	0	0 0
保育所の入所		0	0	0	0	0 0
乳児院の入院		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	0	0 0
合計		0	0	0	2	2 4
母子保健法						
妊産婦および乳幼児の保健指導		0	0	0	0	0 0
新生児の訪問指導		0	0	0	0	0 0
乳幼児の健康診査		0	0	0	0	0 0
妊産婦の健康診査		0	0	0	0	0 0
栄養摂取に関する援助		0	0	0	0	0 0
母子手帳の交付		0	0	0	0	3 3
妊産婦の訪問指導		0	0	0	0	0 0
未熟児の訪問指導		0	0	0	0	0 0
未熟児養育医療の給付		0	0	0	0	0 0
その他		0	0	0	0	0 0
合計		0	0	0	0	3 3
総合計		7	376	335	300	320 1338

回答数 4

表31 全国福祉事務所におけるオーバースティケースへの母子保健・福祉制度適用件数の年次推移

制度	年次	88	89	90	91	92	合計
生活保護法	医療扶助	4	1	0	1	1	7
	出産扶助	0	0	0	0	0	0
	教育扶助	0	0	0	0	1	1
	生活扶助	0	0	0	0	1	1
	住宅扶助	0	0	0	0	1	1
	その他	0	1	0	0	1	2
	合計	4	2	0	1	5	12
児童福祉法	育成医療	0	0	0	0	0	0
	助産施設の利用	0	2	2	5	2	11
	母子寮の入寮	0	0	0	0	0	0
	保育所の入所	0	0	2	1	4	7
	乳児院の入院	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	0	0	2	2
	合計	0	2	4	7	8	21
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	0	1	1	0	1	3
	新生児の訪問指導	0	1	0	6	1	8
	乳幼児の健康診査	0	1	1	6	2	10
	妊産婦の健康診査	0	0	1	6	0	7
	栄養摂取に関する援助	0	0	0	0	1	1
	母子手帳の交付	0	1	2	11	6	20
	妊産婦の訪問指導	0	0	1	0	2	3
	未熟児の訪問指導	0	0	1	0	0	1
	未熟児養育医療の給付	0	0	1	0	0	1
	その他	0	0	1	0	0	1
	合計	0	4	9	29	13	55
	総合計	4	8	13	37	26	88

回答数 15

表32 全国福祉事務所におけるオーバーステイ児童及び妊産婦ケース個別事例：1992年

地域	相談年月	来訪経路	年齢	国籍	職業	在日年数	婚姻形態	父親の国籍	主訴	援助内容及び経過
北海道	92.10	保育所へ相談に行き 後、児童福祉課へ来庁	9ヶ月 (女)	マリ共和国				マリ共和国	保育所への入所	夫婦3人、子供1人で、日本に来ていた友人を頼って来日。最も優しく、子供を保育園にあづけた。との訴え。夫、フランス語が少々できる程度。ポランテニアのフランス人に配偶をとのみ状況を把握。その時点で在留期間の満了せず。児童福祉法にのっとりて国籍を問わず保育に欠ける人は入所との立場で入所申請を行っていたがやはり言葉の問題で届とトラブルが起きます。又、仕事も思うようにあつたらず。妊娠中(2ヶ月程度)で産内に転居。
A										
関東	92.3	保健所・病院から連絡 (本人は来所せず)	30歳	タイ王国	無職	8ヶ月	未婚	タイ三国	出産に係る医療費等及び、今後の生活費と生活保護を依頼してほしい。	母は不法在留者であり、かつ子供も不法在留者同様の状況であり、他法適用は困難で、また法的に保護適用とされない旨を関係者に説明した。その後は母子が他市へ転出したため詳細不明。
B										
関東	92.5	産婦人科医師より	20歳	不明	なし	不明	不明	日本	妊娠中に原因(十)と母子生活指導が必要との連絡あり	訪問し、生活指導実施。現在、正常出産し、母子とも健康
C										
関東	(83.7)	東京入国管理局	19歳	タイ	なし	1年8ヶ月 (昭和6年 11月入国)	未婚	不明	タイ国T市から母の暴力(先年強姦)からにげ入替に保護を求めた。帰国したい。	女性相談センターに緊急一時保護の上保護にかける(婦人科、産科、内科)、タイ大使館と協議したがパスポートが偽造と判明した。その後、治療をしながら大使館に連絡。8月11日、タイへ送還された。
D										
関東	(91.7)	M警察署	2歳位	不明	なし	不明	不明	不明	児童福祉所に連絡、乳児院に措置し、当区戸籍簿で登録、氏名をつける。その後、母親さんが(アメリカ人の父、日本人の母)のみつかり、現在とても、かわいがられている。	
E										
関東	92.2.3	電話来所	3歳	イラン	不明	不明	不明	イラン	3才児保育所入所させた。母子手帳の交付	母、入替に遭せられると恐うのか来所せず。不法在留の疑いあり(同国人)を通知し、電話相談のみ。
F										
関東	92.4頃	市立病院 →市民健康課	不詳	フィリピン	不明	不明	不明	不明	母子手帳の交付	不法在留のため交付せず
G										
関東	92.11	病院→福祉事務所	22歳	フィリピン	ダンサー	1年		日本	本人は結婚するつもりで交際していたが、妊娠を知った男性(日本)が中絶を強要、妊娠も否定し出産費用に悩んでいる	・助産師制度の適用 ・妊婦グループによる母性との調整
H										
関東	(93.6)	妊婦届出 (産後)	母25歳 及0歳	タイ	無	2年	法的婚姻でない	日本	母の育児不安あり 国籍について 産科制度の活用について	・保健指導委員と保健師が訪問し、育児の助言、指導を実施 ・母子健康乳児健診を受けさせた。 ・外国人登録についての助言
I										

表 3.2 全国福祉事務所におけるオーバーステイ児童及び妊産婦ケースの事例：1992年（つづき）

地域	相談年月	来庁経路	年齢	国籍	職業	在日年数	婚姻形態	父職の国籍	主客	援助内容及び経過
J	(93.1)			コロンビア				日本	コロンビア人(女性)と日本人男性との間に生まれた子供(第2子)日本人夫行方不明。第1子は他国籍の男性の子供。母子3人で生活に困る	母子相談員が相談による。面接員が夫の親族の連絡先を探し、ピザの延滞に際し、保証人となるよう働きを求める。引き継ぎ、母子寮入所等の件で対応している。
K	92.7	婦人相談所→可女性相談係→当相談室	23歳	タイ	市内スナックでパート	5年と6か月	未婚	日本	親父ビザで来日、そのまま不妊症なし、スナック勤め、日本人男性と知り合い男児出産。男性も母も行方不明。出生届、入籍届、子どもの養育をどうするか。	1. パスポートの取得 2. 出生届を代行 3. 入籍届の支払い(スナック経営主) 4. 子どもの養育(スナック経営主) 5. 養育費減(スナック経営主の依頼)等について指導補助
L	92.4	医療機関		フィリピン	ダンサー				3月に出産したが、7か月の未熟児であったため医療費の支払相談	入籍申請前に妊娠をしていたため、届出主から医療費返還で対応されなかった。
M	(93.2) (家庭訪問)		29歳	フィリピン			未入籍	日本	出生届付等の手続きについての質問	・1病院より退院連絡と訪問の依頼あり ・訪問にて兄の高専卒業の子エック、育児方法について相談 ・出生届等の手続きについて説明する。 ・後日、手続きができていない為、訪問するが、不在なのか連絡がとれない、その後の居所不明。
N	92.2	日本人父が直後、窓口へ相談に来た	30歳	フィリピン	無職	不明	未婚	日本	不法居留のフィリピン女性の子が生まれたので出生届等の手続きをどうしたらよいかと、日本人父から相談があった。フィリピン女性と婚姻し子を産出したとのこと	出生届を受理 入籍申請書へ出頭するように指導した。
O	92	文化住宅の管理人から保健婦へ相談があり訪問	23歳	フィリピン	なし	1年	不明	フィリピン	赤ちゃんの発達B.C.O子発達検査結果の報告	地区の乳児健診を案内し、未済する市の予約注射でなく、保健所での利用方法を調べている間に、急に転居して行方不明になる。(保健婦調査)
P	(93.4)	母子手帳交付	24歳	ブラジル	なし	不明		日本	母子手帳交付	妊婦の生活指導、出産後の乳幼児についての相談 窓口の案内
Q	(93.7)	母子手帳交付	24歳	フィリピン	なし	不明		日本	母子手帳交付	妊婦の生活指導、出産後の乳幼児についての相談、窓口の案内 母親、ううあ者のため訪問指導等

表3-3 全国福祉事務所における外国人児童及び妊産婦の問題の特徴と問題解決上の問題  
—オーバーステイケースを中心とする—

	問題の特徴	意見の概要	問題解決上の困難
児童について	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの予防接種が行われていない。(近畿)</li> <li>子供の健診や予防接種を実施していない。健康管理がむずかしい。(関東)</li> <li>教育相談、乳幼児健診への参加は受け入れているが、精密検査等の公的扶助の対象にならない。(関東)</li> <li>子どもを置いて母親又は父親の行方不明、予防接種未接種のため伝染病発生のおそれ、出生届出が未届けのため法律上何の援助も受けられない、教育等も受けることができない。(関東)</li> <li>外国人登録も出来ず、母親が外国人の場合、子供の出生届も出来ない状況である。(東北)</li> <li>今後、在日外国人が増えるなどと思われる、それに従って不法滞在者と日本人男性との間に生まれる子供が多くなると思う。(中部)</li> <li>身分保障の問題→籍上婚姻していないケースの場合(特に母親が外国人の場合)は出生児の戸籍取得(日本国籍)に対してはなかなか困難である。(関東)</li> <li>相手の男性(日本人)の行方不明、不法在留発覚を恐れ、母の行方不明、そのため出生届もなく、出産費、入院費の不払い、子どもの国籍、養育者、健康保険等。(中部)</li> <li>国際化に伴い、外国人は年々増えている。しかし児童の場合言葉、いじめ等まだまだ問題が多い。(中部)</li> <li>フィリピン国籍の母親と共に来日した小学生4年の児童(女)で、日本の小学校へ入学したが学業について行かえず、特殊教育を受けたが適応できず、不登校となってしまった。彼女への教育の方法はない。(中部)</li> <li>子ども自身については適応性もあり、子ども同士の関係は心配ない。(中部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミルクの支給ができないこと。(九州)</li> <li>法的援助(主に生活保護)がむずかしい状況にあり、当面の生活費、医療等の対応に苦労する。身近なNGOに協力を依頼することが多い。(関東)</li> <li>国民健康保険、生活保護法等の法的救済がない。(中部)</li> <li>国外退去させられるのをいやがって、他の行政期間に連絡しないよう頼まれるので、問題解決しにくい、また役所に書類(出生届等)を出すのをいやがる。事情を聞き取るのに時間がかかる。(関西)</li> <li>こちらが信用されるのに時間がかかる。他機関に相談できない。居住地が転々として、転居先もわからず継続してかかわれない。(近畿)</li> <li>風俗、習慣、言葉の違いによる考え方の相違問題の把握が難しい、生活保護法の適用ができない、通訳を探すことが難しい。(九州)</li> <li>法内による援助が困難なため関係機関とのかわりの中で担当者(地区担当員、婦人、母子相談担当等)はなかなか社会資源を把握しなければならぬ。言葉のことから相互の感情がつかわれない。(関東)</li> <li>手続き上かなりの時間を要する(書類の作成申請他)。(関東)</li> <li>不法在留ということで、住民票(出生届)にのらず、把握がしにくいこと。(関東)</li> <li>「市内に住所を有する者」の解釈を「住民登録がある」とする条例等が多いので、外国人登録がない人はどうにもならないこともある。(関東)</li> <li>まず、窓口で不法在留ということで、対応してもらえないことが多い。(関東)</li> <li>在留資格がないことが壁になることが多い。(関東)</li> <li>現状では特例法もなく、行政の対応が困難である。人道的には援助してやりたいが、予防接種等の事故が生じたときの保障など問題がある。(関東)</li> <li>現行法令の下では福祉の対象とすることが、極めて困難である。(関東)</li> <li>病院で出生しても退院後の家が見つからないことが第一、不法在留を浮げて出生届出のため来所するのはごく一部である。(関東)</li> <li>近くに専門的知識を有する指導機関等もなく、援助、協力出来る体制も整っていない。英語以外の外国語で対応出来る人が近くにない。(東北)</li> <li>援助施設が、自治体レベルの独自援助事業ならは運用での解決可能性もあるが、機関委託事務、団体委任事務では、国、都の裁量で当然考慮されるため、現場では適用できないケースが多い。(関東)</li> <li>居住している母子保健対象者への援助・支援と考えているので、特に区別して考えていない。(問題解決上の困難)現在のところない。(関東)</li> <li>身柄を確保しながら外国人登録させ、婚姻させ、出生届を出し子供の国籍取得、日本人の妻としての特別在留資格の取得などの手続きをとることが困難。(近畿)</li> <li>厚生省が不法在留者には生活保護の適用はないと明言している以上援助不可。(近畿)</li> <li>入管への通報義務、生保の適用ができない。(関東)</li> <li>対象者の把握が困難、経済支援策がない。</li> </ul>	
妊産婦について	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診等の機会が得られず、疾病の早期発見ができにくい、育児不安などがあっても、相談の機会が得られにくい。(近畿)</li> <li>問題を早期に表に出さないでより追い込まれた状態に落ちいりやすい。(中部)</li> <li>どうしようもなくなるまで相談に来所しない、不法在留であることを隠す。具体的な話をしたがない。(近畿)</li> <li>日本での健康保健に加入できない、市民の諸権利(福祉等)が保障されない。(近畿)</li> <li>公的援助、例えば、国民健康保険などに加入できない等で、生活上、大きな不安がある。(関東)</li> <li>外国人登録していないので、妊婦や乳児の健診の受診券が交付できない。児が生まれても予防接種ができない。(中部)</li> <li>在留資格のない妊婦が母子健康手帳の交付を受けにくくなるケースが増加している。経済的、社会的な問題が多く、対応に困っている現状である。(中部)</li> <li>妊産婦の場合B型肝炎の保有者も少なくない。又、妊産婦健診を未実施のまま放置してある。(関東)</li> <li>妊婦管理が十分なされていないためか早産・未熟児出産のケースがある。(関東)</li> <li>母子手帳を持っていないので母胎管理ができない。流早産のおそれあり、定期的な健診をしていない。感染症の有無がわからない。母親学級などが紹介できない。保険証がないので医療機関にかかった時、自己負担額が大きいたがって、病気の発見が遅れる場合があり適切な処置ができない。(関東)</li> <li>「不法在留」でも外国人登録はできるが、入国管理局や警察を恐れて、登録を拒否する場合がある。そうした場合、母子手帳の交付などができない。(関東)</li> <li>医療機関受診の問題→自由診療となるため多額の請求となる。また多額支払いが出来ず医療を受けないケースあり。(関東)</li> <li>妊婦の場合、児童の父親が行方不明のため医療受診ができない(経済的な問題など)。(関東)</li> <li>日本人と結婚等(離婚含む)した場合、在留資格の変更申請をせず「不法在留」となっているケースが多い。特別許可申請をする場合に法務大臣の裁量によるものとされおり許可が出るまでに長期要するため、その間、本国の法的援助ができない。(関東)</li> <li>経済的な問題や、内縁関係の夫との関係も不安定で生活が安定していない、転出、転入がはげしい。(中部)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市内に住所を有する者」の解釈を「住民登録がある」とする条例等が多いので、外国人登録がない人はどうにもならないこともある。(関東)</li> <li>まず、窓口で不法在留ということで、対応してもらえないことが多い。(関東)</li> <li>在留資格がないことが壁になることが多い。(関東)</li> <li>現状では特例法もなく、行政の対応が困難である。人道的には援助してやりたいが、予防接種等の事故が生じたときの保障など問題がある。(関東)</li> <li>現行法令の下では福祉の対象とすることが、極めて困難である。(関東)</li> <li>病院で出生しても退院後の家が見つからないことが第一、不法在留を浮げて出生届出のため来所するのはごく一部である。(関東)</li> <li>近くに専門的知識を有する指導機関等もなく、援助、協力出来る体制も整っていない。英語以外の外国語で対応出来る人が近くにない。(東北)</li> <li>援助施設が、自治体レベルの独自援助事業ならは運用での解決可能性もあるが、機関委託事務、団体委任事務では、国、都の裁量で当然考慮されるため、現場では適用できないケースが多い。(関東)</li> <li>居住している母子保健対象者への援助・支援と考えているので、特に区別して考えていない。(問題解決上の困難)現在のところない。(関東)</li> <li>身柄を確保しながら外国人登録させ、婚姻させ、出生届を出し子供の国籍取得、日本人の妻としての特別在留資格の取得などの手続きをとることが困難。(近畿)</li> <li>厚生省が不法在留者には生活保護の適用はないと明言している以上援助不可。(近畿)</li> <li>入管への通報義務、生保の適用ができない。(関東)</li> <li>対象者の把握が困難、経済支援策がない。</li> </ul>	

表3-3 全国福祉事務所における外国人児童及び妊産婦の問題の特徴と問題解決上の問題  
 - オープスケースを中心とする - (つづき)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活基盤が確立していない(取入途絶、健康保健未加入など)</li> <li>・言葉、婦金がない、所持金がない、帰国費用が捻出できない。(関東)</li> <li>・言葉が通じないために意思の疎通が困難、医療費、出産費を持っていない、覚醒剤、売春等に利用されやすい状態(九州)</li> <li>・日本語が十分に通じないため社会生活に不適合をきたす、働いて取入を得ることは違法であるが働かなければならない、生活費、医療費、保育、施設入所、住宅などの公的支援は切っ掛けられない、親族、友人などの人的ネットワークがほとんどなく、経済的、精神的な援助はどこからも受けられないことが多い、住宅を借りるにしても在留資格を申請するにしても保証人をみつけないことが、また帰国旅費の捻出も困難。(近畿)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(九州)</li> <li>・受入れ体制が整っていない。(西四)</li> <li>・法的な壁。(中部)</li> <li>・福祉事務所の職員としては、たてまえ上、法務省や厚生省の決定や判断に従わなければならないが、これについてボランティア的な立場から批判を受け、かえって問題が複雑になることが多い、利用できる施設がないのに、放置できない、ギリギリの状況で次々におきてきて対応に頭を痛める。(近畿)</li> </ul>
提言・要望	<p>(オープスケース「有り」の福祉事務所より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診で、外国人の母親に会うことも珍しくありませんが、積極的に外に出ようとするケースや、周囲との接触を避けるケースなど様々です。個別相談だけでなく、同じ悩みをもつ母親同志のネットワーク作りが今後は必要となってくると思う。(関東)</li> <li>・生活保護法の適用、助産施設の利用ができればよいと思う。婦人保護事業に於ける外国人婦女子に関する予算を現状では婦人相談所のみ活用できるが、福祉事務所まで下してほしい。(九州)</li> <li>・生活保護法の適用が必要な場合が多いと思われるので、制度的に考えてもらいたい。(九州)</li> <li>・生活習慣や宗教的習慣の違い等と理解に努めておりますが、やはり言語のコミュニケーションが不十分な時は問題性が把握しきれなかったり、必要な指導事項を伝えられない現状があります。又、医療費等の公費負担(乳児医療費等)の活用が対象とならない不法在留の方の相談では高額の医療費を負担して対応していただいているので、いつか限界があるのではと思う時があります。(関東)</li> <li>・不法在留のケースが増える中で、まずは病院で発行していただいた出生届出を提出してもらおうことがとても大切なことです。(関東)</li> <li>・市内に居住を有する人であれば、国籍を問わず、福祉の制度は利用できます。児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療費の助成等もすべてその対象としています。(北海道)</li> <li>・子どもが健やかに生まれ育てられるためには、不法在留であっても援助が必要であると思われ、今後の検討を希望している。(関東)</li> </ul> <p>(オープスケース「無し」の福祉事務所より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S市では現在のところ、各現場でケースバイケースで何とか対応していると思われ、今後何に対応しなければいけない時は、その課題ごとに予算化して対応していく予定、教育委員会では就学時、児のレベルに合わせて学年を決めることはあるが今まではトラブルはないとの事。(中部)</li> <li>・予防接種、母子保健については外国語のマニュアルが作られて使用していますが、面接場面でコミュニケーションがとれず、困ることが有ります。通訳などの派遣してもらう制度はあるのですが、時間や手続きがめんどうなこともあり、家族や友人にたよっているのが現状です。全市に総合的な相談窓口が必要だと思います。(関東)</li> <li>・在住が多い国籍の母子保健・福祉マニュアルが現地語であれば助かる。(近畿)</li> <li>・在日外国人について福祉では日本人とほとんど同じにあつかっているため統計をとっていないことが多い、不法在留については法的にあつかうようになっていないためか、相談ケースはあられてきていないが、今後あつかうについて検討する必要があると実感している。(関東)</li> <li>・当福祉事務所では問題が具体的にわかっていないが、制度上法律上の制約感強ところである。(東北)</li> <li>・外国人女性の妊娠については日本人男性の無責任による困窮が多いと思われ、国が責任を肩代わりするのはやむを得ないと思われる。(関東)</li> <li>・福祉事務所としては、不法在留であろうがなかろうが、できるだけ対応していくつもりです。(関東)</li> <li>・在日外国人と一口に言ってもいろいろなお方がおり、一律に同じようなどらえ方はできない、ふつうの妊娠同様、ケースバイケースでかかわっていく必要を感じている。(東北)</li> <li>・生活基盤がしっかりしていないので、気軽に相談できる窓口を置く必要があるのではないかと。(西四)</li> <li>・家庭相談に対して不法在留の児童及び妊産婦が救済を求めて来所したと仮定する。(出産など)助産施設入所などの措置の場合、一応住民票又は外国人登録票などの提示が必要であるが、それが無い時はJ市では住所不定者の窓口がJ区に設置されており、そこへ連絡依頼して救済措置が行われる。(九州)</li> <li>・不法在留者の予防接種について市町村は原則として実施しない。しかし、伝染病予防の観点から接種が必要だと思えるが、健康被害が発生した場合国が保障の対象としていないため現状では実施困難、健康被害へ被接種者全員を国が保障してほしい。住民届を出せば日本人と同様、住民届がない日本人でも対応できないことがありますが。(近畿)</li> <li>・行政機関としては、法的根拠がなければ公的サービスは困難であり、出入国管理及び難民認定法等が改正されない限り不法在留者の望む援助は困難であり、相談、助言も対応する個々の判断によらざるを得ず、不法在留者間の公平、平等を欠くことになるかと考えます。(北海道)</li> <li>・外国語のできる相談員は相談機関を国の責任で実施すべきである(既存の機関に附与することも含め)、人道上から不法在留外国人に対し、福祉制度を適用するよう法改正すべきである。(関東)</li> <li>・外国人だから不法在留だからというわくを作らないで「同じ地球の子」という考え方で恩恵を受けられるようにしてあげられればと思う。言葉の通じない不便さを感じます。総合的に在日外国人が相談を受けられるセンターがあればよい。言葉の問題が大きいため外国語パンフレットの作成、語学研修などの機会を設けてほしい(中部)</li> <li>・「不法在留」という用語によってまるでその存在自体が不法なのかの様に扱われていることに怒りを感じます。国際人権規約では当然とされる諸制度の利用についても制限を加え排除しようとする行政の動きに危機感を持たざるをえません。福祉事務所から「福祉」を背抜きにするもので絶対にいけません。(近畿)</li> <li>・福祉の現場はその性質上即対応を迫られる、とりえず人道的意味での保護できる体制が制度として確立できればよいと思う、児童の権利条約を日本が批准した時には実現できればと思っている。(東北)</li> </ul>	



表35 都道府県別外国人出生児数と総出生児数に占める割合：1992年

都道府県	総出生児数	(%)	外国人総出生児数	(%)	父母共日本	(%)	父母一方外国	(%)	父母共外国	(%)
北海道	53197	100.0	291	0.5	52906	99.5	215	0.4	76	0.1
東北										
青森	14502	100.0	109	0.8	14393	99.2	93	0.6	16	0.1
岩手	13921	100.0	89	0.6	13832	99.4	76	0.5	13	0.1
宮城	23010	100.0	181	0.8	22829	99.2	132	0.6	49	0.2
秋田	10721	100.0	50	0.5	10671	99.5	44	0.4	6	0.1
山形	12020	100.0	122	1.0	11898	99.0	103	0.9	19	0.2
福島	22430	100.0	178	0.8	22252	99.2	142	0.6	36	0.2
合計	96604	100.0	729	0.8	95875	99.2	500	0.6	139	0.1
関東										
茨城	29192	100.0	523	1.8	28669	98.2	377	1.3	146	0.5
栃木	19558	100.0	373	1.9	19185	98.1	256	1.3	117	0.6
群馬	19859	100.0	475	2.4	19383	97.6	285	1.4	190	1.0
埼玉	65560	100.0	1443	2.2	64117	97.8	1102	1.7	341	0.5
千葉	53454	100.0	1395	2.6	52059	97.4	1069	2.0	326	0.6
東京	102709	100.0	5131	5.0	97578	95.0	3387	3.3	1744	1.7
神奈川	80558	100.0	2331	2.9	78227	97.1	1578	2.0	753	0.9
合計	370889	100.0	11671	3.1	359218	96.9	8054	2.2	3617	1.0
中部										
新潟	23462	100.0	202	0.9	23260	99.1	174	0.7	28	0.1
富山	9901	100.0	100	1.0	9801	99.0	86	0.9	14	0.1
石川	11425	100.0	100	0.9	11325	99.1	76	0.7	24	0.2
福井	8311	100.0	123	1.5	8188	98.5	100	1.2	23	0.3
山梨	8922	100.0	126	1.4	8796	98.6	95	1.1	31	0.3
長野	21651	100.0	395	1.8	21256	98.2	282	1.3	113	0.5
岐阜	20472	100.0	293	1.4	20179	98.6	172	0.8	121	0.6
静岡	36309	100.0	735	2.0	35574	98.0	399	1.1	336	0.9
愛知	72451	100.0	1960	2.7	70491	97.3	1189	1.6	771	1.1
合計	212914	100.0	4034	1.9	208880	98.1	2573	1.2	1461	0.7
近畿										
三重	17789	100.0	258	1.5	17531	98.5	155	0.9	103	0.6
滋賀	13422	100.0	215	1.6	13207	98.4	123	0.9	92	0.7
京都	24254	100.0	945	3.9	23309	96.1	529	2.2	416	1.7
大阪	88356	100.0	3936	4.5	84420	95.5	2238	2.5	1698	1.9
兵庫	53786	100.0	1685	3.1	52101	96.9	952	1.8	733	1.4
奈良	13382	100.0	220	1.6	13162	98.4	166	1.2	54	0.4
和歌山	9971	100.0	105	1.1	9866	98.9	71	0.7	34	0.3
合計	220960	100.0	7364	3.3	213596	96.7	4234	1.9	3130	1.4
中国										
鳥取	5994	100.0	78	1.3	5916	98.7	57	1.0	21	0.4
島根	7095	100.0	50	0.7	7045	99.3	36	0.5	14	0.2
岡山	18894	100.0	213	1.1	18681	98.9	142	0.8	71	0.4
広島	28570	100.0	523	1.8	28047	98.2	363	1.3	160	0.6
山口	13613	100.0	269	2.0	13344	98.0	168	1.2	101	0.7
合計	74166	100.0	1133	1.5	73033	98.5	766	1.0	367	0.5
四国										
徳島	7452	100.0	37	0.5	7415	99.5	32	0.4	5	0.1
香川	9425	100.0	60	0.6	9366	99.4	40	0.4	20	0.2
愛媛	14410	100.0	95	0.7	14315	99.3	72	0.5	23	0.2
高知	7159	100.0	46	0.6	7113	99.4	34	0.5	12	0.2
合計	38447	100.0	238	0.6	38209	99.4	178	0.5	60	0.2
九州										
福岡	47799	100.0	617	1.3	47182	98.7	397	0.8	220	0.5
佐賀	9182	100.0	51	0.6	9131	99.4	39	0.4	12	0.1
長崎	16091	100.0	155	1.0	15936	99.0	100	0.6	55	0.3
熊本	18595	100.0	103	0.6	18492	99.4	79	0.4	24	0.1
大分	11533	100.0	81	0.7	11452	99.3	57	0.5	24	0.2
宮崎	12038	100.0	47	0.4	11991	99.6	41	0.3	6	0.0
鹿児島	18012	100.0	99	0.5	17913	99.5	82	0.5	17	0.1
合計	133250	100.0	1153	0.9	132097	99.1	795	0.6	358	0.3
沖縄	17460	100.0	336	1.9	17124	98.1	297	1.7	39	0.2
外国	378	100.0	97	25.7	281	74.3	68	18.0	29	7.7
総合計	1218265	100.0	27046	2.2	1191219	97.8	17770	1.5	9276	0.8

割合 (%)

厚生省「人口動態統計」より作成

表36 オーストラリア・タイ・妊産婦及び見の母子保健・医療に関する研究報告

国名	研究年	研究対象	研究内容	研究結果
A	オーストラリア 1990年 (東京)	母子保健 妊産婦	オーストラリアの母子保健の現状を報告、胎児死亡まで来日、ダンサーとして 授乳、日本人産生とつきあひ妊娠する、相手の男性は行方不明。 ・妊娠中適切な母子保健が望まれない場合、法的保護もつけられなかった。 ・不法移民であるため医療費、法的保護もつけられなかった。 ・入籍中意思決定が困難に陥る、産後ケアに十分なサポートがなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。	出産前産後期の母子保健の重要性は認識されており、 これまでの母子保健が産後では産前よりも少ない 状態である。産後の重要性の認識と対応を検討 する必要がある。
B	タイ 1991年 (東京)	母子保健 妊産婦	タイの母子保健の現状を報告、胎児死亡まで来日、ダンサーとして 授乳、日本人産生とつきあひ妊娠する、相手の男性は行方不明。 ・妊娠中適切な母子保健が望まれない場合、法的保護もつけられなかった。 ・不法移民であるため医療費、法的保護もつけられなかった。 ・入籍中意思決定が困難に陥る、産後ケアに十分なサポートがなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。	心算も産後期の母子保健の重要性は認識されており、 これまでの母子保健が産後では産前よりも少ない 状態である。産後の重要性の認識と対応を検討 する必要がある。
C	タイ 1991年 (東京)	母子保健 妊産婦	タイの母子保健の現状を報告、胎児死亡まで来日、ダンサーとして 授乳、日本人産生とつきあひ妊娠する、相手の男性は行方不明。 ・妊娠中適切な母子保健が望まれない場合、法的保護もつけられなかった。 ・不法移民であるため医療費、法的保護もつけられなかった。 ・入籍中意思決定が困難に陥る、産後ケアに十分なサポートがなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。	心算も産後期の母子保健の重要性は認識されており、 これまでの母子保健が産後では産前よりも少ない 状態である。産後の重要性の認識と対応を検討 する必要がある。
D	タイ 1991年 (東京)	母子保健 妊産婦	タイの母子保健の現状を報告、胎児死亡まで来日、ダンサーとして 授乳、日本人産生とつきあひ妊娠する、相手の男性は行方不明。 ・妊娠中適切な母子保健が望まれない場合、法的保護もつけられなかった。 ・不法移民であるため医療費、法的保護もつけられなかった。 ・入籍中意思決定が困難に陥る、産後ケアに十分なサポートがなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。	心算も産後期の母子保健の重要性は認識されており、 これまでの母子保健が産後では産前よりも少ない 状態である。産後の重要性の認識と対応を検討 する必要がある。
E	タイ 1991年 (東京)	母子保健 妊産婦	タイの母子保健の現状を報告、胎児死亡まで来日、ダンサーとして 授乳、日本人産生とつきあひ妊娠する、相手の男性は行方不明。 ・妊娠中適切な母子保健が望まれない場合、法的保護もつけられなかった。 ・不法移民であるため医療費、法的保護もつけられなかった。 ・入籍中意思決定が困難に陥る、産後ケアに十分なサポートがなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。 ・産後のケアが不十分で、母子保健の重要性が認識されなかった。	心算も産後期の母子保健の重要性は認識されており、 これまでの母子保健が産後では産前よりも少ない 状態である。産後の重要性の認識と対応を検討 する必要がある。



表36 オーバーテイスティ妊娠婦及び児の母子保健・医療に関する研究報告(つづき)

区	研究・報告	対象地域	研究の概要	研究の内容
J	一宮和夫他 1993年 (茨城) 第341回(2)第4頁	東海アジア 中津米	オーバーテイスティの母子保健医療研究に関する研究および問題の概要 の地上、産科における母子健康の見地からみると、無国籍ベビーの増加が懸念されている。 ・年毎約22名前後の外国人入籍があり、その約半数が分娩の証明であるが、その半分以上が ビザ切れの無国籍ベビーが出生し、出生証明書を提出していない可能性があり、また、 ・この出生の無国籍ベビーが出生後、出生届を提出しないうちに出生届を提出する必要があるが、 が先行してくるものも増加される。 ・無国籍分娩で承認風などにより人に認した場合は、経済的問題と国籍問題により大きな悩みを 背負っているが、その出生、育児をするケースと承認風を出産したケースの連続調査 ・1年間間の分娩件数は、オーバーテイスティの者も含め30例で、国籍はほとんどアジア系であった。 ・未帰国のまま分娩した者3例、在日3年以内の者22例、在日3年以上の者3例、 ・香川県産の者1例であり、身体的、精神的、社会的にもハイリスクグループである。	これら無国籍ベビーが母国を離れて日本に在る場合にはその出生 の理由を証明する必要があると思われる。出生届を提出しないままに出生届を提出する から出生届を提出しないままに出生届を提出するなどの行為は、その出生届を提出する 際々出生届を提出しないままに出生届を提出するなどの行為は、その出生届を提出する 必要があるとするれば、どのような方法をとり得るかが 1. 産科の有無と外国人のおかれている状況 2. 文化、風俗、習慣の差 3. 母国での出生届を提出しないままに出生届を提出する 4. 医師や保健所などの公的機関の対応 5. 出生届の提出 6. 外国人の育児、など これらの状況と問題点を明確にしソリューション がこれらの状況と問題点を明確にしソリューション
K	生田典子他 1993年 (大阪) 第341回(2)第4頁	アジア系	日本に暮らす外国人が多くなり、当院にはおいて産科から受け入れている。 米軍基地周辺地帯以外からの、外国人の新生児入籍が増えている。 ・オーバーテイスティ・日本籍の問題として言葉の問題がある。通訳が必要な場合も予 見されるが、育児および分娩の準備が不足している。通訳が必要な場合も予見される ・社会、経済的問題：不法移民など、多くは復讐も受け入れている。また、経済的に不安定な上 ・育児、経済的問題：不法移民など、多くは復讐も受け入れている。また、経済的に不安定な上 ・社会と、福祉と、行政との関係をはかる上で医療ソーシャルワーカーの関与が重要ではない ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい	今後様々な国の人々との関わりを持つことになる と感ずられるが、子どもをもつ際の状況が異なる つて変わるはずもない。外国人は言語、経済、 習慣などにより多岐にわたる問題を抱えて生活するが、 彼らが適切な治療を受け、日本で生活するが には、医療スタッフもその言語、習慣の人々の理解が 不可欠。私たちは彼らの母国、習慣を学び理解 を深め、どのようにしていくかが問題となる。 見および医療の主体性が確保できるような 援助が必要である。
L	神崎純江他 1993年 (津波川) 第341回(2)第4頁	アジア地域	日本に暮らす外国人が多くなり、当院にはおいて産科から受け入れている。 米軍基地周辺地帯以外からの、外国人の新生児入籍が増えている。 ・オーバーテイスティ・日本籍の問題として言葉の問題がある。通訳が必要な場合も予 見されるが、育児および分娩の準備が不足している。通訳が必要な場合も予見される ・社会、経済的問題：不法移民など、多くは復讐も受け入れている。また、経済的に不安定な上 ・育児、経済的問題：不法移民など、多くは復讐も受け入れている。また、経済的に不安定な上 ・社会と、福祉と、行政との関係をはかる上で医療ソーシャルワーカーの関与が重要ではない ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい ・母国での生活習慣、宗教、医療状況に合わせることを優先にしたい	今後様々な国の人々との関わりを持つことになる と感ずられるが、子どもをもつ際の状況が異なる つて変わるはずもない。外国人は言語、経済、 習慣などにより多岐にわたる問題を抱えて生活するが、 彼らが適切な治療を受け、日本で生活するが には、医療スタッフもその言語、習慣の人々の理解が 不可欠。私たちは彼らの母国、習慣を学び理解 を深め、どのようにしていくかが問題となる。 見および医療の主体性が確保できるような 援助が必要である。



(在留資格のない「不法在留」の児童及び妊産婦について、質問の続き)

d 相談ケースの援助に個人的なボランティア協力を得たことはありますか。

- ① はい ② いいえ

どのような協力ですか (複数回答)

- イ 通訳    ロ 助言や相談    ハ 帰国の援助    ニ 就職の紹介  
ホ 住宅の紹介    ヘ 経済的援助    ト その他 ( )

e 相談ケースの援助にNGO (民間機関や組織) の協力を得たことがありますか。

- ① はい ② いいえ

どのような協力ですか (複数回答)

- イ 緊急保護    ロ 施設への入所    ハ 助言や相談    ニ 帰国の援助  
ホ 就職の紹介    ヘ 住宅の紹介    ト その他 ( )

f 在留資格のない「不法在留」の児童及び妊産婦の援助・支援をする際に、他の法的に問題のない在日外国人と比べて、どのような問題の特徴や、問題解決上の困難がありますか。

① ケースが抱えている問題の特徴

② 問題解決上の困難

5. 過去5年間の、児童及び妊産婦についての相談ケース件数をお聞かせください。

(1年間は4月1日から翌年3月31日)

a 日本人の妊産婦の相談件数

年	1988	1989	1990	1991	1992
件数					

b 日本人の児童の相談件数

年	1988	1989	1990	1991	1992
件数					

c 外国人の妊産婦の相談件数

年	1988	1989	1990	1991	1992
件数					

d 外国人の児童の相談件数

年	1988	1989	1990	1991	1992
件数					

6. 過去5年間に、相談を受けた外国人妊産婦ケースの国籍（出身国）及び在留資格について  
 a 外国人妊産婦ケースの国籍について人数をお答えください。

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
(.アジア)					
韓国・朝鮮					
中国					
フィリピン					
タイ					
ベトナム					
その他					
(南アメリカ)					
ブラジル					
ペルー					
その他					
(北アメリカ)					
アメリカ					
その他					
(ヨーロッパ)					
イギリス					
その他					
(アフリカ)					
(オセアニア)					
その他					
国籍不明					
*日本国籍					

\* 出身国及び文化的背景は外国で、結婚によって日本国籍を得た者

b 外国人妊産婦ケースの在留資格についてお聞きます。

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
日本人の配偶者					
短期滞在(観光)					
興行					
留学/就学					
永住者					
「不法在留」					
その他					
不明					

7. 相談を受けた外国人児童ケースの国籍及び在留資格について

a 在日外国人の児童の国籍について人数をお答えください。

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
(アジア)					
韓国・朝鮮					
中国					
フィリピン					
タイ					
ベトナム					
その他					
(南アメリカ)					
ブラジル					
バルー					
その他					
(北アメリカ)					
アメリカ					
その他					
(ヨーロッパ)					
イギリス					
その他					
(アフリカ)					
(オセアニア)					
その他					
国籍不明					
*日本国籍					

\*相談に来た母親（父親）が外国人、夫（妻）が日本人で児が日本国籍を取得している場合

b 外国人児童ケースの在留資格人数についてお聞きします。

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
日本人の子					
短期滞在(観光)					
永住者					
*「不法在留」					
その他					
不 明					

\*出生届けが法的にどこにも出されておらず、国籍のない状態の児童

c 外国人児童ケースの年齢別人数についてを聞きします。

\*在留資格のない「不法在留」の児童の人数は（ ）内にお書きください。

	1988	1989	1990	1991	1992
0歳	( )	( )	( )	( )	( )
1歳-3歳	( )	( )	( )	( )	( )
3歳-5歳	( )	( )	( )	( )	( )
5歳-7歳	( )	( )	( )	( )	( )
7歳-15歳	( )	( )	( )	( )	( )
15歳-18歳	( )	( )	( )	( )	( )

8. 外国人の児童および妊産婦ケースの相談内容件数についてお聞きします。

\*在留資格のない「不法在留」の児童および妊産婦は（ ）内にお書きください。（複数回答）

相談内容	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
出産費用の問題	( )	( )	( )	( )	( )
養育費用の問題	( )	( )	( )	( )	( )
医療費用の問題	( )	( )	( )	( )	( )
生活費用の問題	( )	( )	( )	( )	( )
母親の身体的問題	( )	( )	( )	( )	( )
母親の心理的・精神的問題	( )	( )	( )	( )	( )
子どもの身体的問題	( )	( )	( )	( )	( )
子どもの心理的・精神的問題	( )	( )	( )	( )	( )
離婚問題	( )	( )	( )	( )	( )
ビザ等の身分保障問題	( )	( )	( )	( )	( )
住宅の問題	( )	( )	( )	( )	( )
就業の問題	( )	( )	( )	( )	( )
人権問題	( )	( )	( )	( )	( )
その他	( )	( )	( )	( )	( )

9. 外国人の母子保健・福祉上の援助における母子保健法、児童福祉法、生活保護法に関する制度の適応について実際に活用した制度について件数を御記入して下さい。

\*在留資格のない「不法在留」のケースは( )内に御記入して下さい。

制度		1988年	1989年	1990年	1991年	1992年
生活保護法	医療扶助	( )	( )	( )	( )	( )
	出産扶助	( )	( )	( )	( )	( )
	教育扶助	( )	( )	( )	( )	( )
	生活扶助	( )	( )	( )	( )	( )
	住宅扶助	( )	( )	( )	( )	( )
	その他	( )	( )	( )	( )	( )
児童福祉法	育成医療の給付	( )	( )	( )	( )	( )
	助産施設の利用	( )	( )	( )	( )	( )
	母子寮の入寮	( )	( )	( )	( )	( )
	保育所の入所	( )	( )	( )	( )	( )
	乳児院の入院	( )	( )	( )	( )	( )
	その他	( )	( )	( )	( )	( )
母子保健法	妊産婦および乳幼児の保健指導	( )	( )	( )	( )	( )
	新生児の訪問指導	( )	( )	( )	( )	( )
	乳幼児の健康診査	( )	( )	( )	( )	( )
	妊産婦の健康診査	( )	( )	( )	( )	( )
	栄養摂取に関する援助	( )	( )	( )	( )	( )
	母子手帳の交付	( )	( )	( )	( )	( )
	妊産婦の訪問指導	( )	( )	( )	( )	( )
	未熟児の訪問指導	( )	( )	( )	( )	( )
	未熟児養育医療の給付	( )	( )	( )	( )	( )
	その他	( )	( )	( )	( )	( )

10. 在日外国人の児童および妊産婦の母子保健・福祉について何か御意見がございましたらお聞かせ下さい。

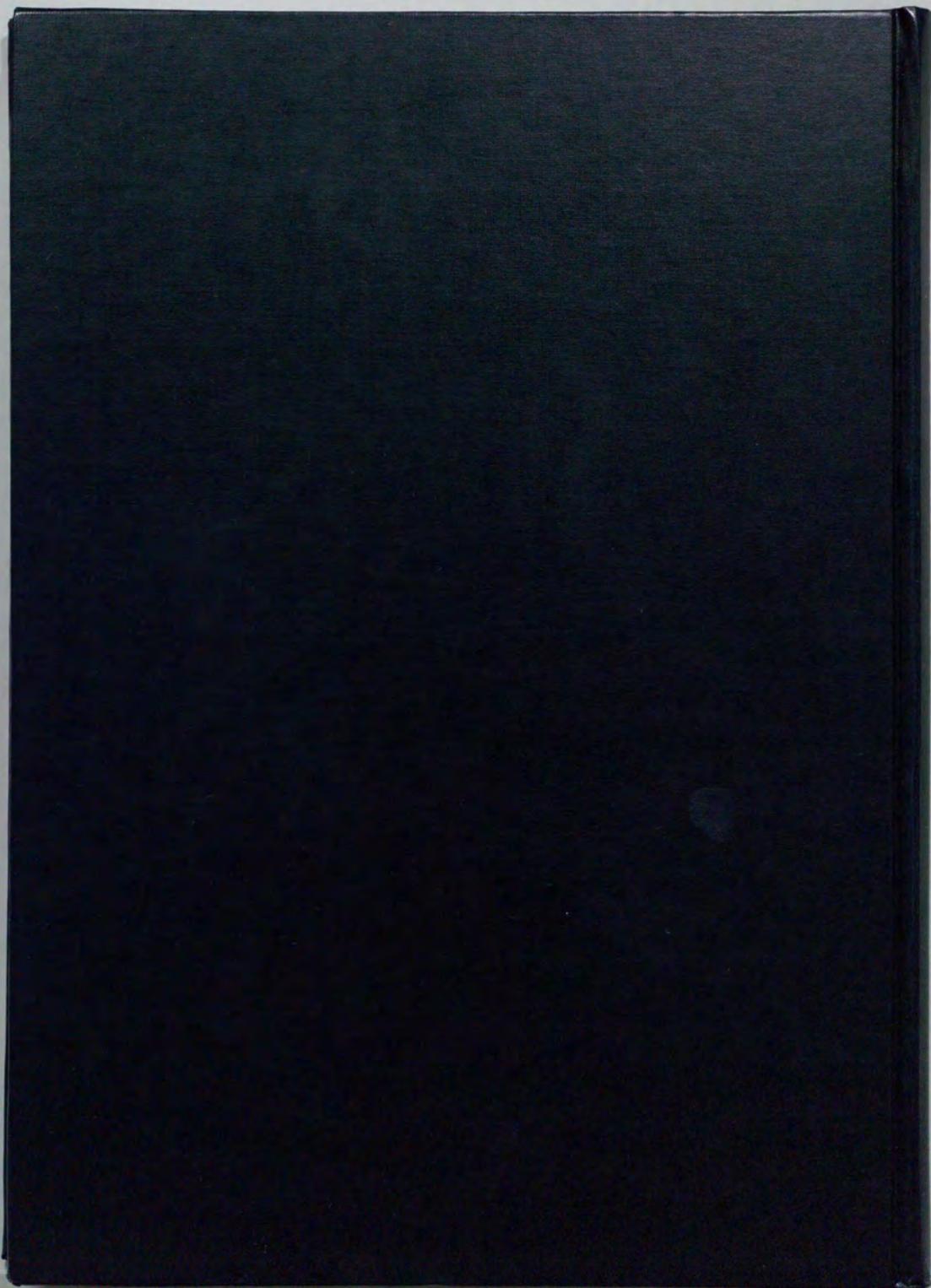
御多忙中のところ、本調査に御協力していただきまして、まことに有難うございました。

\*尚、アンケートは9月中旬頃までに、同封の返送用封筒に入れ投函して下さい。

\*1992年度のケースの内、在留資格のない「不法在留」の児童及び妊産婦のケースについて個別記入をお願いします。

相談年月 来所経路 年齢 国籍 職業 在日年数 婚姻形態 父親の国籍 主訴 援助内容および経過

1											
2											
3											
4											
5											



inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM-Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch 1]	[Patch 2]	[Patch 3]	[Patch 4]	[Patch 5]	[Patch 6]	[Patch 7]	[Patch 8]	[Patch 9]

# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM-Kodak

A	1	2	3	4	5	6	M	8	9	10	11	12	13	14	15	B	17	18	19
[Patch 10]	[Patch 11]	[Patch 12]	[Patch 13]	[Patch 14]	[Patch 15]	[Patch 16]	[Patch 17]	[Patch 18]	[Patch 19]	[Patch 20]	[Patch 21]	[Patch 22]	[Patch 23]	[Patch 24]	[Patch 25]	[Patch 26]	[Patch 27]	[Patch 28]	[Patch 29]